

第一期

福 井 市

こども未来計画 (素案)



令和7年 月
福井市

目 次

第1部 総論

第1章 計画の概要

計画策定の趣旨
こどもの定義
計画期間
計画の推進体制と評価

第2章 こどもや若者を取り巻く現状と課題

こども・若者を取り巻く国の現状と課題
こども・若者を取り巻く本市の現状と課題

第3章 計画の基本的な考え方

福井市こども未来条例
計画の基本理念
施策の方向
施策の体系
重要施策

第2部 各論

第1章 施策の展開

施策の方向1 安心して子どもを産み育てることができる環境を整えます

基本施策1 安心して子どもを産み育てることができる保健・医療環境の充実

施策1 母子の健康の確保と増進

施策2 不妊・不育への支援

施策3 小児救急医療の提供

基本施策2 乳幼児期における子どもの育ちを支える成育環境の充実

施策4 多様なニーズに応じた教育・保育サービスの充実

施策5 乳幼児の健全育成

施策の方向2 子どもが成長できる環境を整えます

基本施策3 こどもの学びの機会の確保

施策6 こどもの生きる力を伸ばす学校教育の充実

施策7 家庭及び地域における豊かな心と健やかな体の育成

施策8 将来をみすえた自主性・自立性の育成

施策9 高校、大学への進学機会の支援

基本施策4 すべてのこどもの健やかな成長のサポート

施策10 こどもの居場所づくり

施策の方向3 若者が自らの意思で将来を選択できるよう支援します

基本施策5 若者への支援

施策11 若者の就職支援

施策 1 2 結婚・妊娠・出産を希望する若者への支援

施策の方向 4 すべてのこどもの成長過程を支援します

基本施策 6 特別な支援を必要とする子どもへの配慮

施策 1 3 こどもの貧困対策の推進

施策 1 4 児童虐待防止・社会的養護を必要とする子どもへの支援

施策 1 5 障がいのある子どもや医療的ケア児への支援

施策 1 6 外国につながる子どもへの支援

施策 1 7 ヤングケアラーへの支援

施策 1 8 その他特別な支援が必要な子どもへの支援

基本施策 7 こどもの権利の保障、人権や健全な育成環境の確保

施策 1 9 こどもの権利を保障するための体制整備

施策 2 0 こどもの生活の安全を守る事業の推進

施策の方向 5 保護者への子育て支援を充実し、社会全体でこどもの育ちを支えます

基本施策 8 保護者等への子育て支援の充実

施策 2 1 子育て支援事業の充実

施策 2 2 子育てにかかる経済的負担の軽減

施策 2 3 ひとり親家庭への支援

施策 2 4 支援が必要な人への情報発信や相談体制の強化

基本施策 9 職域・地域・行政における支援体制の整備

施策 2 5 ワーク・ライフ・バランスの推進、家事・育児参画の推進

施策 2 6 地域の人材と連携した子育て支援機能の向上

施策 2 7 子育てにやさしい生活環境の整備

第2章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

教育・保育提供区域の設定

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

第3部 資料

参考資料

計画策定に係る調査

計画策定の経過

第1部

総論

第1章 計画の概要

第2章 こどもや若者を取り巻く現状と課題

第3章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の概要

1

計画策定の趣旨

(1) こども計画策定の趣旨

令和5年の国内の出生数は約73万人と8年連続減少し、過去最低となり、少子化、人口減少に歯止めがかかっていません。そのような状況に加え、こどもの貧困、ヤングケアラーなど、こどもを取り巻く状況は深刻化・複雑化しています。

このようななか、令和5年4月に国は、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行しました。また、同年12月、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」(大綱)を策定しました。

本市においては、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の施行にあわせ、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」の一体的な計画として、「福井市子ども・子育て支援事業計画」(第一期：平成27年度～令和元年度、第二期：令和2年度～令和6年度)を策定し、少子化対策、子育て支援のための総合的な取組の一環として「母子の健康の確保と増進」、「子育てにかかる経済的負担の軽減」等、11の項目を重点施策に定めて取り組んできました。

また、令和6年4月には、妊娠・出産・子育てまでの支援を総合的かつ一体的に進めるため「こども未来部」を設置しました。

このたび、「こどもまんなか社会」の実現に向け制定する「福井市こども未来条例」(未来条例)の理念に基づき施策を展開するため、また、こども基本法において、「市町村こども計画」の策定が求められていることも踏まえ、「福井市こども未来計画」を策定しました。

計画策定にあたっては、すべてのこどもについて、意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会の確保、意見の尊重といった「こども基本法」に定められている基本理念を踏まえ、こども・若者等から意見を聴取し策定しました。現状と課題を踏まえながら、「こどもの居場所づくり」や「若者の就労支援」等を新たな施策として追加するとともに、「児童虐待防止・社会的養護を必要とするこどもへの支援」、「こどもの権利を保障するための体制整備」等を重要施策に加えしました。

施策全般をこども目線で捉え直し、こどもの成長をみんなで応援し、こどもの未来が輝くまちを目指し、施策を展開していきます。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」とします。「こども大綱」等を勘案し、以下の計画を一体的に策定することで、本市のこども施策を総合的に推進します。

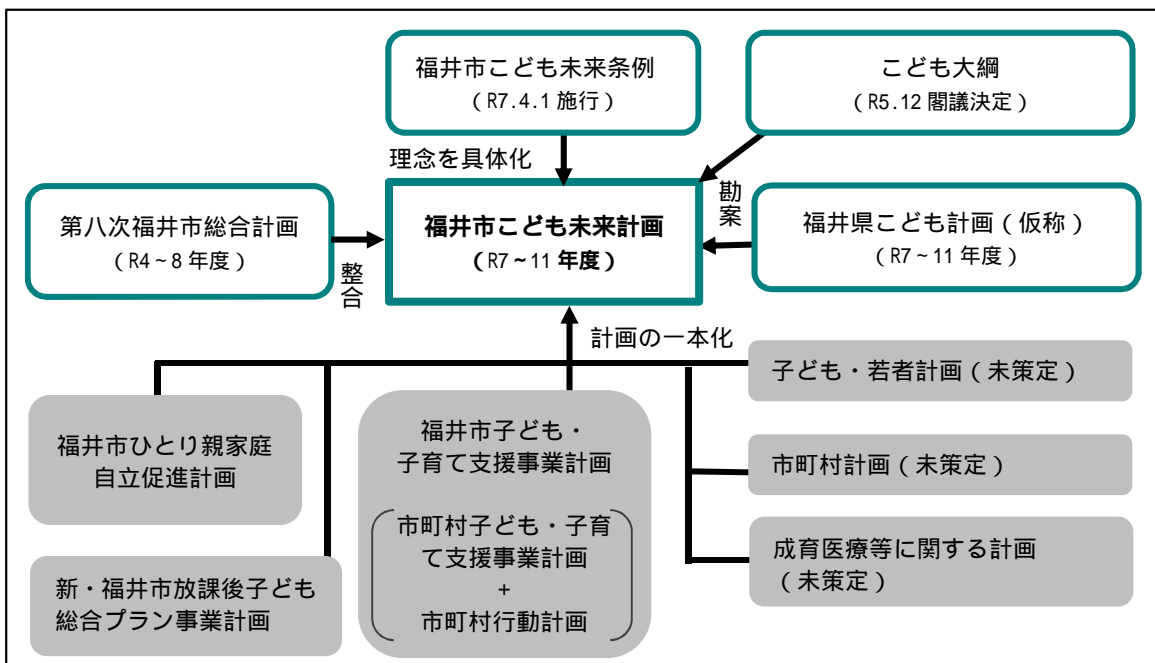
- ・「市町村子ども・子育て支援事業計画」(子ども・子育て支援法第61条)
- ・「市町村行動計画」(次世代育成支援対策推進法第8条)
- ・「ひとり親家庭自立促進計画」(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条)
- ・「新・福井市放課後子ども総合プラン事業計画」(【国】新・放課後子ども総合プラン)
- ・「子ども・若者計画」(子ども・若者育成支援推進法第9条)
- ・「市町村計画」(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条)
- ・「成育医療等に関する計画」(成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第3条)

本計画は、「福井市こども未来条例」(令和7年施行)の基本理念を具体化したものです。

本計画は、「第八次福井市総合計画」の政策「市民の健康を守り、誰もが夢や生きがいを持って安心して暮らせるまちをつくる」の施策「子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくる」を実現するものです。

計画の個々の施策については、本市で策定する各計画と整合性のあるものとします。

【関係法令等及び本市の基本計画との関係】



2

こどもの定義

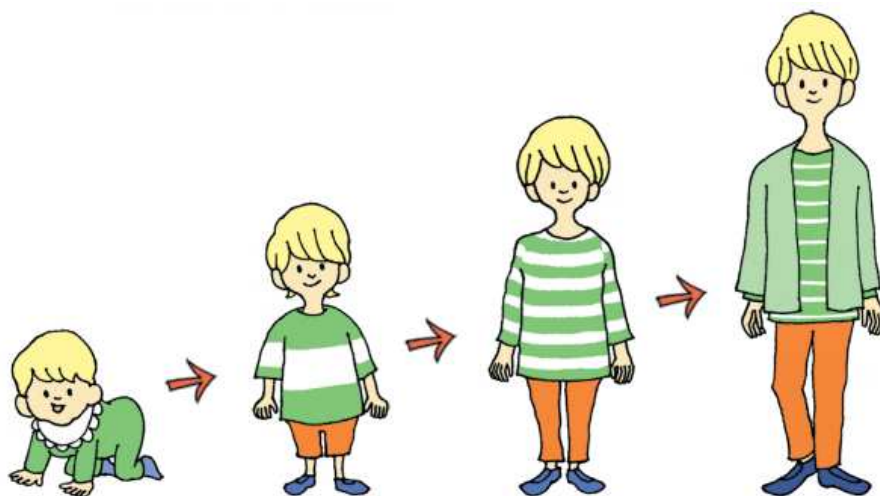
こども基本法では、心身の発達過程にある者を「こども」と定義しており、18歳や20歳といった特定の年齢で区切られているものではありません。そのため、「こども」には「若者」も含まれます。

本計画も基本法の趣旨を踏まえて、「こども」を使用します。ただし、法令に漢字で書いてあるものや、既に漢字の名称を使用したものなどは、引き続き「子ども」を使用します。

また、「若者」については、法令上の定義はありませんが、「こども大綱」では特に青年期の全体が範囲に入ることを明確にする場合に「若者」の言葉を用いています。本計画も、「こども」の対象範囲を分かりやすく示すため、「若者」を使用します。

【こどもの考え方・用法】

こども	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の発達過程にある者(「こども基本法」第2条)を指す。 ・18歳や20歳といった特定の年齢で区切られているものではない。 ・若者も含む。 ・法令に根拠があるなどの場合を除き、原則平仮名を用いる。
若者	<ul style="list-style-type: none"> ・青年期(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満)にある者。 ・法令上の定義はないが、青年期の全体が範囲に入ることを明確にする場合に用いる。



3 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

4 計画の推進体制と評価

1 推進体制

(1) 福井市こども未来推進本部会議

取組を総合的に進めていくための中心組織として、実施状況を毎年調査点検します。

(2) 福井市社会福祉審議会 こども専門分科会

学識経験者や保育・教育関係者、子育てに関わる事業者などの専門的視点から、実施状況について調査審議します。

2 評価

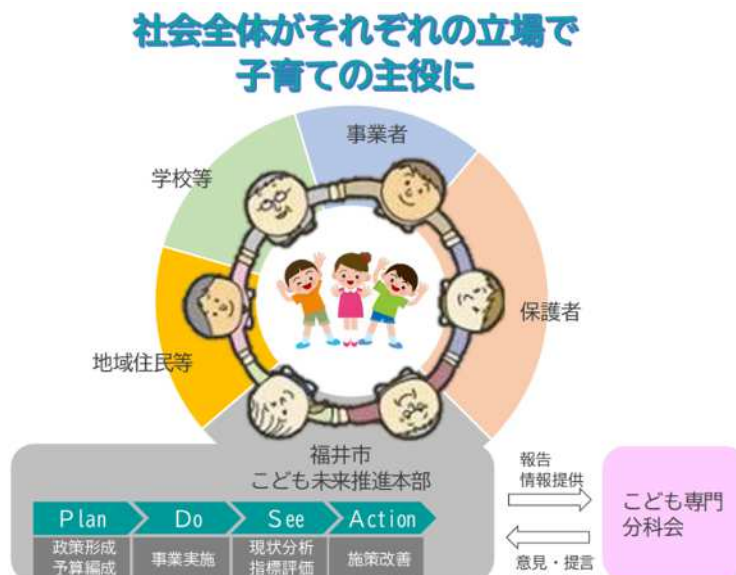
(1) 年度評価

施策の実施状況について、毎年点検評価を行うとともに、必要に応じて事業の見直しを行います。

(2) 中間評価

『教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」』については、事業の実施状況や実績等を踏まえて、必要に応じて本計画の中間年である令和9年度に中間評価を実施し、実施結果をその後の対策や計画の見直し等に反映させます。

評価の結果については、ホームページにて公表します。

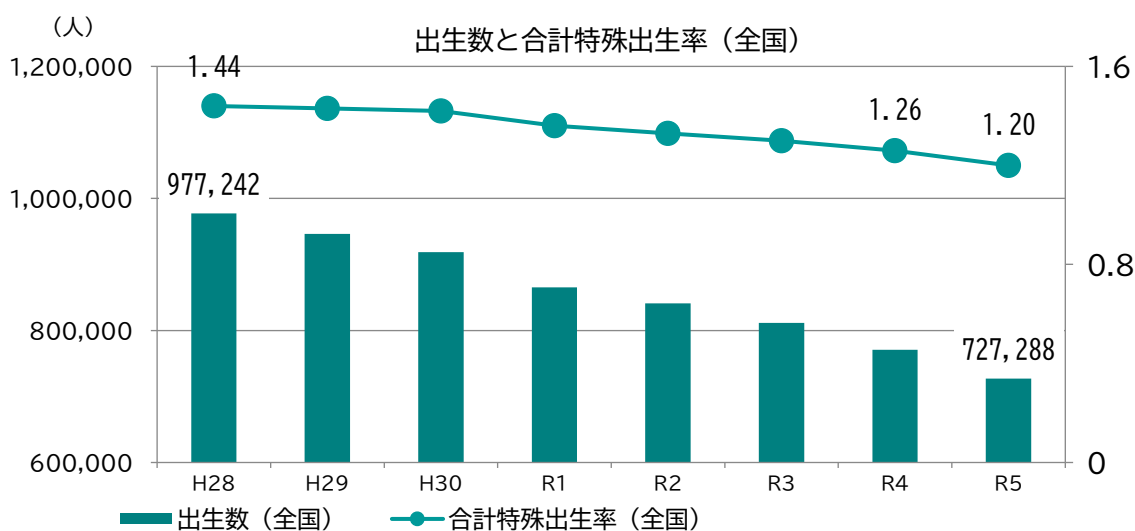


第2章 こどもや若者を取り巻く現状と課題

1 こども・若者を取り巻く国の現状と課題

■少子化・人口減少

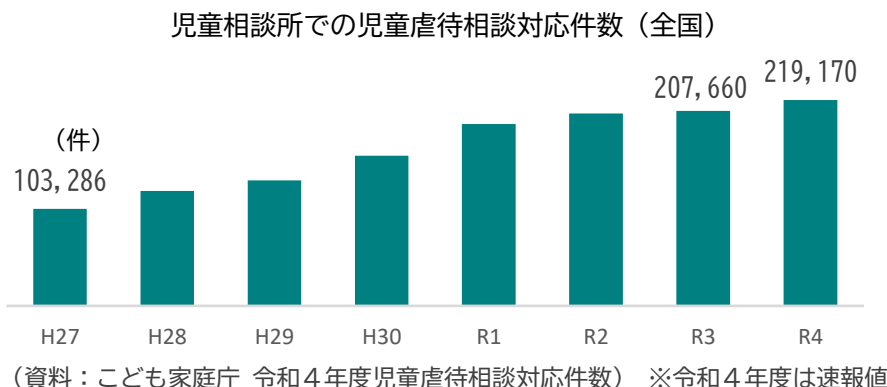
令和5（2023）年の全国の出生数は72万7,288人となり、統計を開始した1899年以来、最低となりました。出生数のピークであった1949年の約270万人と比較すると、3分の1以下にまで減少しました。



（資料：厚生労働省 人口動態統計）

■児童虐待

令和4年度に、全国232か所の児童相談所での児童虐待相談件数は、219,170件と過去最多になっています。児童虐待の背景には、子育ての経済的負担による貧困や、頼る人がいない、虐待の通報が少ないといった孤立問題も影響していることが挙げられます。

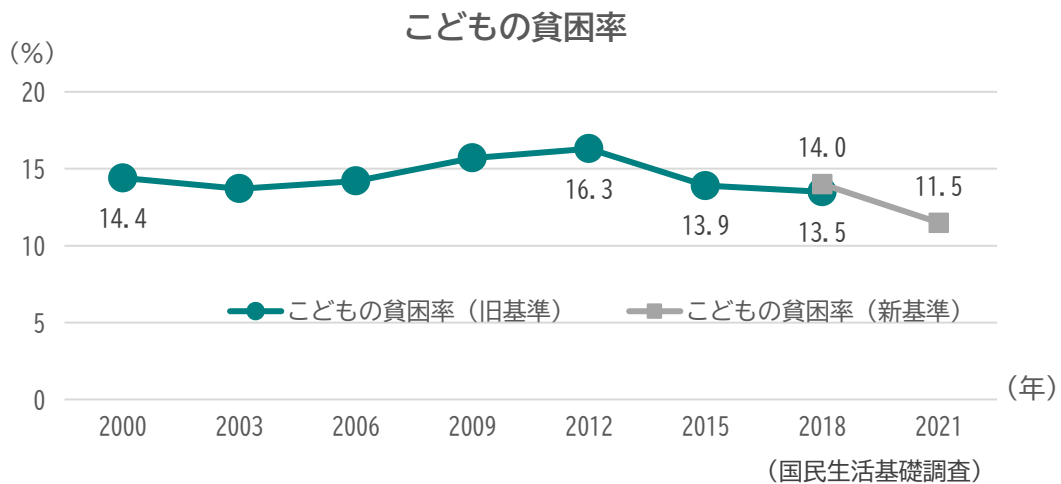


（資料：こども家庭庁 令和4年度児童虐待相談対応件数） ※令和4年度は速報値

■こどもの貧困

厚生労働省の調べによれば、日本の17歳以下のこどもの貧困率は11.5%（2021年）で、約8.7人に1人のこどもが貧困状態にあるともいわれています。家庭が「相対的貧困」の状態にあることで、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていないこどもがいます。

※相対的貧困：その国の所得（等価可処分所得）の中央値の半分に満たない状態。



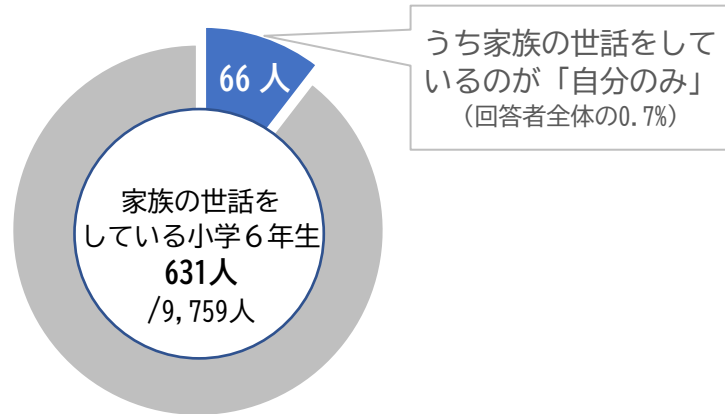
(注)「国民生活基礎調査」における「新基準」の2018年及び2021年の数値は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で算定した数値。それ以外は当該改定前の旧基準に基づく数値。

■ヤングケアラー

ヤングケアラーは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とされ、自由な時間が取れず、学業や進路に影響を及ぼすだけでなく、健全な発育や人間関係の構築を阻むとされています。

しかしながら、本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、支援を必要とするヤングケアラーに気づくことが難しく課題とされています。

自分のみで世話を担うヤングケアラー（全国）



資料：令和2・3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」

2

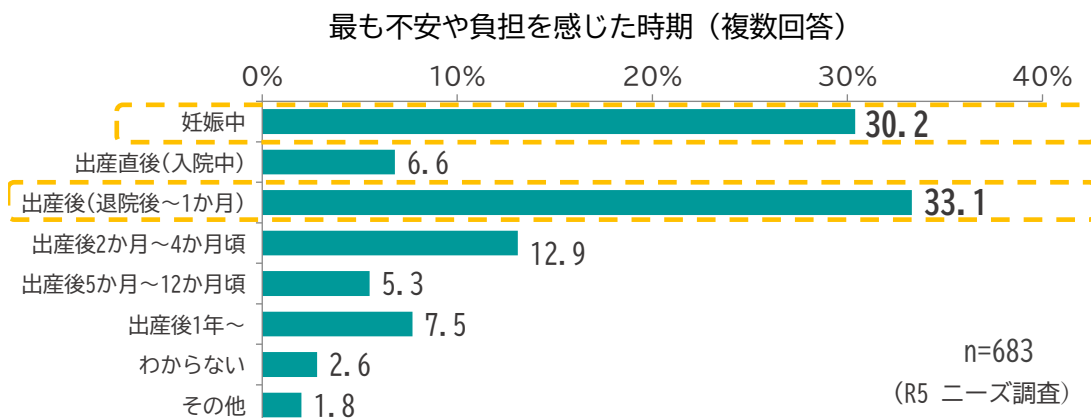
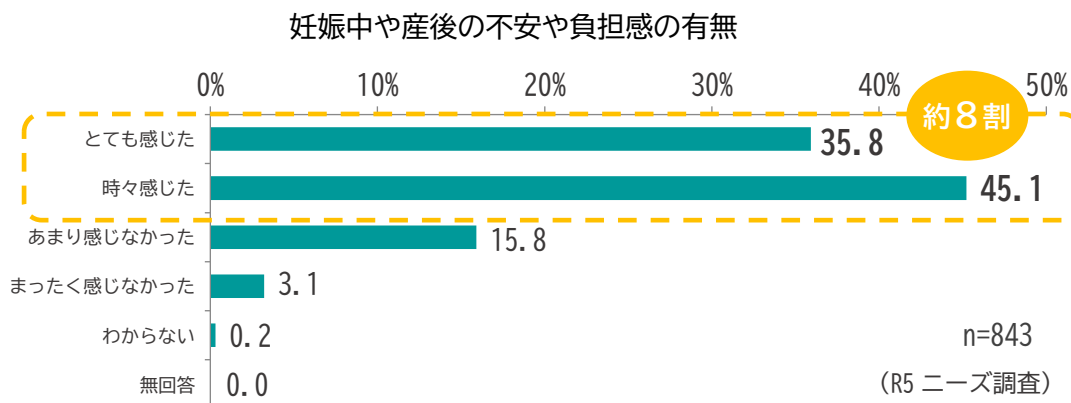
こども・若者を取り巻く本市の現状と課題

(1) 妊娠中や産後における不安や負担 施策1

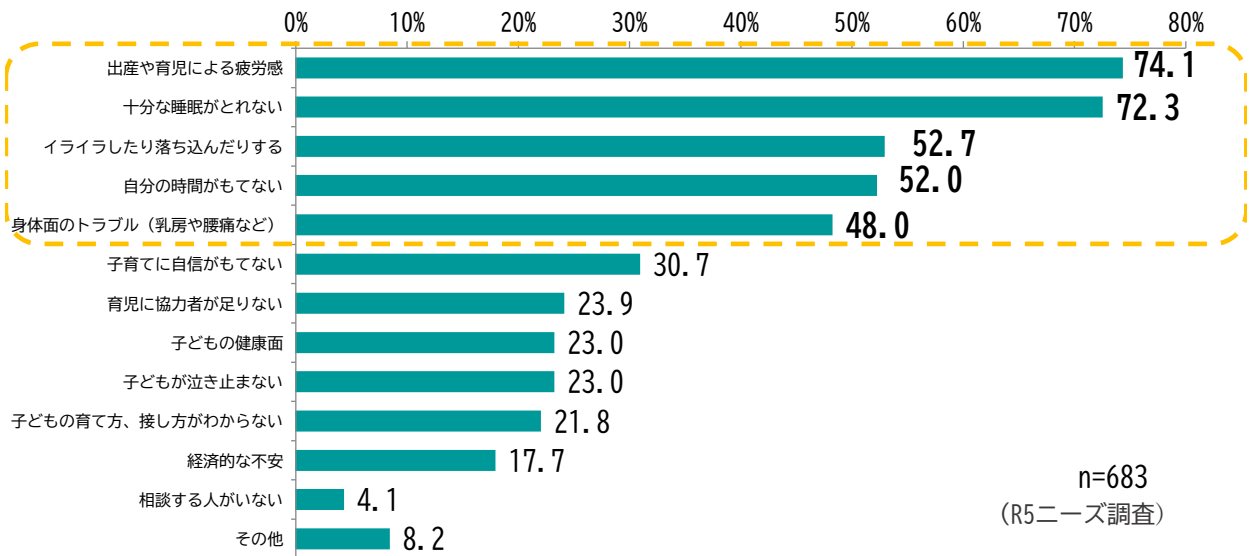
令和5年度に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(以下「R5 ニーズ調査」という。)によると、妊娠中や産後の不安や負担感について、「とても感じた」が35.8%、「時々感じた」が45.1%となっています。

最も不安や負担を感じた時期としては、「出産後(退院後~1か月)」(33.1%)、「妊娠中(30.2%)」が多くなっています。

出産後に不安や負担を感じた内容としては、「出産や育児による疲労感(74.1%)」、「十分な睡眠がとれない(72.3%)」が7割を超えており、約半数の人が「イライラしたり落ち込んだりする(52.7%)」、「自分の時間が持てない(52.0%)」、「身体面のトラブル(48.0%)」と回答しています。



出産後に不安や負担を感じた内容（複数回答）



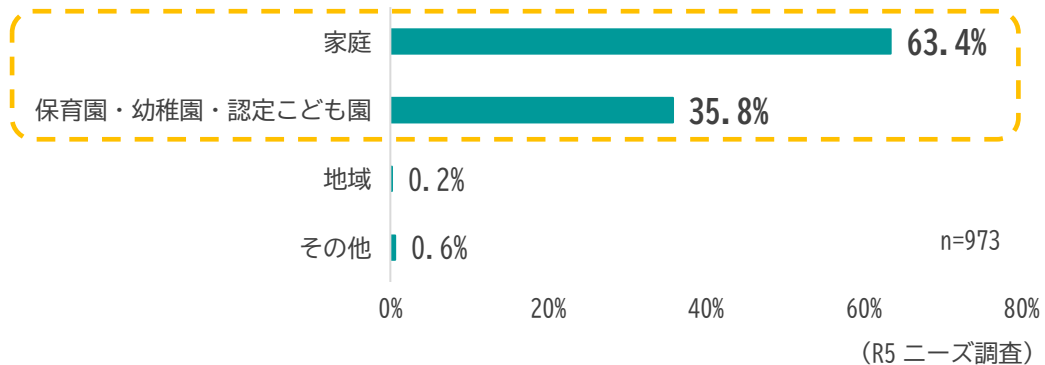
(2) 子育ての環境が与える乳幼児の育成への影響

施策5

「R5ニーズ調査」によると、子育てに影響が大きいと思われる環境については、家庭（63.4%）に次いで、保育園・幼稚園・認定こども園が35.8%と、保育園等が子育てに与える影響は大きいと考えている人が多いことがわかります。

乳幼児期においては、保護者等への『子育て』支援だけでなく、『こどもの育ち』に係る質にもしっかりと目を向けることが重要です。また、豊かな遊びと体験を通して、様々な感覚を働かせながら環境からの刺激を受けることが必要です。

子育てに影響が大きいと思われる環境





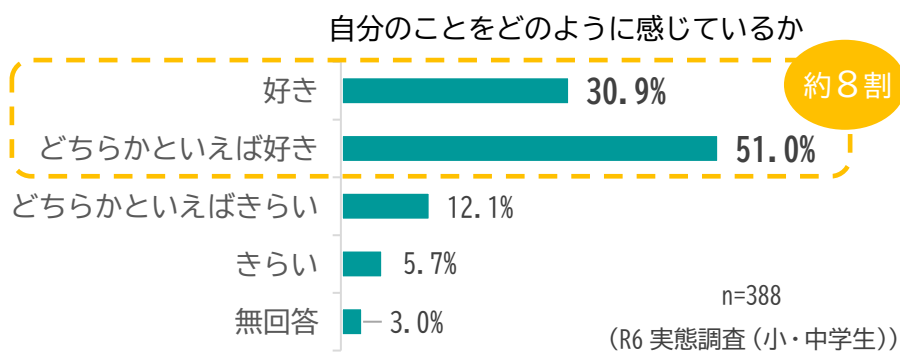
こどもの誕生前から幼児期までは、(中略)、保護者・養育者の『子育て』を支えることだけでなく、『こどもの育ち』に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要である。

(こども大綱一部参考)

(3) こどもの自己肯定感や悩み(学童期・思春期) 施策6

こどもが自分の良さや可能性を認識し、自己肯定感を育むことは、学校生活等の集団生活における自分の役割や責任を自覚し、協調性や社会性を身につけることにつながります。

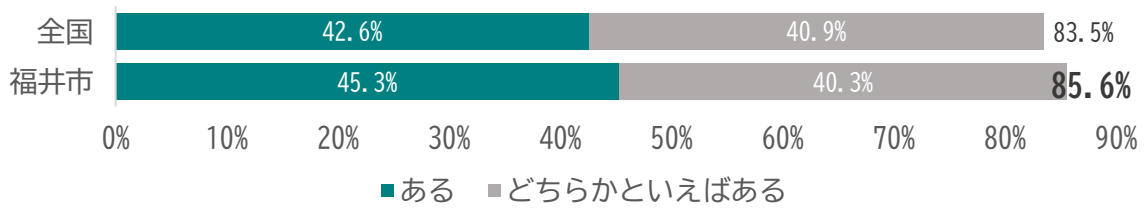
令和6年度に実施した福井市こども・若者等に関する実態調査(以下「R6実態調査」という。)(小・中学生)によると、本市の約8割(81.9%)の小・中学生が「自分のことが好き」と感じています。



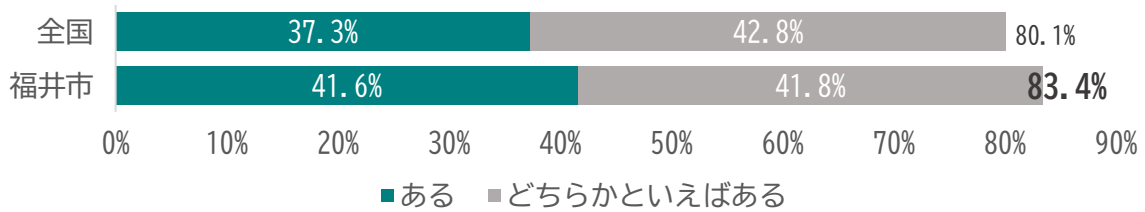
「令和5年度全国学力・学習状況調査」によると、「自分にはよいところがある」と回答した本市の小・中学生の割合(小学生:85.6%、中学生:83.4%)は全国水準(小学生:83.5%、中学生:80.1%)を上回っており、自己肯定感が高いことがわかります。

引き続き、自己肯定感を育みながら、こども一人ひとりが積極性と自主性を持って、意欲的に様々な学びを経験できる環境づくりが重要です。

自分には、よいところがある（小学6年生）



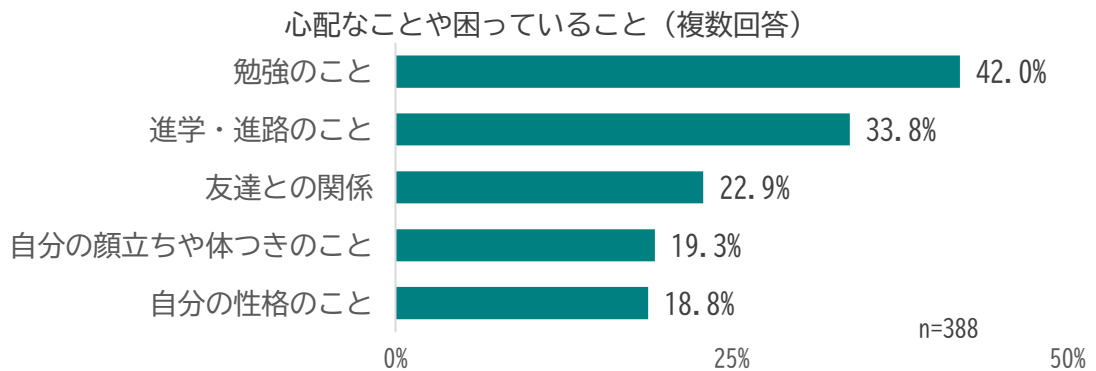
自分には、よいところがある（中学3年生）



(R5 全国学力・学習状況調査 生徒・児童質問 (国立教育政策研究所))

「R6実態調査（小・中学生）」によると、小・中学生の心配なことや困っていることとして、「勉強のこと」「進学・進路のこと」といった学業のほか、友だちや自分自身のことに関する悩みが多いことがわかります。

こどもが心身ともに健やかに成長できるよう、こどもの様々な悩みに対処する取組が必要です。



(R6 実態調査 (小・中学生))



【参考】学校の役割

住んでいる地域に関わらず、全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別的最適な学びを一体的に充実する。これまでの学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的・精神的な健康の保障の3つを学校教育の本質的な役割として継承する。
(こども大綱)

(4) 放課後児童クラブ等のこどもの居場所 施策10

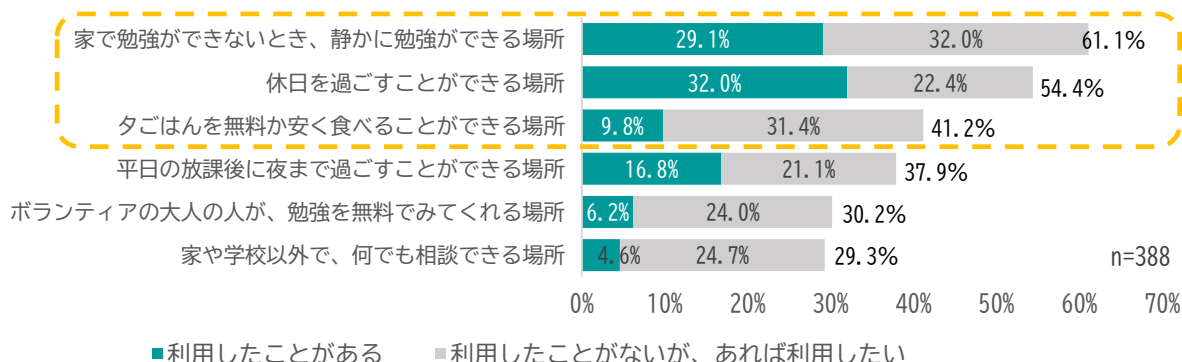
「R6実態調査(小・中学生)」によると、こどもが利用したことがある、または利用したいと考えている場所として最も多かったのは、「家で勉強ができないとき、静かに勉強ができる場所(61.1%)」でした。他にも「休日を過ごすことができる場所(54.4%)」「夕ごはんを無料か安く食べることができる場所(41.2%)」等、多様な居場所があることがわかります。

「居場所」とはどんなところか、という質問については、「落ち着ける場所(82.5%)」のほか、「好きなものがある、もしくは好きなことをできる場所(70.1%)」「安心していられる場所(58.2%)」等の回答がありました。

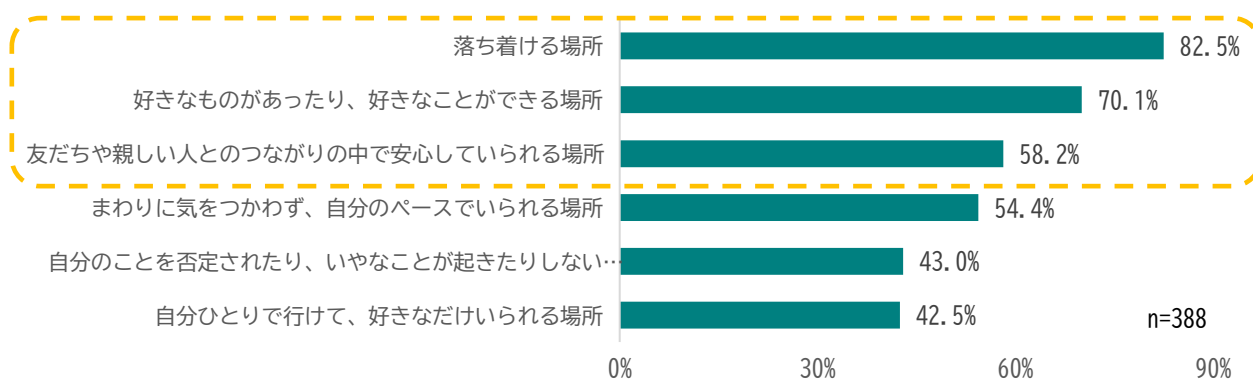
具体的に「居場所」とはどこか、という質問については、「家(親せきの家をふくむ)(71.6%)」「自分の部屋(60.1%)」等の回答が多くありました。「特にない(3.6%)」と回答しているこどももいます。

家を居場所と感じているこどもが多いにもかかわらず、保護者が共働き等の理由で家にいることのできないこどもにも「居場所」といえる場所が必要です。誰一人取り残されることなく、こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの声を聴きながら社会全体で居場所づくりを進めることが重要です。

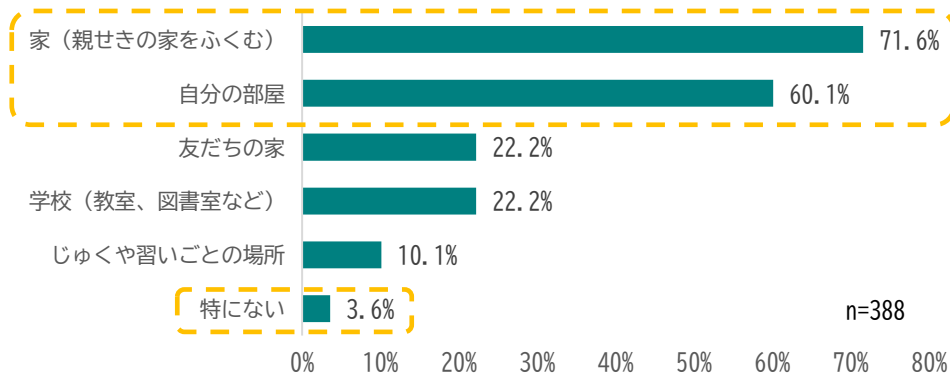
利用したことがある（または、利用したい）場所（複数回答）



あなたにとっての「居場所」とはどんなところ（複数回答）



あなたにとっての「居場所」はどこ（複数回答）

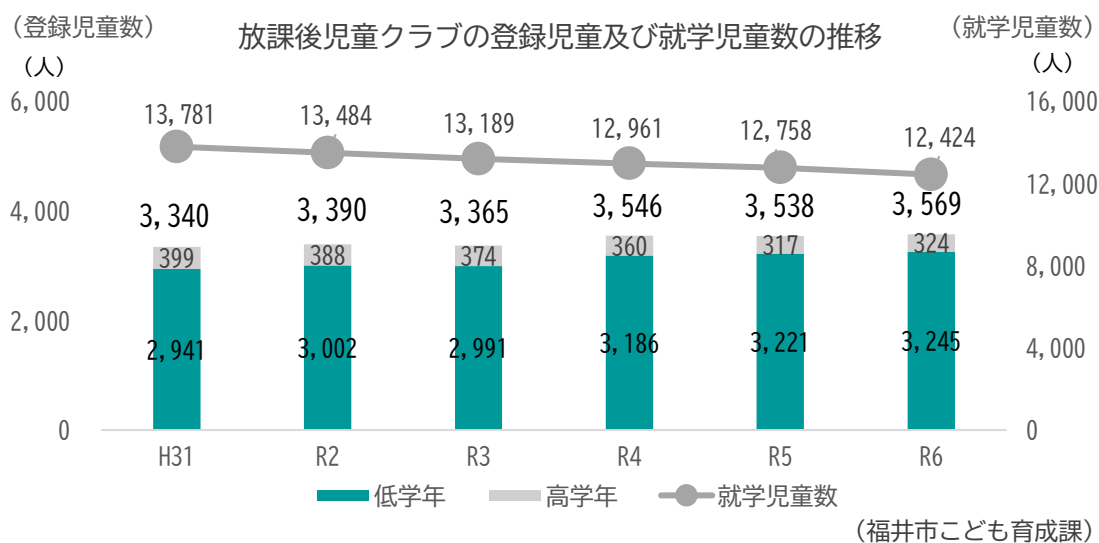


(R6 実態調査（小・中学生）)

こどもの居場所の一つである放課後児童クラブについては、登録児童及び就学児童数の推移をみると、就学児童数は減少しているものの、登録児童数は増加傾向にあります。

現在、本市では放課後児童クラブにおける待機児童はいませんが、今後の二

ーズの高まりを見越して、施設整備や職員の配置を進めていく必要があります。

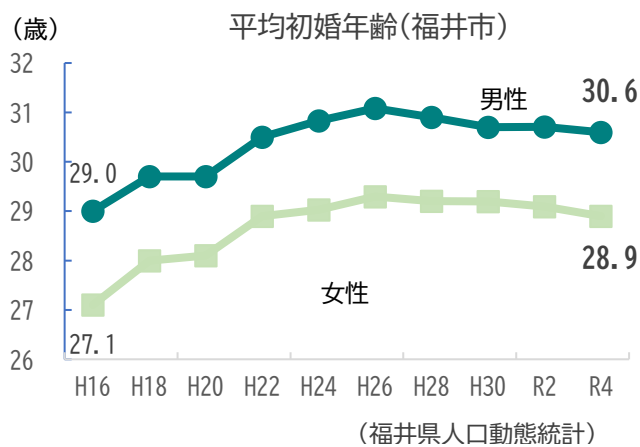
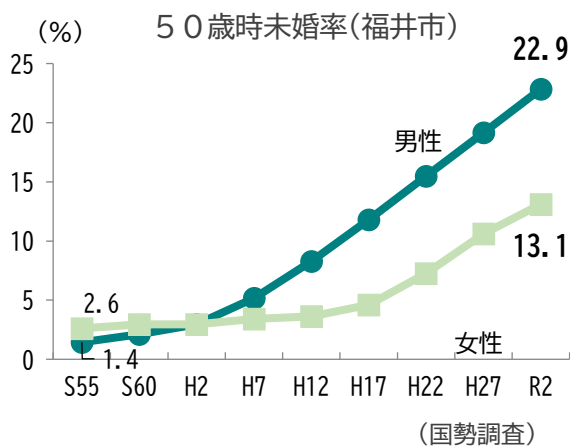


(5) 若者の結婚に対する考え 施策12

少子化が進行している主な要因の一つとして、未婚化・晩婚化の進行が挙げられます。

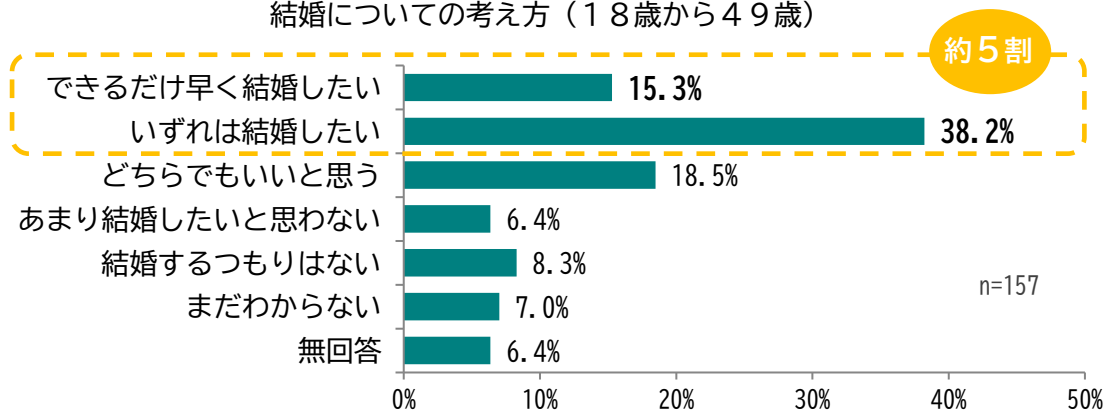
「国勢調査」によると、50歳時未婚率については、男性が1.4%（昭和55年）から22.9%（令和2年）、女性が2.6%（昭和55年）から13.1%（令和2年）と大幅に上昇しました。

「県人口動態統計」によると、平成27年ごろまで上昇が続いていた本市の平均初婚年齢は、近年横ばい傾向になっています。



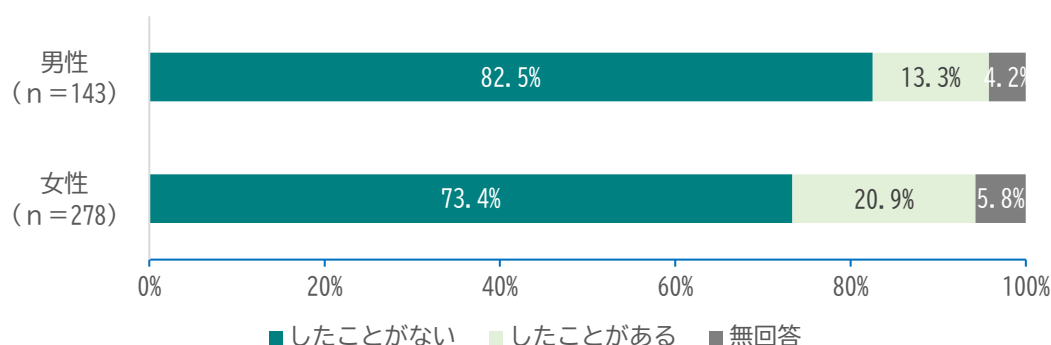
令和5年度に実施した「少子化・子育てに関する福井市民意識調査」（以下「R5市民意識調査」という。）によると、18歳から49歳までの独身者の約半数（53.5%）が結婚したいと考えている一方で、「どちらでもいいと思う（18.5%）」「あまり結婚したいと思わない（6.4%）」「結婚するつもりはない（8.3%）」と、結婚に対する価値観の多様化がうかがえます。

結婚についての考え方（18歳から49歳）



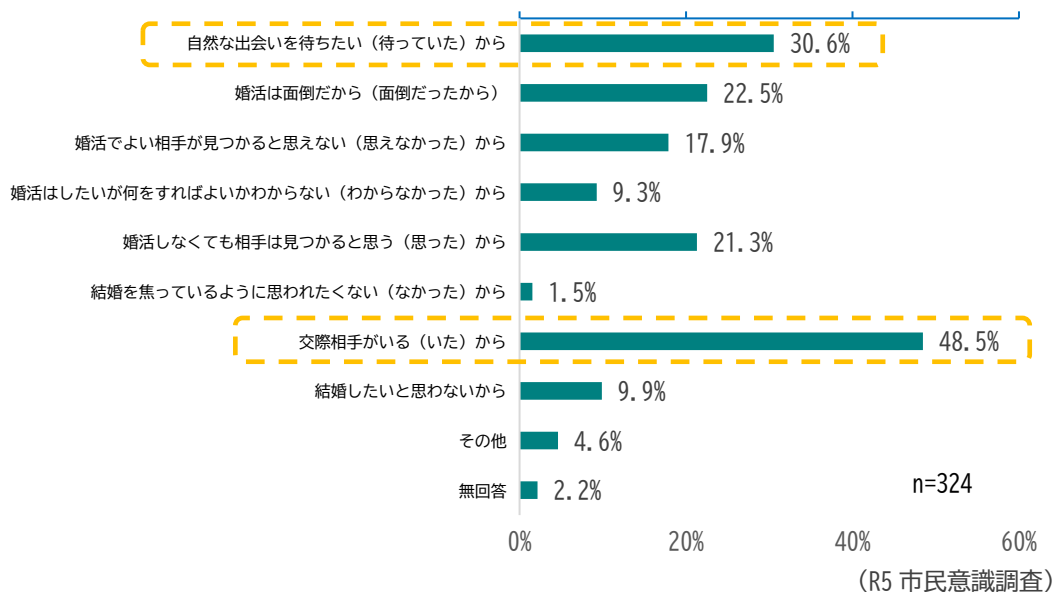
若者の多くが結婚活動（婚活）の経験がありません。婚活をしない（しなかった）理由として、「交際相手がいる（いた）から（48.5%）」が半数程度ありますが、次いで「自然な出会いを待ちたい（待っていた）から（30.6%）」「婚活は面倒だから（面倒だったから）（22.5%）」「婚活しなくても相手は見つかると思う（思った）から（21.3%）」が多くなっています。

結婚活動の有無



(R5 市民意識調査)

婚活をしたことがない理由（複数回答）

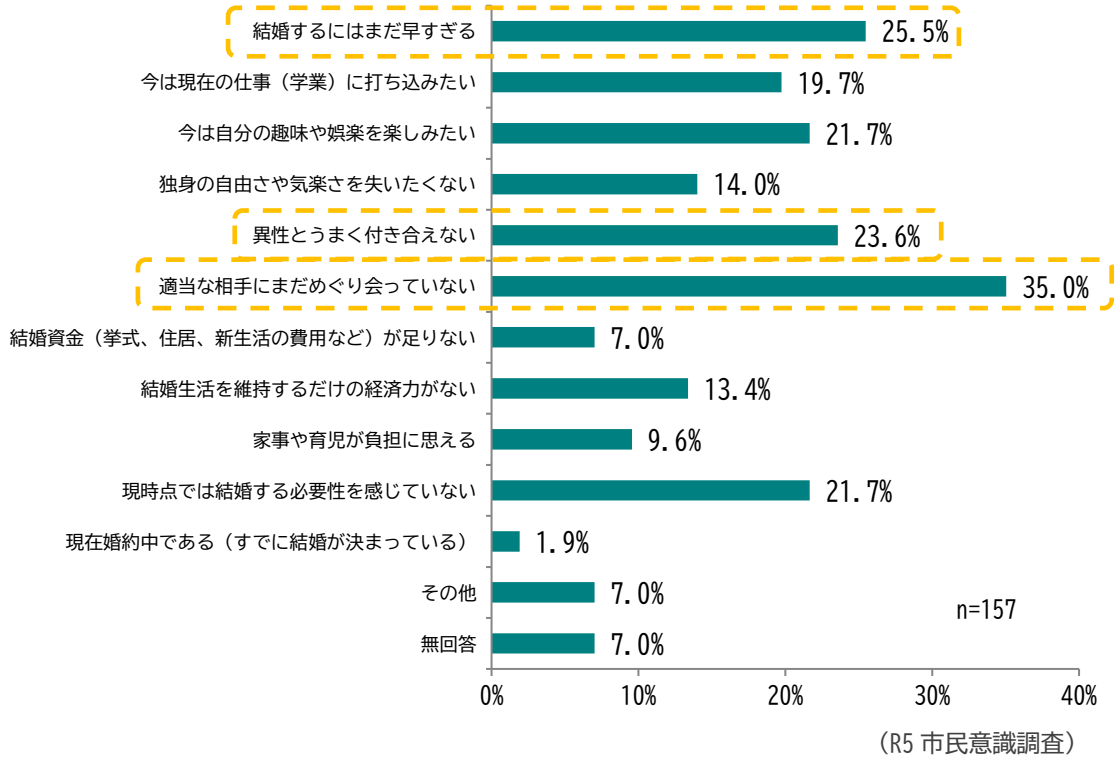


現在独身でいる理由については、「適当な相手にまだめぐり会っていない（35.0%）」「結婚するにはまだ早すぎる（25.5%）」「異性とうまく付き合えない（23.6%）」となっています。

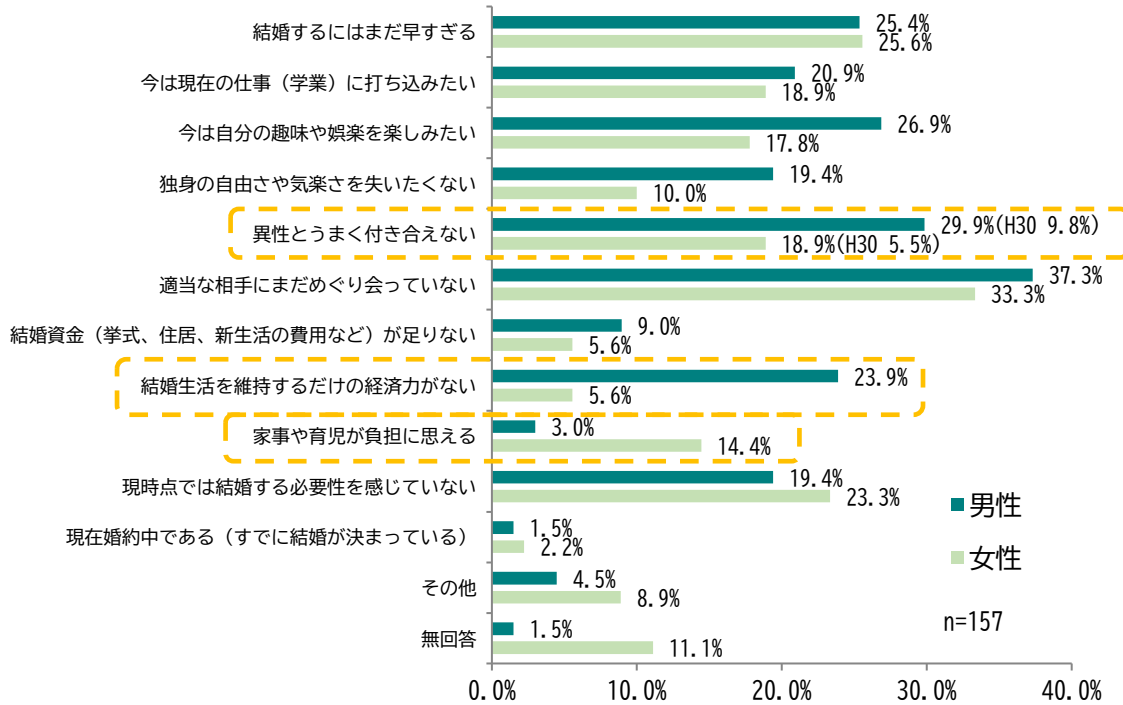
このうち、「異性とうまく付き合えない」割合については、5年前の調査と比較すると、男性が9.8%から29.9%、女性が5.5%から18.9%と大幅に増えており、若い世代の交際に対する苦手意識の高まりがうかがえます。

また、男女別では、男性では「結婚生活を維持するだけの経済力がない（23.9%）」、女性では「家事や育児が負担に思える（14.4%）」と考える人が多くなっています。

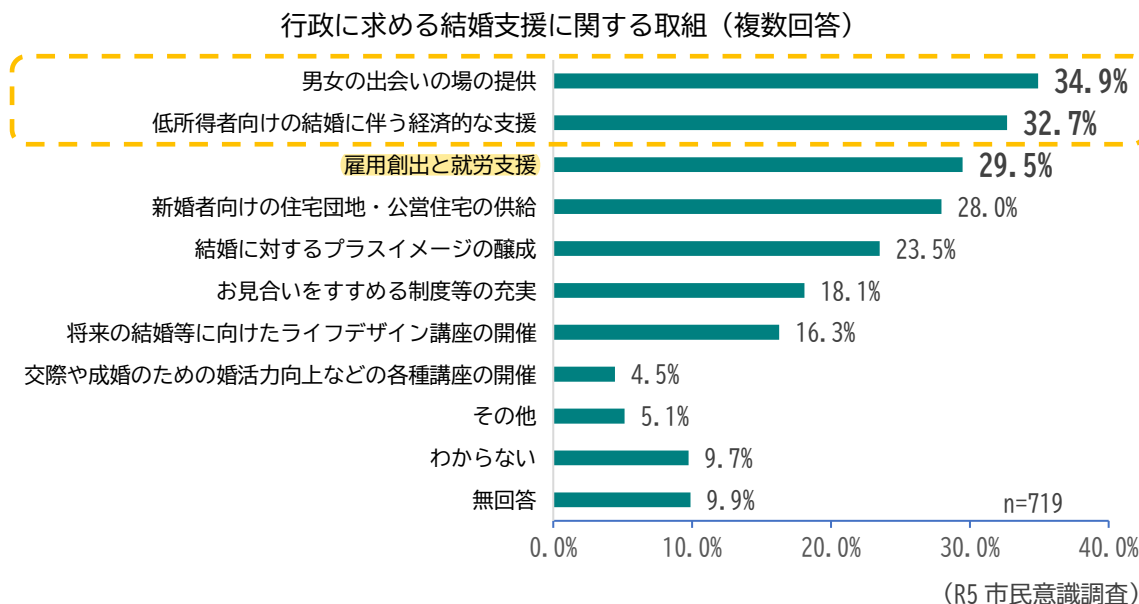
独身でいる理由（複数回答）



独身でいる理由（男女別）（複数回答）



行政に求める結婚支援としては、「婚活イベントやマッチングシステムなどによる男女の出会いの場の提供（34.9%）」を求める人が最も多く、次に「低所得者向けの結婚に伴う経済的な支援（32.7%）」となっています。

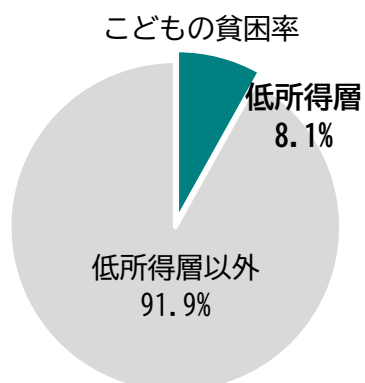


（6）こどもの貧困の状況 施策13

「R6実態調査（保護者）」によると、本市の高校生相当以下のこどもの貧困率は8.1%と推定されます。また、学習塾に通わせたり、通信教育を受けることが経済的にできない人の割合は、低所得層以外が9.5%に対し、低所得層は29.3%であり、食料が買えない経験をした人の割合は、低所得層以外が10.6%に対し、低所得層は36.6%と、低所得層のほうがどちらの割合も高いことがわかります。

「R6実態調査（高校生相当）」によると、今後の進学予定については、経済的な理由により「予定はない」と回答した人が4.8%と、進学をあきらめてしまう人が一定数いることがわかります。

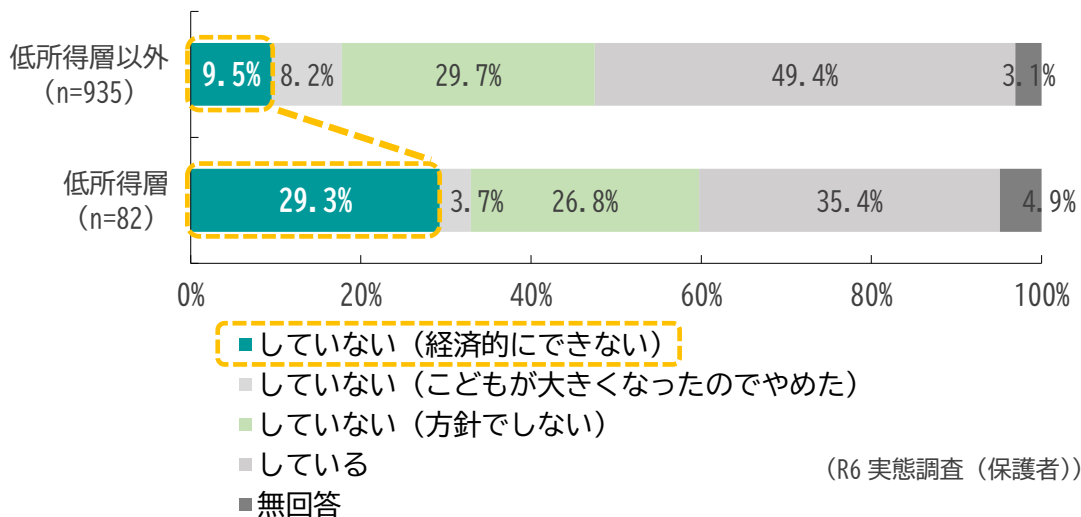
すべてのこどもが、家庭の経済状況にかかわらず、進学や学習の機会、日々の食事等が保障されるよう支援していく必要があります。



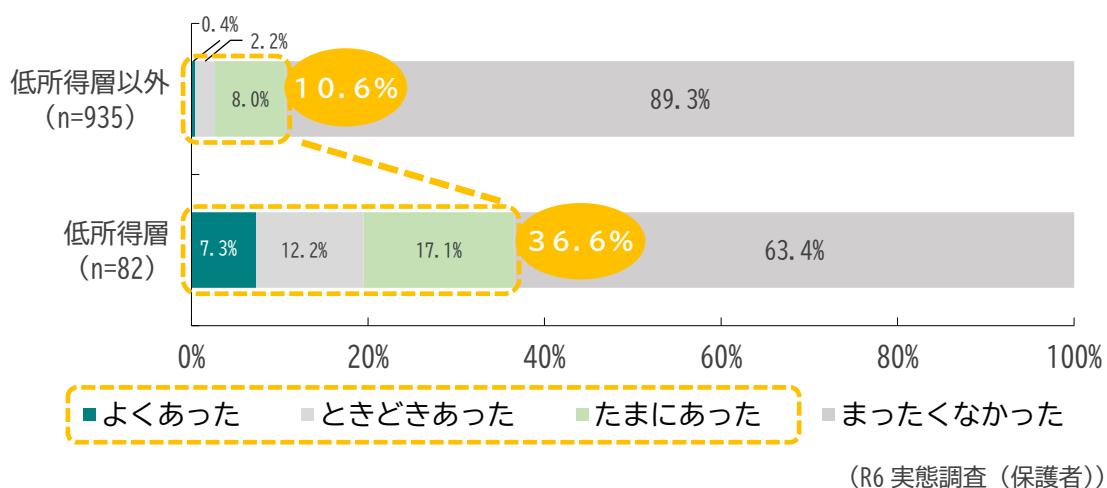
こどもの貧困率：世帯の年間所得を、世帯人数の平方根*で割って算出した一人当たりの所得（等価可処分所得）が、127万円に満たない世帯の割合。

*世帯人数が少ない方が生活コストが割高になることを考慮し、「世帯人数」ではなく、「世帯人数の平方根」を用いている。

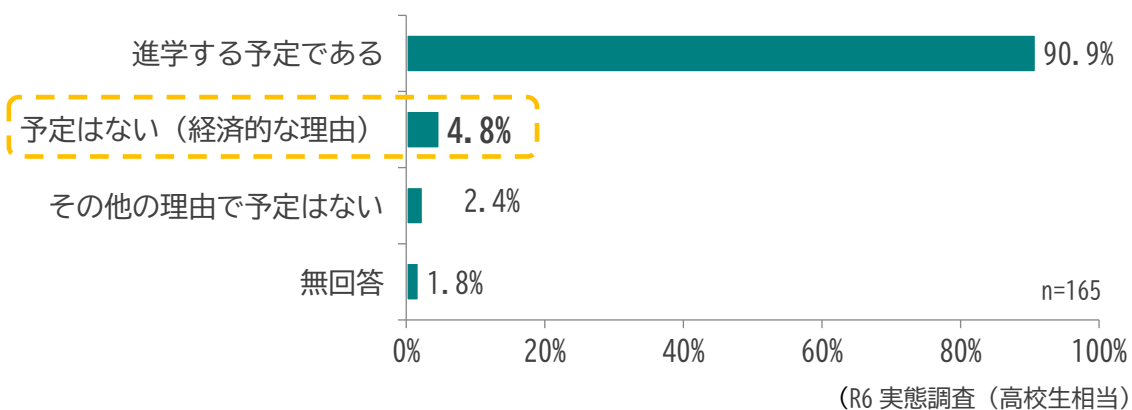
子どもを学習塾に通わせたり、通信教育を受けさせたり
(または家庭教師に来てもらう) しているか



食料が買えなかった経験



高校卒業後の進学予定

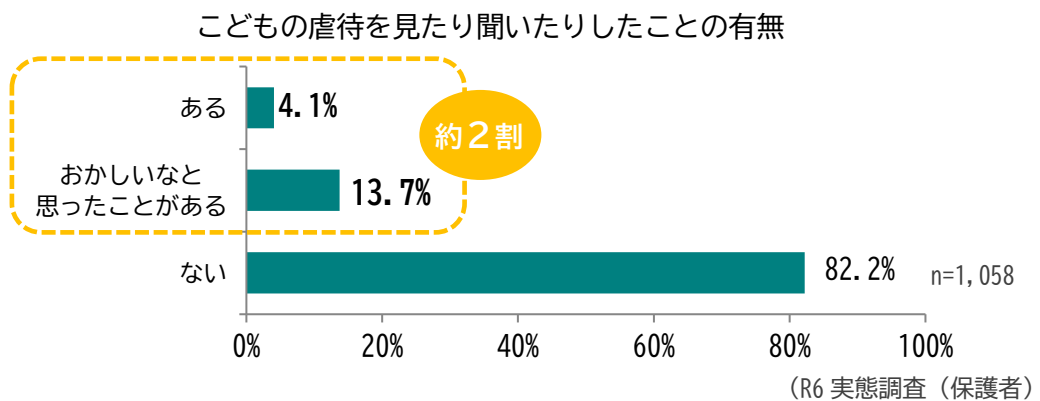
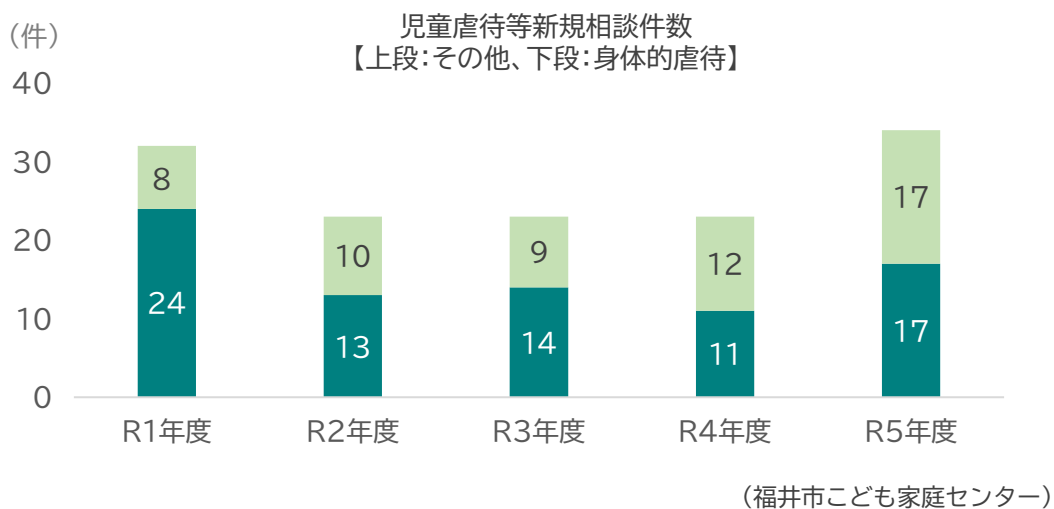


(7) 児童虐待等の新規相談件数の推移 施策14

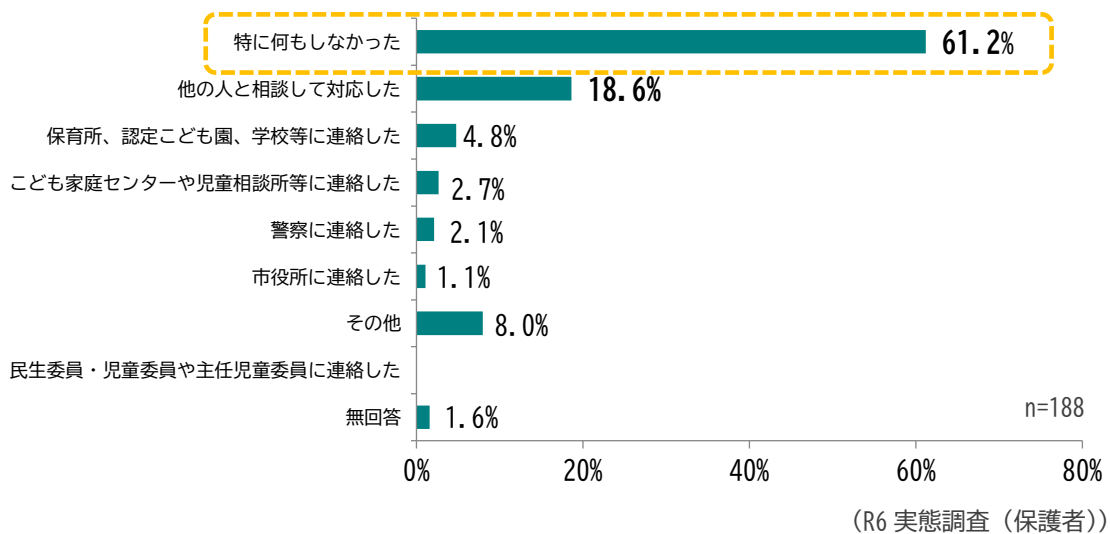
児童虐待等の新規相談件数は、関係機関からの早期の連絡により増加傾向にあります。

「R6実態調査（保護者）」によると、「身近なところで、こどもの虐待を見たり聞いたりしたことがある人(4.1%)」「虐待かどうかわからないが、おかしいなと思ったことがある人(13.7%)」は合わせて約2割(17.8%)おり、そのうち、61.2%の人が「特に何もしなかった」と回答しました。

「こども大綱」において、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行うとしていることから、本市においても、児童相談所や学校などの関係機関や地域と連携し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期介入に努め、適切な支援につなげることが重要です。



こどもの虐待を見たり聞いたりしたときの対応



児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではない。一方で、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障害等の様々な困難が背景にある場合が多いという現実もあり、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援を社会全体で提供することにより、どのような困難があってもこどもへの虐待につながらないようにしていく必要がある。虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行う。

(こども大綱一部抜粋)

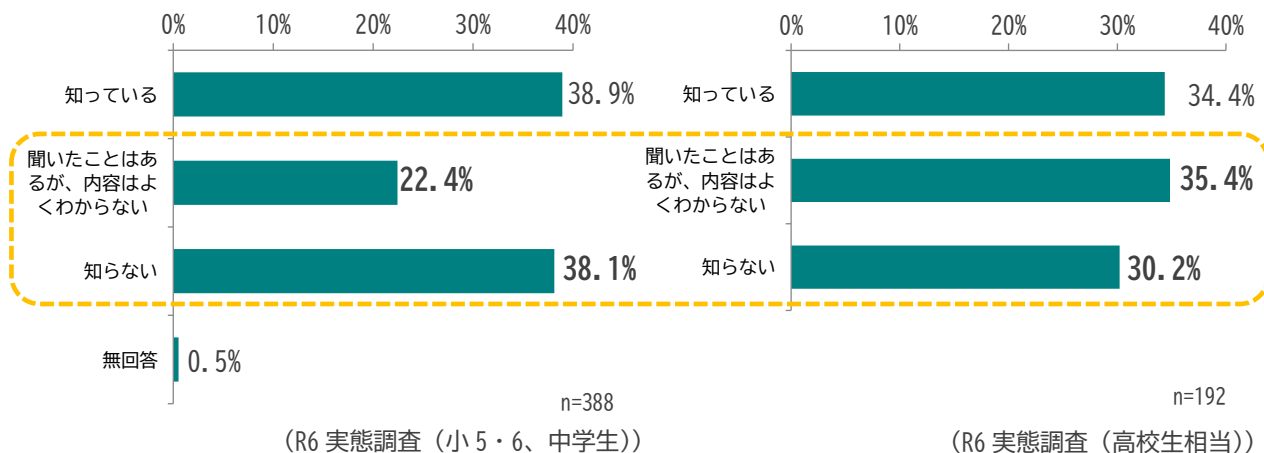
(8) こどもの権利の保障 施策19

「R6 実態調査 (小・中学生、高校生相当)」によると、「意見を表明する権利」について、「知らない」、「聞いたことはあるが、内容はよくわからない」と回答した小・中学生は60.5%、高校生相当は65.6%でした。また、本市に対して自分の意見や思いを伝えたいと思ったことがある小・中学生は22.9%、高校生相当は39.6%にとどまっています。

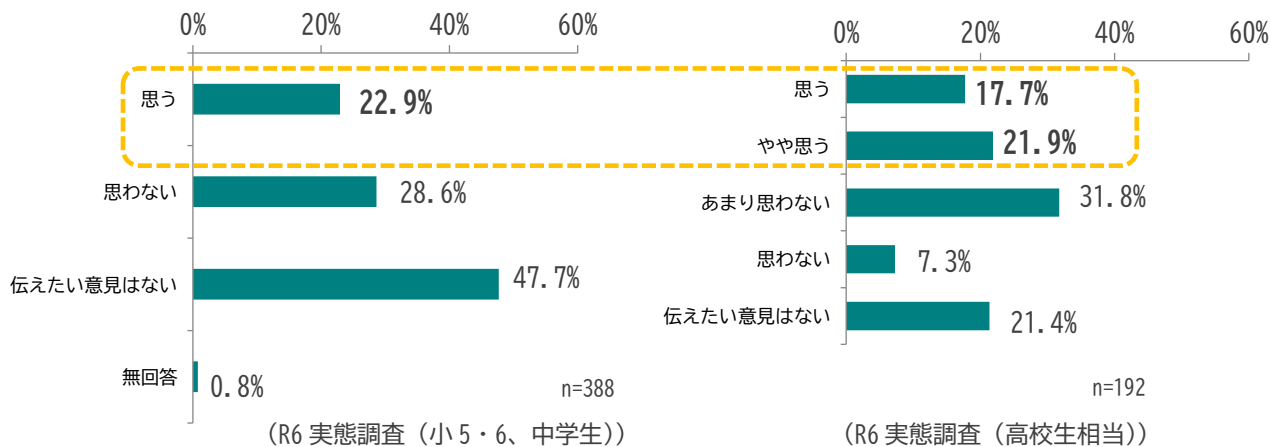
意見を伝えやすくするための工夫やルールとして、高校生相当の69.8%が「匿名で伝えることができる」、43.2%の人が「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」と回答しました。

今後は、子どもを含めたすべての市民に対し、子どもの権利を広く周知するとともに、安心して意見を述べる場や機会を作ることが重要です。

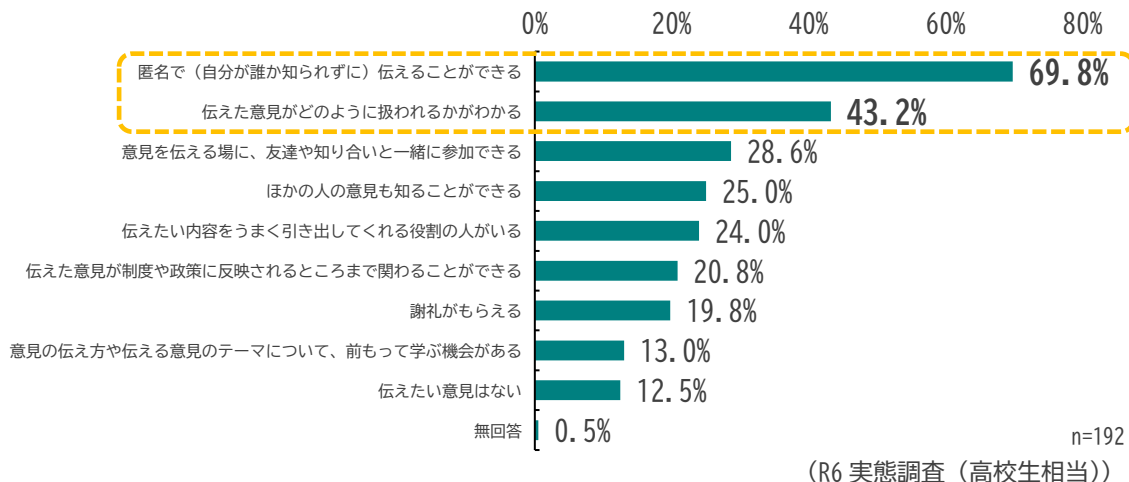
「子どもの意見を表明する権利」の認知度



自分の意見や思いを伝えたいと思うか



子どもの意見を伝えやすくするための工夫やルール(複数回答)

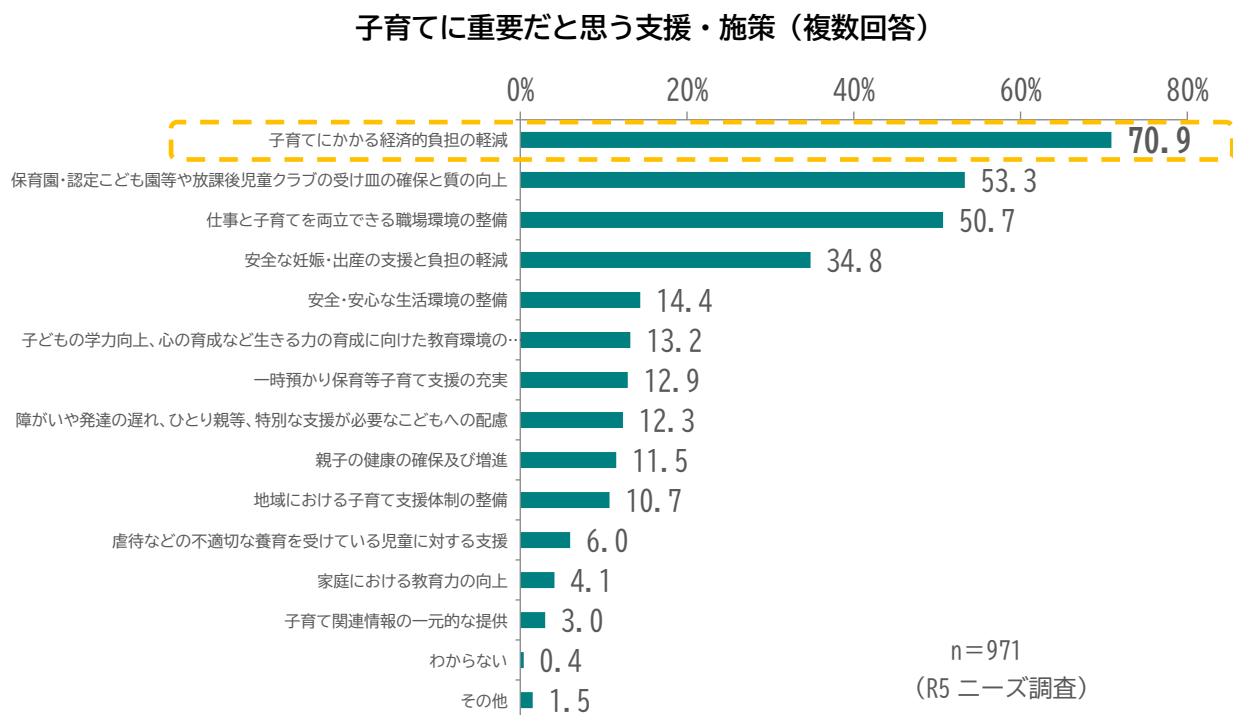
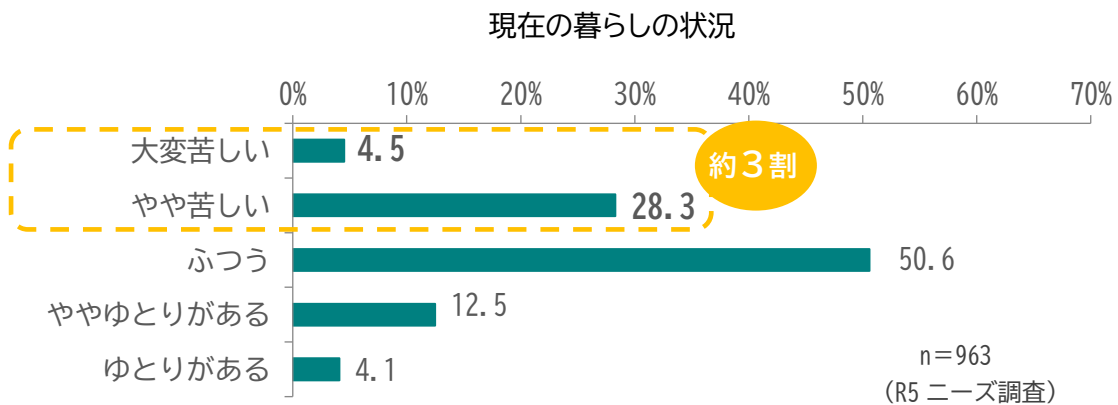


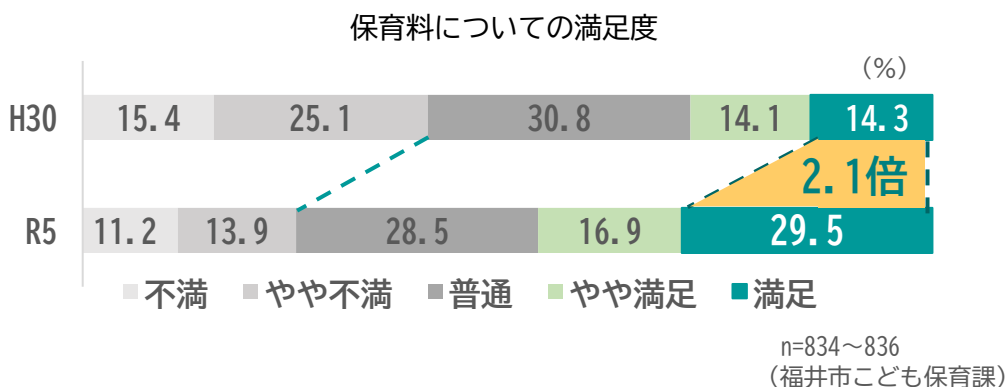
(9) 暮らしの状況 施策22

「R5ニーズ調査」によると、現在の暮らしの状況について、「大変苦しい（4.5%）」「やや苦しい（28.3%）」と感じている人は合わせて32.8%となっています。

子育てに重要だと思う支援・施策については、「子育てにかかる経済的負担の軽減（70.9%）」と回答した人が最も多くなっており、引き続き子育てにかかる経済的負担の軽減が必要です。

保育料の満足度については、令和2年度から第2子の保育料を段階的に無償とした結果、保育料についての満足度は約2倍に増えており、施策に一定の効果があったと考えられます。



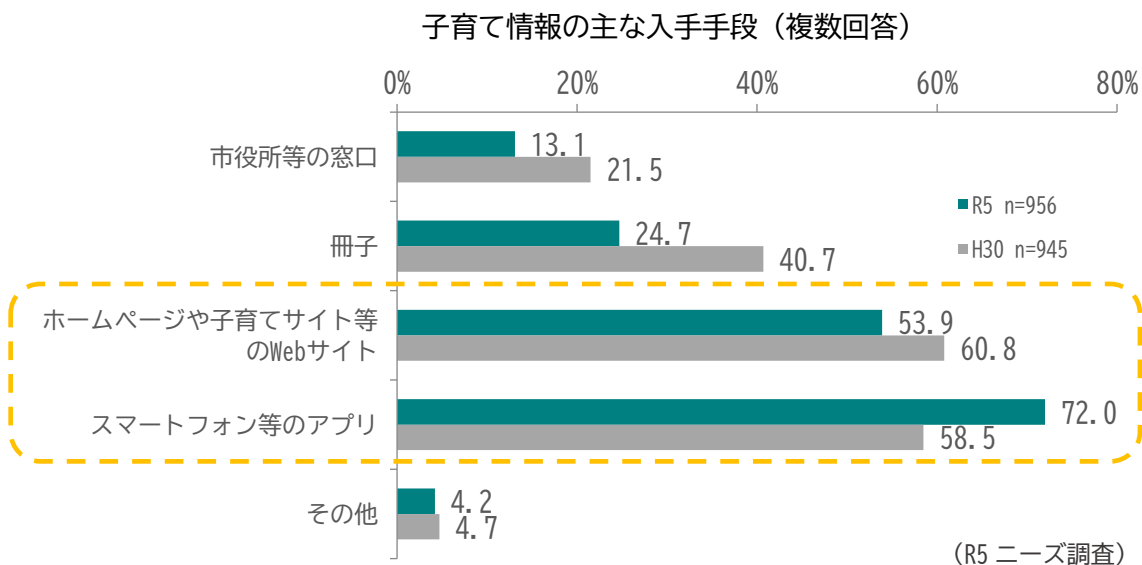


(10) 情報の取得方法と相談先

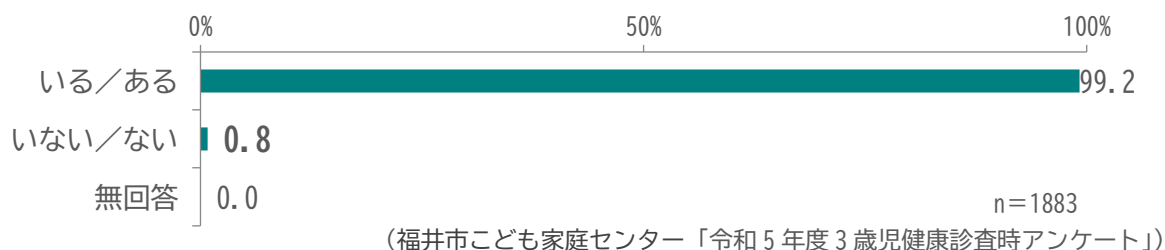
施策24

「R5ニーズ調査」によると、子育てに関する主な情報入手手段は、「ホームページや子育てサイト等のWebサイト（53.9%）」、「スマートフォン等のアプリ（72.0%）」と多様化しており、窓口や情報冊子よりもWebサイトやアプリの比率が高まっています。

「令和5年度3歳児健康診査時アンケート」によると、子育てで困ったときの相談先については、0.8%の方が相談先がないと回答しており、今後はさらに必要な情報が子育て世帯に確実に届く仕組みや、保護者同士が情報交換できる環境が必要です。



子育てで困ったときの相談先

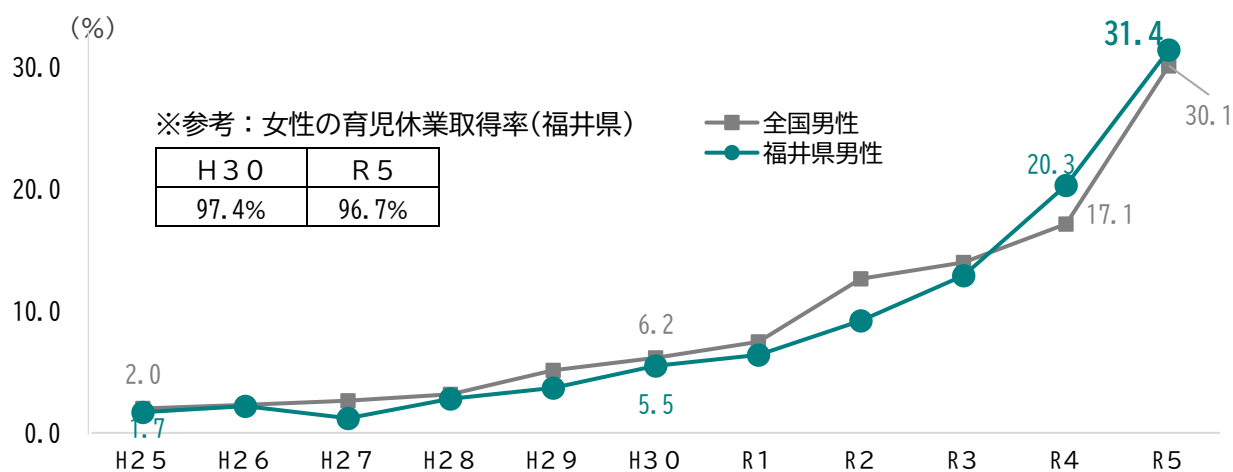


(11) 職域や家庭における子育て支援の状況 施策25

「令和5年度福井県勤労者就業環境基礎調査報告書」によると、本県の男性の育児休業取得率については、平成30年の5.5%から31.4%と大幅に増えましたが、国が掲げる50%（令和7年度末目標）には達していない状況です。また、女性の取得率96.7%と比べても低い水準となっています。

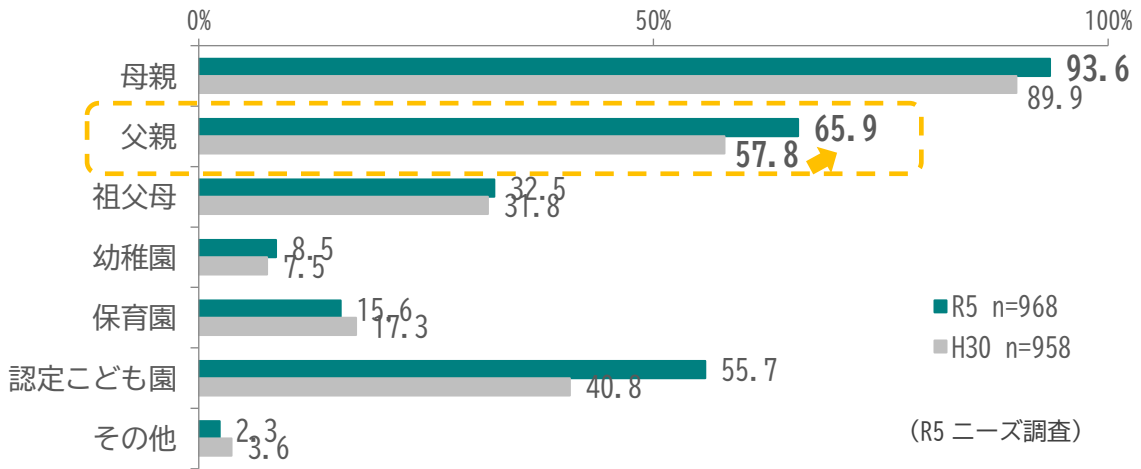
「R5ニーズ調査」によると、主に子育てに関わっている人として、父親の割合が平成30年度の57.8%から65.9%へと増加していることから、父親の育児参加が進んできていることがわかります。しかし、母親の割合93.6%と比べ低い水準となっており、その一因としては、母親と比べて父親の帰宅時間が遅い傾向にあることが考えられます。

男性の育児休業取得率の推移(年度)

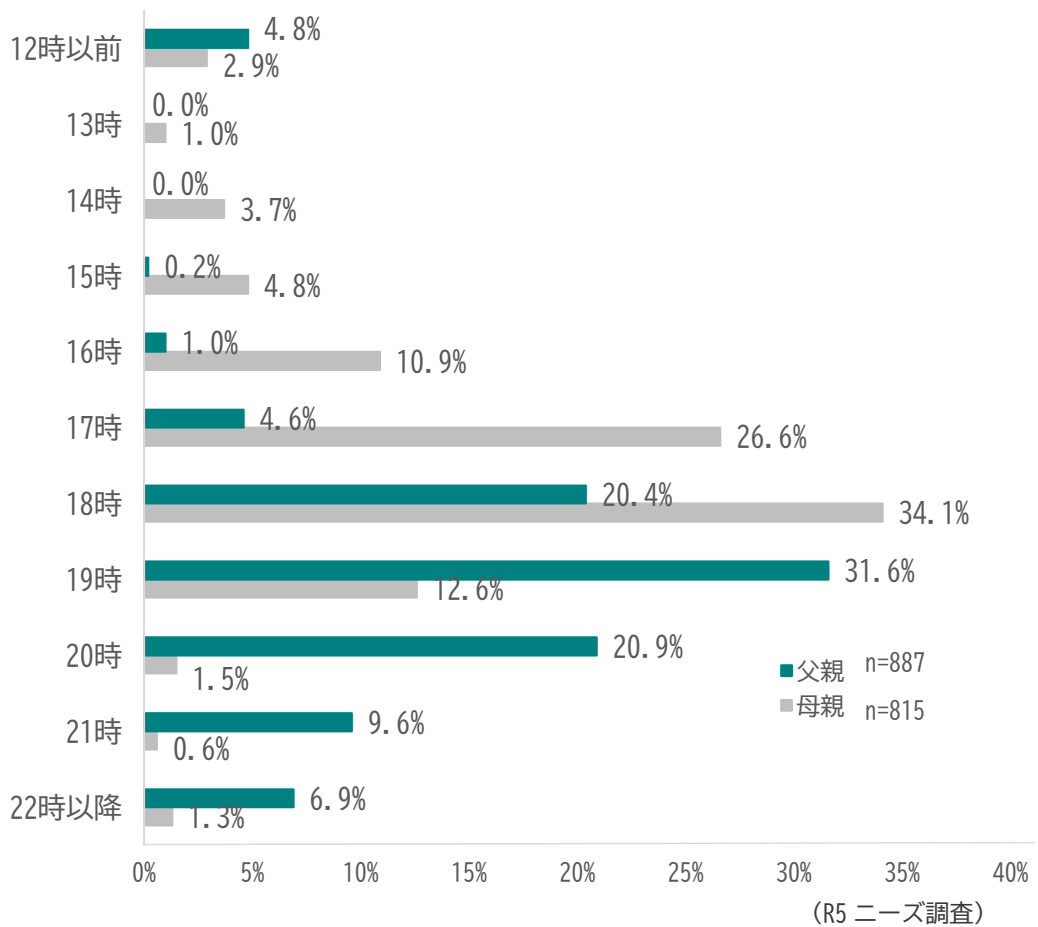


(令和5年度福井県勤労者就業環境基礎調査報告書)
(令和5年度雇用均等基本調査(厚生労働省))

子育て(教育)に主に関わっている人・施設(複数回答)



保護者の帰宅時刻



第3章 計画の基本的な考え方

「福井市こども未来計画」は、「福井市こども未来条例」(令和7年4月1日施行)の趣旨である「市全体でこどもの成長を応援し、こどもの未来が輝くまち」を実現するため、条例の基本理念を具体化しました。

1

福井市こども未来条例

一人ひとりのこどもが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるよう、社会全体で支える社会を目指し、こどもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を定めた「こども基本法」が、令和5年4月に施行されました。

本市においても、「こどもまんなか社会」を実現するため、基本理念を定めた「福井市こども未来条例」を制定しました。

条例制定にあたっては、すべてのこどもについての、意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会の確保、意見の尊重といった「こども基本法」に定められている基本理念を踏まえ、こども・若者等や、関係団体等から、広く意見聴取を行いました。

基本理念として、社会全体でこどもを育むことや、こどもの意見表明、こどもが権利の主体であることの尊重、こどもの最善の利益を実現するための支援、主体的に生きる力を育むこと、市、保護者などの各主体が連携協力することなどを定めています。

また、市の基本となる施策として、こどもの成長段階に応じてその育ちを切れ目なく支援すること、遊びや多様な経験、学び等の機会を提供すること、こどもの状況に応じた適切な支援を行うこと、子育て家庭等に対してその状況に応じた適切な支援を行うこと、支援情報を提供し相談体制を充実させることなどを示しています。

さらに、こどもの未来をより良いものにしていくため、この条例の趣旨について、こどもを含めたすべての市民の関心を高め、理解を深めるため、必要な周知を市が行うことを盛り込んでいます。

2

計画の基本理念

こどもの^{せいちょう}成長をみんなで^{おうえん}応援し、

こどもの^{みらい}未来が^{かがや}輝くまちふくい



本計画の基本理念は、こどもの権利を尊重することに加え、「こどもが自らの可能性を伸ばせるよう社会全体でこどもの成長を応援することにより、こどもの未来が輝くまちの実現を目指す」という「福井市こども未来条例」の趣旨を踏まえて、掲げました。

こどもは社会の宝、明るい未来へのかけ橋です。

こどもの利益を第一に考え、こどもたちが日常生活を送る社会全体で、こども、子育てに関わり、支えていく環境づくりや機運の醸成が、きわめて重要です。

また、結婚から妊娠、出産、子育て、教育を通じた切れ目のない包括的な支援により、こどもの健やかな成長をしっかりとサポートしていくことが必要です。

3

施策の方向

本市では、こどもの成長のライフステージに沿って、「誕生・乳幼児期」、「学童期・思春期」、「青年期」の視点から3つの方向（施策の方向1～3）を定めたほか、特に配慮が必要な子どもやすべての子ども・若者の権利等については、ライフステージ全体を通して1つの方向（施策の方向4）を設定しました。

また、「保護者支援」と「職場・地域・行政の役割」の視点から方向を1つ定め（施策の方向5）、合計で5つの方向を設定しました。

施策の方向1 安心して子どもを産み育てることができる環境を整えます

安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、幼児期までのこどもの育ちを等しく、切れ目なく保障します。

施策の方向2 子どもが成長できる環境を整えます

子ども一人ひとりの可能性を伸ばし、自己を形成していけるよう環境を整備します。

施策の方向3 若者が自らの意思で将来を選択できるよう支援します

若者が自らの意思で将来を選択し、自立できるよう支援します。

施策の方向4 すべてのこどもの成長過程を支援します

特に配慮が必要な子どもを含めたすべてのこどもが、安全・安心に健やかに成長できるよう支援するとともに、異なる人格や個性を尊重し、その権利を保障します。

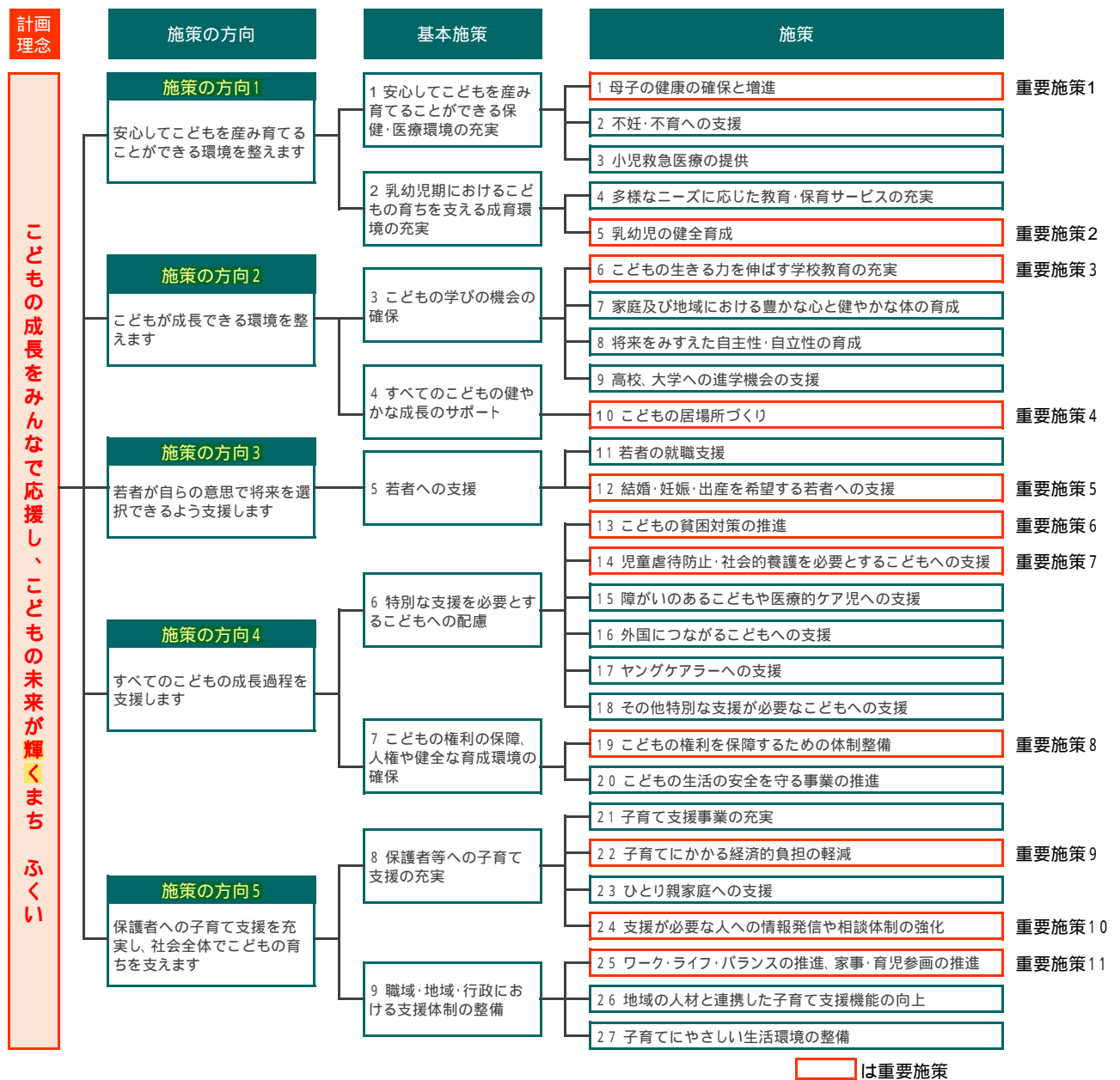
施策の方向5 保護者への子育て支援を充実し、社会全体でこどもの育ちを支えます

保護者への子育て支援を充実し、職域・地域・行政が協働して、それぞれの役割を果たすための取組を展開します。

施策体系図

5つの「施策の方向」をもとに、9つの「基本施策」を掲げ、27の「施策」を設定しました。

また、施策のうち、「第1部第2章 こどもや若者を取り巻く現状と課題」を踏まえ、11の施策を重要施策とし事業を展開します。



1 母子の健康の確保と増進 < 施策 1 >

こどもの生涯を通じた健康の出発点であり、次世代であるこどもを健やかに育てるための基盤であることから、重要施策としました。

2 乳幼児の健全育成 < 施策 5 >

乳幼児期は、人生を幸せな状態(ウェルビーイング)で過ごすために特に重要な時期であり、すべてのこどもが健全に育成されるよう設定しました。

3 こどもの生きる力を伸ばす学校教育の充実 < 施策 6 >

学童期・思春期は、こどもにとって身体も心も大きく成長する大切な時期であり、こども一人ひとりの良いところを伸ばし、自己肯定感や道徳性などを育むことが重要であるため重要施策としました。

4 こどもの居場所づくり < 施策 10 >

こどもにとって安心・安全に過ごすことのできる居場所づくりは、こどもの健やかな成育に深く関わるため設定しました。

5 結婚・妊娠・出産を希望する若者への支援 < 施策 12 >

若い世代の生活基盤の安定を図るとともに、若者の視点に立って結婚、子育てに関する希望を形成することが重要であることから設定しました。

6 こどもの貧困対策の推進 < 施策 13 >

貧困によってこどもの健全な成長や教育の機会が阻害されることのないよう、重要施策としました。

7 児童虐待防止・社会的養護を必要とするこどもへの支援 < 施策 14 >

児童虐待はこどもの人権を著しく侵害し、その心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えることから、重要施策としました。

8 こどもの権利を保障するための体制整備 < 施策19 >

こども・若者の異なる人格や個性を尊重し、権利を保障していくことは、国や本市の「福井市こども未来条例」が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に必要な不可欠であることから、重要施策としました。

9 子育てにかかる経済的負担の軽減 < 施策22 >

国のこども未来戦略「加速化プラン」において、所得向上に向けた取組を定め強く押し進めていること、また、本市が保護者に行ったニーズ調査においても、子育てにかかる経済的負担の軽減を求める声が多かったことから、重要施策としました。

10 支援が必要な人への情報発信や相談体制の強化 < 施策24 >

必要な情報が必要な時期に的確に届くことで、子育て中の保護者等が孤立化しないよう重要施策としました。

11 ワーク・ライフ・バランスの推進、家事・育児参画の推進

< 施策25 >

家事・育児参画の推進とあわせて、職場におけるワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、仕事と子育てを両立できる環境づくりが、引き続き必要なことから、重要施策としました。

重要施策ごとに数値目標となる指標を定め、毎年の進捗を通じて計画全体の進行管理を行います(指標は、○ページに一覧を掲載しています)。

「こども未来条例」と「こども未来計画」の体系について

基本理念

- 1 こどもが未来への希望を持ち健やかに成長できるよう、社会全体でこどもを育む環境を整備すること。
 - 2 こどもが自らの思いや意見を自由に表明することや、権利の主体であることを尊重すること。
 - 3 こどもの最善の利益を実現するため、こどもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することができるよう必要な支援を行うこと。
 - 4 こどもの主体的に生きる力を育み、未来を築いていくために必要な社会性や自立心、たくましさや優しさを養うこと。
 - 5 市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者は、それぞれの責務及び役割を果たし、かつ、相互に連携協力すること。
- * 全てのこどもは、5つの基本理念の下に生まれ、障がいの有無や、国籍の違い等にかかわらず、個人の属性や置かれた状況に応じて必要な支援を受けることができる。

社会全体で基本理念の実現を目指す

条例

市の役割

それぞれの主体の役割

施策の推進

支援
連携及び協力

保護者

こどもの個性と人格を尊重すること、こどもが社会の中で生きていく力を育むことができるよう導くこと、家庭が心身ともに安らぐ場所となるよう努めること等

地域住民等

こどもを見守ることや、行事等において交流の場や体験の機会を積極的にこどもに提供するよう努めること等

学校等

主体性などのこどもの能力を引き出すことや、学校が安全かつ安心して育ち学ぶ場となるよう努めること等

事業者

雇用する従業員が仕事と子育てを両立できるよう取り組むことや、こどもが職業等への興味を持つことができる機会の提供に努めること等

基本となる施策

- ① こどもの育ちの支援
- ② 遊びや多様な経験、学び
- ③ こどもの状況に応じた適切な支援
- ④ 子育て家庭等への支援
- ⑤ 情報提供、相談体制
- ⑥ 周知

具体化

施策

- | | |
|---------------------------------|----------------------------------|
| 1 母子の健康の確保と増進(④) | 15 障がいのあるこどもや医療的ケア児への支援(③) |
| 2 不妊・不育への支援(④) | 16 外国につながるこどもへの支援(③) |
| 3 小児救急医療の提供(①) | 17 ヤングケアラーへの支援(③) |
| 4 多様なニーズに応じた教育・保育サービスの充実(①) | 18 その他特別な支援が必要なこどもへの支援(②) |
| 5 乳幼児の健全育成(①) | 19 こどもの権利を保障するための体制整備(⑤、⑥) |
| 6 こどもの生きる力を伸ばす学校教育の充実(①) | 20 こどもの生活の安全を守る事業の推進(③) |
| 7 家庭及び地域における豊かな心と健やかな体の育成(①、②) | 21 子育て支援事業の充実(④) |
| 8 将来をみすえた自主性・自立性の育成(①) | 22 子育てにかかる経済的負担の軽減(④) |
| 9 高校、大学への進学機会の支援(①) | 23 ひとり親家庭への支援(④) |
| 10 こどもの居場所づくり(③) | 24 支援が必要な人への情報発信や相談体制の強化(⑤) |
| 11 若者の就職支援(①) | 25 ワーク・ライフ・バランスの推進、家事・育児参画の推進(④) |
| 12 結婚・妊娠・出産を希望する若者への支援(①) | 26 地域の人材を活用した子育て支援機能の向上(①、④) |
| 13 こどもの貧困対策の推進(③) | 27 子育てにやさしい生活環境の整備(④) |
| 14 児童虐待防止・社会的養護を必要とするこどもへの支援(③) | |

()内は条例の基本となる施策で対応する番号

計画

第2部

各論

第1章 施策の展開

第2章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 「量の見込み」と「確保方策」

第1章で使用しているマークは以下のとおりです。なお、本計画に一本化した計画については、策定済みのもののみ表示しています。

新

新規取組

拡

内容や規模を拡充する取組

(国の子ども未来戦略「加速化プラン」等を踏まえ、令和6年度に先行して行った取組を含む)

確保計画

第2章の「確保方策」に関連する取組

ひとり親

ひとり親家庭自立促進計画に関連する施策

放課後

新・放課後子ども総合プラン事業計画に関連する施策

第1章 施策の展開

施策の方向 1 安心して子どもを産み育てることができる環境を整えます

施策の方向1では、「誕生・乳幼児期」における施策を掲げています。

この時期は、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であり、社会にとっても、この時期の子どもへの支援が次の世代における社会の在り方を大きく左右する極めて重要な時期です。

また、保護者等への「子育て」支援だけでなく、「子どもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向けることが重要です。

安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、幼児期までの子どもの育ちを等しく、切れ目なく保障します。

(子どもの育ちの支援)

第11条 市は、子どもが健やかに成長することができるよう、安全で安心できる環境を整備するとともに、子どもの成長段階に応じた支援を切れ目なく行うものとする。

(【参考】福井市子ども未来条例)

子どもの誕生前から幼児期までは、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。また、社会にとっても、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右する極めて重要な時期です。

この時期は、保護者等への「子育て」支援だけでなく、「子どもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者等の就労や養育状況を含む子どもの置かれた環境等に十分配慮しつつ、ひとしく、切れ目なくウェルビーイングの向上(幸せな状態)を図ることが重要です。

(【参考】子ども大綱)



誕生・乳幼児期



学童・思春期



青年期



現状と課題

令和5年度に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(以下「R5ニーズ調査」という。)によると、約8割の女性が妊娠中や産後に不安を感じています。その時期は、出産後(退院後~1か月)と妊娠中が多くなっており、産前や産後のケアが必要です。(p.○参照)

本市では、令和6年度にこども家庭センターを設置し、妊娠・出産、子育てに至るまで、子どもに関して気軽に相談できるワンストップ窓口として、相談を受け確実に支援につなぐ体制を整備しています。

特定不妊治療や不育症検査にかかる経済的・精神的負担が大きいため、治療に要する費用の負担を軽減する必要があります。

令和5年度に実施した「少子化・子育てに関する福井市民意識調査」(以下「R5市民意識調査」という。)では、こどもの健康を守る上で充実すべき行政サービスとして、約5割の人が「小児救急医療体制」と回答しており、引き続きこどもの救急医療体制を確保していく必要があります。

施策1 母子の健康の確保と増進

重要施策1

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠・出産・育児の正しい知識を身につけるための助言や指導等を行い、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援を実施します。

また、産後ケアを必要とするすべての方が利用できるよう、事業内容の検討や委託先の拡大等、提供体制の確保に向けた取組を推進します。

主な取組

利用者支援事業（こども家庭センター相談窓口）確保計画
妊娠期・乳幼児期の健康教育及び相談事業 **拡**産後ケア事業確保計画
妊婦健康診査事業確保計画 妊産婦・新生児訪問指導確保計画
乳幼児健康診査事業 予防接種事業 子どもの応急手当支援事業
ふくっこ応援事業 各事業における食育の推進

成果指標

乳幼児健診受診率(3歳児健康診査)

96.5% (令和5年度)

96.0%以上 (令和11年度)

施策2 不妊・不育への支援

こどもを望むすべての方が、安心して治療を受けることができるよう、特定不妊治療・不育症検査に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

主な取組

特定不妊治療費助成事業 不育症検査費用助成事業

施策3 小児救急医療の提供

こどもが休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児救急医療体制の充実を図ります。

主な取組

小児救急医療支援事業



現状と課題

福井市の保育園・認定こども園は入園者数が定員を下回っており、待機児童ゼロを維持していますが、老朽化が進行している施設もあるため、対応が必要です。

また、障がいや医療的ケアの有無等に関わらず、入園や一時預かりを希望するすべてのこどもの受入体制を整え、多様なニーズに応えられるように取り組む必要があります。

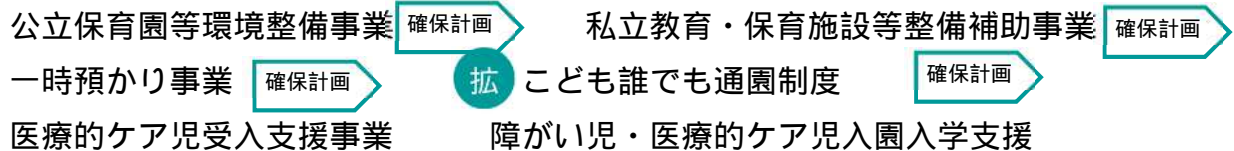
乳幼児期においては、保護者等への「子育て支援」だけでなく、「こどもの育ち」に係る質にもしっかりと目を向けることが重要です。また、豊かな遊びと体験を通して、様々な感覚を働かせながら環境からの刺激を受けることが必要です。(p.○参照)

施策4 多様なニーズに応じた教育・保育サービスの充実

教育・保育や一時的・定期的な預かりの受入体制を整備し、保育士や看護師の確保に努めることで、希望するすべてのこどもの受入れを推進します。

また、施設の改修等を計画的に進め、安全・安心な施設環境を維持します。

主な取組



施策5 乳幼児の健全育成

重要施策2

すべての公私立園でこどもが質の高い教育・保育を受けられるよう、保育の質の向上に向けた「福井市の認定こども園、保育所等における質の向上のためのアクションプログラム vol.4」に基づき、研修の充実や公開保育等を促進します。

また、こどもの豊かな思考能力や感受性を養うため、既存の遊具の更新を含めた遊び場の充実を検討するほか、こどもの発達段階に応じ、家庭や保育園等でこどもの健康増進と望ましい食習慣の形成に努めます。

主な取組

保育の質の向上のための取組（アクションプログラム vol.4）

研修指導事業 **新** こどもの遊び場の充実

拡 地域子育て支援拠点事業 **確保計画** 食育推進事業

ブックスタート事業

成果指標

園はこどもたち一人ひとりを大切にし、温かく関わっていると思う保護者の割合

令和7年度調査開始 **90%**（令和11年度）

「保護者等の保育活動に関するアンケート」の項目

施策の方向 2 こどもが成長できる環境を整えます

施策の方向2では、「学童・思春期」における施策を掲げています。

この時期は、安全・安心が確保された環境でこどもが様々な経験を重ねることで、自主性・社会性や自己肯定感を育む時期であるとともに、他者や社会との関わりの中で自己を形成していく時期でもあります。

そのためには、安全・安心が確保された環境で成功体験等の経験を重ねることが重要です。

こども一人ひとりの可能性を伸ばし、自己を形成していけるよう環境を整備します。

(基本理念)

第3条3号 こどもの最善の利益を実現するため、こどもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することができるよう必要な支援を行うこと。

第3条4号 こどもの主体的に生きる力を育み、未来を築いていくために必要な社会性や自立心、たくましさや優しさを養うこと。

(こどもの育ちの支援)

第11条 市は、こどもが健やかに成長することができるよう、安全で安心できる環境を整備するとともに、こどもの成長段階に応じた支援を切れ目なく行うものとする。

(【参考】福井市こども未来条例)

学童期は、こどもが自主性・社会性や自己肯定感を育むために、安全・安心が確保された環境で成功体験等の経験を重ねることが重要です。一人ひとりの可能性を伸ばし、その力を存分に発揮できるよう努める必要があります。

思春期は、他者や社会との関わりの中で自己を形成していく時期である一方、自己の存在や周囲との関わりに様々な葛藤や悩みを抱える繊細な時期でもあります。こどもの自己肯定感を高め、進路の選択が成育環境等に制限されないよう支援することが望まれます。

(【参考】こども大綱)



誕生・乳幼児期



学童・思春期



青年期



現状と課題

福井市の小・中学生は「自分にはよいところがある」と考えている割合が全国水準を上回っています。引き続き、自己肯定感を育みながら、子ども一人ひとりが積極性と自主性を持って、意欲的に様々な学びを経験できる環境づくりが重要です。

また、子どもが心身ともに健やかに成長し、生き生きとした学校生活が送れるよう支えていくことが望まれます。(p.○参照)

「地域の行事に参加している」、「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と考える小・中学生の割合は、全国水準を大きく上回っています。自分の住む地域に対して関心を持ち、主体的に地域活動に関わっている子どもが多いことがうかがえます。

キャリア教育を実施する学級数が、平成30年からの5年間で約2.3倍と増えており、事業の継続と内容の充実が求められています。また、性別にとわれることなく、個性と能力を尊重し、将来の職業を自由に幅広く選択する意識を育むことも必要です。

家庭の経済状況に関わらず、子どもが望む進路を選ぶことができるよう、**学習に対する支援**が求められています。

施策6 こどもの生きる力を伸ばす学校教育の充実

重要施策3

こどもの学びを推進するとともに、こども一人ひとりの自己肯定感や道徳性、社会性等を育むために道徳教育・人権教育等に取り組みます。

また、豊かな感性を育み、多様で変化の大きい時代を生きていくこどもの力を伸ばしていくため、ICTの活用を推進します。

このほか、児童生徒が心身の健康保持増進に必要な知識や生活習慣を身につけるために、健康教育等を通して、将来にわたり豊かな生活を営む素地を養います。

主な取組

教職員力量向上研修事業 道徳教育の推進 人権教育の推進
ICTを活用した教育の推進 発達段階に応じた健康教育の取組
学校における食育の推進

成果指標

自分にはよいところがあると思う小学生の割合

85.6% (令和6年度)

81.0%以上 (令和11年度)

「全国学力・学習状況調査(小学5年生)」

施策7 家庭及び地域における豊かな心と健やかな体の育成

ボランティア活動や環境教育等に関する講座の開催、子ども会やスポーツ少年団及び地域のスポーツクラブ活動・文化芸術活動等地域に根差した団体の活動を通じて、社会全体でこどもの健やかな成長を支援します。

主な取組

ボランティア活動支援事業 環境教育推進事業 スポーツ協会育成事業
家庭における食育の推進 地域クラブ活動参加に向けた環境整備
青少年健全育成団体への支援 公民館少年教育事業

施策8 将来をみすえた自主性・自立性の育成

こどもが社会的自立に向けて必要な能力を習得できるよう、キャリア教育を推進します。

また、こどもが将来就きたい職業について、多様な選択が可能となるよう性別にとらわれない職業観を育む機会を提供します。

主な取組

キャリア教育推進事業 意識啓発事業（意識啓発教材「夢への招待状」）

施策9 高校、大学への進学機会の支援

こどもの成育環境等に関わらず、すべてのこどもが等しく進学機会を得られるよう、学習支援の場を設けるとともに、事業を展開する事業者を支援します。

主な取組

④ 子どものまなび支援事業 ④ 子どもの居場所づくり支援事業
支援対象児童等見守り強化事業



現状と課題

「R6実態調査(小・中学生)」によると、「居場所」とはどこか、という質問に対し、「家(親せきの家をふくむ)」が7割、「自分の部屋」が6割と回答があった一方で、「特にない」の回答が3.6%ありました。誰一人取り残されることなく、こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの声を聴きながら社会全体で居場所づくりを進めていく必要があります。

そのため、放課後児童クラブをはじめ、児童館や放課後子ども教室、こども食堂や子ども会など、こどもが地域において安全で安心して過ごすことのできる「こどもの居場所づくり」への取組が必要です。(p.○参照)

施策10 こどもの居場所づくり

重要施策4

放課後

「こどもの居場所」として、放課後児童クラブや児童館事業、こども食堂、放課後子ども教室などの取組を推進します。放課後児童クラブについては、引き続き待機児童ゼロに向けた取組を進めていくとともに、児童館では、こども達が安全安心に児童館で過ごせるよう環境改善に取り組みます。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携した取組を推進することで、こどもの居場所の確保を図っていきます。

こども食堂や子ども会についても、活動団体への支援を行うことで、事業の拡充を図り、こどもが安全安心に過ごせるよう努めます。

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携した取組について...○ページ参照

主な取組

放課後児童健全育成事業

確保計画

拡

児童館運営事業

拡

こどもの居場所づくり支援事業(再掲)

拡

子どものまなび支援事業(再掲)

放課後子ども教室推進事業

成果指標

●待機児童数（学童保育）

0人（令和6年度） ⇒ 0人（令和11年度）

施策の方向 3 若者が自らの意思で将来を選択できるよう支援します

施策の方向3では、「青年期」における施策を掲げています。

この時期は、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期であり、人生における様々なライフイベントが重なる時期です。自らの価値観や生き方を確立しようとするが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることがあります。

若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組が必要です。

若者が自らの意思で将来を選択し、自立できるように支援します。

(こどもの育ちの支援)

第11条 市は、こどもが健やかに成長することができるよう、安全で安心できる環境を整備するとともに、こどもの成長段階に応じた支援を切れ目なく行うものとする。

(【参考】福井市こども未来条例)

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。また、人生における様々なライフイベントが重なる時期です。自らの価値観や生き方を確立しようとするが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることがあります。

青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援が求められます。

(【参考】こども大綱)



誕生・乳幼児期



学童・思春期



青年期



現状と課題

市内では、少子化・人口減少により人材の確保に苦慮し、若者の採用につながらない企業が多くなっています。

若者の経済的な不安や結婚に対する価値観の多様化により、未婚化・晩婚化が年々進行しており、少子化の大きな要因となっています。

「R5市民意識調査」では、18歳から49歳までの独身者の約半数（53.5%）が結婚をしたいと考えているものの、結婚活動（婚活）の経験がない男女がそれぞれ約8割（82.5%）、約7割（73.4%）と大半を占めています。

また、独身でいる理由について、男女ともに「適当な相手にまだめぐりあっていない」が最も多く、次いで、男性は「異性とうまく付き合えない」「今は自分の趣味や娯楽を楽しみたい」、女性は「結婚するにはまだ早すぎる」「現時点では結婚する必要性を感じていない」が多くなっています。

行政に求める結婚支援としては、「婚活イベントやマッチングシステムなどによる男女の出会いの場の提供（34.9%）」を求める人が最も多く、次に「低所得者向けの結婚に伴う経済的な支援（32.7%）」となっています。

若者の結婚の希望を叶えるためには、結婚意識の醸成と出会いから交際・結婚に至るまでの支援のほか、結婚生活にかかる経済的な負担軽減のための取組が必要です。（p.〇〇）

施策 1 1 若者の就職支援

若者のU I ターン就職や地元就職を支援するため、高校生や県内外の大学生等による企業訪問などを実施します。

主な取組

地元企業就職促進事業（高校生・大学生） 未来を拓く奨学金返還支援事業
男女共同参画センター事業（再チャレンジ支援講座）

施策 1 2 結婚・妊娠・出産を希望する若者への支援

重要施策 5

若者を対象に、結婚・出産・子育てをイメージできるライフデザインについての講座を実施します。

結婚を希望する若者に対しては、婚活に向けたコミュニケーションのとり方を学ぶ機会や、婚活イベント、マッチングシステムなど出会いの機会を提供するなど、結婚の希望がかなうよう支援します。

また、若い世代の結婚生活に係る経済的負担を軽減し、結婚に対する機運醸成を図るとともに、健康意識を高め、自身の今の健康だけでなく、未来の健康、将来の妊娠・出産に向けた適切な健康管理を促す取組を推進します。

主な取組

出愛♥恋々応援事業 ふく恋マッチングシステムの提供
結婚生活スタートアップ応援事業 市営住宅を活用した住まいの支援
SNSを活用した健康意識の啓発等

成果指標

結婚意識が明確になり、さらに結婚への意欲が高まった割合

92.4%（令和5年度）

90.0%以上（令和11年度）

「福井市主催の婚活講座のアンケート」

施策の方向 4 すべてのこどもの成長過程を支援します

施策の方向4では、ライフステージ全体を通して、特に配慮が必要な子どもや、すべての子ども・若者の権利等に関する施策を掲げています。

障がいがある子どもや外国籍の子どもを含めたすべての子どもが、未来をつくる大切な存在であり、希望です。

また、子どもは未来を担う存在であり、子ども自らの思いや意見を自由に表明することや、権利の主体であることを社会全体で尊重することが重要です。

特に配慮が必要な子どもを含めたすべてのこどもの権利が保障され、安全・安心に健やかに成長し、また、豊かな自己を育み、可能性を広げることができるよう支援します。

前文 子どもは、未来をつくる大切な存在であり、希望である。かけがえの無い個性を持ち、未来への無限の可能性を秘めた、子どもたちの一人ひとりが、愛情や思いやり、人と人との触れ合いや支え合いの中で、個性豊かにのびのびと育まれることができる社会は、全ての市民の理想とするところである。

第4条 全ての子どもは、前条に定める基本理念の下に生まれ、障がいの有無や、国籍の違い等にかかわらず、個人の属性や置かれた状況に応じて必要な支援を受けることができる。

第5条 子どもには、安心して自分らしく生きるために次の権利が保障され、また、何人も、その権利を侵害してはならない。

- (1) 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- (2) 自分の意思や考えを自由に表現し、自分に関することを主体的に決めること。

後略

(【参考】福井市子ども未来条例)



誕生・乳幼児期



学童・思春期



青年期



現状と課題

「R6子ども・若者等に関する実態調査」によると、本市における高校生以下の子どもの貧困率は約8%と推定されます。家庭の経済状況にかかわらず、進学や学習の機会、日々の食事等が保障されるよう支援していく必要があります。（p. 参照）

児童虐待等の新規相談件数は、関係機関からの早期の連絡により増加傾向にあります。引き続き、関係機関と情報共有を行い、児童虐待の未然防止や早期発見・早期介入に努めることが重要です。（p. 参照）

保育園、認定こども園、学校、放課後児童クラブ等に通う障がい児、発達障がい児、気になる子の割合は増加傾向であり、乳幼児期から青年期にかけて切れ目のない支援を行うため、関係機関と連携していく必要があります。医療的ケアを必要とする子どもについても、安心して保健・医療・福祉・教育等のサービスを総合的に提供する支援体制の充実が求められています。

外国につながる子どもは、言語や文化の違いにより学習活動や地域活動への参加に支障が生じることがあります。人種、民族、国籍・宗教等によって、差別的扱いを受けることがないように、個々の状況に応じた支援が必要です。

ヤングケアラーは、ケアが日常化することで、学業や友人関係に支障が出てしまうなど、子どもの権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しにくいことが問題です。福祉、介護、医療、教育等、様々な関係機関に対して、ヤングケアラーに関する気づきや理解について周知や啓発を行うとともに、これらの関係機関が情報共有・連携し、早期発見・把握に努め、適切な支援につなげることが重要です。

子ども・若者や家庭が抱える困難や課題は、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な要因が複合的に重なり合って生み出されており、福祉に留まらない分野を超えた横断的な支援が必要です。

施策13 こどもの貧困対策の推進

重要施策6

こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがなく、夢や希望を持ち成長することができるよう、低所得層にあるこどもに対して学習支援や食事、体験・遊びの提供や、経済的支援を行います。

また、住宅の確保に苦慮する若者夫婦や子育て世帯に対し、安定して住宅を供給できるよう努めます。

主な取組

- ④ 子どものまなび支援事業（再掲）
- ④ こどもの居場所づくり支援事業（再掲）
実費徴収に伴う補足給付事業（保育園、幼稚園、認定こども園）
- ④ 市営住宅を活用した住まいの支援（再掲）
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び情報提供

成果指標

経済的な理由で進学をあきらめるこどもの割合

4.8%（令和6年度）

5.0%未満（令和11年度）

「こども・若者等に関する実態調査（高校生相当）」

今後、県との協議により変更する可能性があります。



施策14 児童虐待防止・社会的養護を必要とするこどもへの支援

重要施策7

虐待によって、こどもの命が失われることや心身に深い傷を残すことのないよう、児童虐待防止に関する普及啓発活動や相談機関等の周知を行い、こどものSOSの早期把握に努めます。また、民間団体や要保護児童対策地域協議会等、地域のネットワークを活用し、連携しながら子育てに困難を抱える世帯を継続的に支援していきます。

さらに、社会的養護を必要とするこどもに向け、きめ細かな支援を行うとともに、児童相談所や学校などの関係機関や地域と連携し、見守り体制の充実に努めます。

主な取組

⑧ 児童虐待防止普及啓発事業 支援対象児童等見守り強化事業（再掲）
子育て世帯訪問支援事業  子育て支援短期利用事業 

成果指標

児童虐待防止にかかる講座の参加者数

385人（令和5年度）

490人（令和11年度）

施策15 障がいのある子どもや医療的ケア児への支援

すべての子どもが、障がいの有無に関わらず同じように保育や教育を受け、生活できる共生社会を実現するため、障がいや発達に応じた支援の充実に努めます。また、障がいのある子どもが地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携して、一人ひとりの特性や状況に応じた支援を行います。

医療的ケア児については、心身の状況に応じた適切な支援を受けることができるよう、支援体制を整備するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを中心に保健、医療、福祉、保育、教育等が連携して支援を行います。

また、医療的ケア児など専門的支援が必要な子どもの入園・入学前の相談に対応し、保育園や認定子ども園、学校で医療的ケアに対応する看護師配置に努め、子どもやその家族が安心して過ごせる環境を整備します。

主な取組

発達障がい児支援 障がい児健全育成事業
地域障がい児支援体制強化事業 障がい児等に対する各種手当の支給
重度障がい児医療費等の助成 障害福祉サービス利用における多子軽減措置
医療的ケア児受入支援事業（再掲） 医療的ケア児支援
障がい児・医療的ケア児入園入学支援（再掲） 障がい児介助員の配置
教育支援委員会の開催

施策16 外国につながる子どもへの支援

支援を必要とする外国につながる子ども¹やその家族が、自立して暮らすことができる環境を整備します。

保育園や幼稚園、認定こども園では、多文化共生社会における保育支援を推進します。小・中学校では、日本語指導・通訳ボランティアが、個々の状況に応じた支援を行います。

主な取組

通訳員等による外国語対応支援 外国人・帰国児童生徒日本語指導事業

¹ 外国につながる子ども：国外から帰国した子どもや外国籍の子ども、両親とも又はいずれかが外国人である子ども

施策17 ヤングケアラーへの支援

保育園や学校などの関係機関にヤングケアラーについての理解や知識を深める研修を実施します。また、学校や県と連携してヤングケアラーに該当する子ども・若者を把握するとともに、育児・家事援助など必要な支援につなげていきます。

主な取組

児童虐待防止普及啓発事業（再掲） 子育て世帯訪問支援事業（再掲）確保計画
重層的支援体制整備事業

施策18 その他特別な支援が必要な子どもへの支援

子ども、障がい、生活困窮といった分野の属性に留まらない特別な支援を必要とする子どもに対し、横断的な支援を行います。

また、不登校やニート、ひきこもり、進路や人間関係等に悩み不安を抱えている子ども・若者及びその家族に対する支援、相談体制の充実を図ります。

主な取組

重層的支援体制整備事業（再掲） 学校不適應児童生徒への支援

教育相談及び配慮が必要な児童生徒への支援 ひきこもりの相談支援

学校や家庭に関する悩み相談支援（ヤングテレホン）



現状と課題

自らの思いや意見を自由に表明することは、こどもや若者にとって大切な権利ですが、「R6こども・若者等に関する実態調査」によると、「意見を表明する権利」について「知らない」、「聞いたことがあるが、内容はよくわからない」と回答した人は、小・中学生は約6割、高校生相当は約7割となっています。（p. 参照）

すべてのこどもが健やかに育つには、こどもの生命を守り、犯罪被害や事故から安全を確保することが必要不可欠です。地域での見守り活動をはじめ、交通安全教室や防犯に関する教育や活動等、社会全体でこどもの安全を守る取組が必要です。

施策19 こどもの権利を保障するための体制整備

重要施策8

「福井市こども未来条例」の基本理念やこどもの権利について、こどもを含めたすべての市民が関心を持ち、理解を深めるための啓発活動に努めるとともに、こどもの意見を取り入れた取組を進めていきます。

主な取組

新

条例の啓発・こどもの意見聴取

新

こどもの権利に関する弁護士相談窓口の周知

児童虐待防止普及啓発事業（再掲）

成果指標

「福井市こども未来条例」を知っているこどもの割合

令和7年度調査開始

70 %以上（令和11年度）

「小・中学校対象アンケート調査」のアンケート項目

施策20 こどもの生活の安全を守る事業の推進

こどもが犯罪や事故に遭わないよう、交通安全教室などの体験的な学びを含め、発達段階に応じた安全教育や活動等、社会全体でこどもの安全を守る取組を推進します。

主な取組

交通安全教育推進事業	安全教育の実施	情報モラル教育の推進
お散歩安全マップの作成・見直し(保育園、幼稚園、認定こども園)		
安全マップの見直し(小中学校)		
「通学路安全プログラム」に基づいた通学路安全対策の検討・実施		
交通安全普及啓発事業	街頭補導の実施	防犯隊活動支援事業
不審者情報の共有		

施策の方向 5 保護者への子育て支援を充実し、社会全体でこどもの育ちを支えます

施策の方向5では、「保護者支援」と「職域・地域・行政の役割」の視点から施策を掲げています。

保護者は、こどもの心身の成長及び人格の形成にとって大きな役割を担っている一方で、家庭をめぐる環境の変化により、祖父母や近隣の人から子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。

また、保護者が子育てに関し、経済的な不安や孤独感、精神的・身体的負担を抱くことなく、健康で自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こどもの健やかな成長には重要です。

保護者への子育て支援を充実し、職域・地域・行政が協働して、それぞれの役割を果たすための取組を展開します。

（子育て家庭等への支援）

第14条 市は、市民が安心して子どもを出産し、育てることができるよう、妊産婦、保護者等に対してそれぞれの段階における必要な支援を行うものとする。

（地域住民等の役割）

第8条 地域住民等は、こどもが安心して遊び、学ぶことができるよう、その地域においてこどもを見守るとともに、地域がこどもの豊かな人間性及び社会性を育む場であることを認識し、地域で行われる行事等において、多様な世代やこども同士の交流及び様々な体験の機会を積極的にこどもに提供するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第10条 事業者は、子どもを育てる家庭と事業者とのかかわりや、こどもの育成についての社会的な影響力及び責任を認識して、雇用する従業員が子育てと仕事の両立をできるよう必要な職場環境の整備及び従業員への周知を行うとともに、こどもが社会の仕組み及び職業に対する興味を持ち、理解を深めることができる機会の提供に努めるものとする。

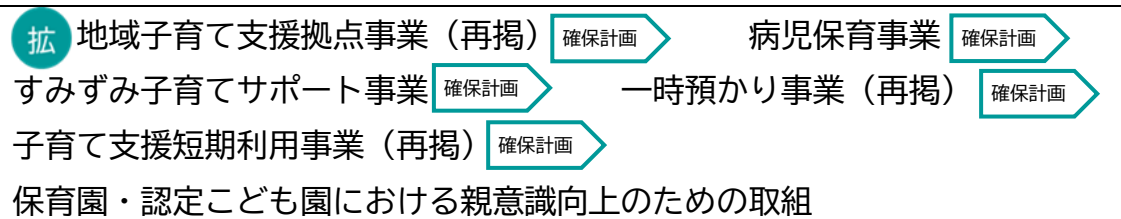
（【参考】福井市こども未来条例）

保護者は、こどもの心身の成長及び人格の形成にとって大きな役割を担っています。一方で、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。保護者が、経済的な不安や孤独感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こどもの健やかな成長のために重要です。（【参考】こども大綱）

施策21 子育て支援事業の充実

保護者の孤独感や不安感を緩和し、安心して子育てや仕事ができるよう、地域において子育て親子の交流の場の提供や一時預かりの実施など、各種の子育て支援事業を行います。

主な取組

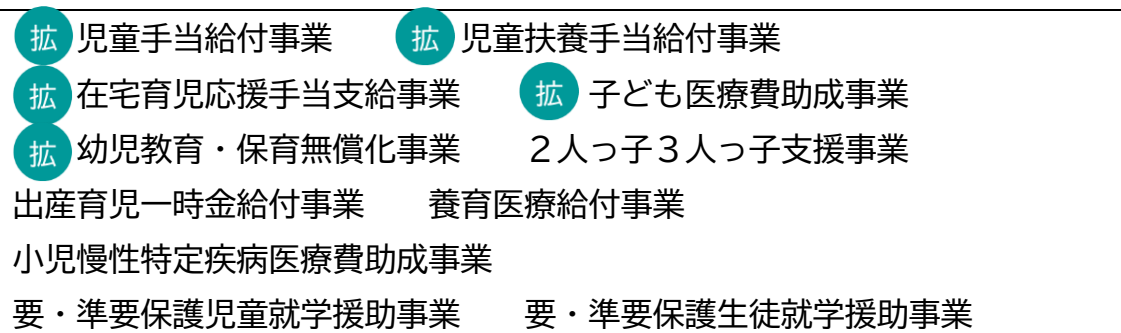


施策22 子育てにかかる経済的負担の軽減

重要施策9

安心して出産や子育てができるよう、手当の支給や医療費の助成等を通して、子育て家庭の経済的負担を軽減します。

主な取組



成果指標

● 保育施設の利用料に関する満足度

74.9%（令和5年度） ⇒ 80.0%（令和11年度）

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

施策23 ひとり親家庭への支援 ひとり親

ひとり親家庭が抱える様々な問題や個別ニーズに対応するため、経済的支援をはじめ、子育てや就労、養育費の確保等、関係機関と連携しながらきめ細かな相談支援を行います。

また、ひとり親家庭のこどもに対し、学習支援の場を設け、基本的な学習・生活習慣の習得支援を行います。

主な取組

拡 児童扶養手当給付事業（再掲）	ひとり親家庭等医療費助成事業
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	
ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	母子家庭等日常生活支援事業
母子家庭自立支援事業	ひとり親家庭に対する保育料等の軽減
学童保育利用支援事業	拡 子どものまなび支援事業（再掲）

施策24 支援が必要な人への情報発信や相談体制の強化 重要施策10

利用者が必要とする子育て情報を、冊子、SNS、アプリ等の様々な媒体で一元的に発信するほか、地域子育て支援センター等においても入園手続きや子育て支援事業などの周知を図ります。

また、妊娠、出産、子育てに至るまで、こどもに関して気軽に相談できるワンストップ窓口において、一人ひとりの保護者に寄り添った対応を行います。

主な取組

子育て情報発信事業	拡 事業広報のアウトリーチ
利用者支援事業（こども家庭センター相談窓口・こども保育課相談窓口）	確保計画
拡 地域子育て支援拠点事業（再掲）	確保計画

▶▶▶ 成果指標

●子育てに関する相談先がない人の割合

0.8%（令和5年度） ⇒ 1.0%未満（令和11年度）

「3歳児健康診査受診時アンケート」

 現状と課題

- 「令和5年度福井県勤労者就業環境基礎調査報告書」によると、本県の男性の育児休業取得率については、平成30年度の5.5%から31.4%と大幅に増えました。しかし、国が掲げる50%及び女性の取得率96.7%と比べて低い水準となっています。

「R5ニーズ調査」によると、主に子育てに関わっている人として、父親の割合が平成30年度の57.8%から65.9%へと増加していることから、父親の育児参加が進んできています。しかし、母親の割合93.6%と比べて低い水準となっており、その一因としては、父親の帰宅時間が遅い傾向にあることが考えられます。(p.〇参照)

家庭内における育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援する社会をつくる必要があります。

- 「R5市民意識調査」によると、子育てへの協力について、「家族からの要望や機会があれば協力したい(53.4%)」、「孫や甥・姪などの面倒をみたい(39.4%)」が多くなっています。また、「地域からの要望や機会があれば協力したい(20.6%)」、「子育て支援に関する地域の活動に積極的に参加したい(6.8%)」との回答も少なからずみられます。

子育て支援に関する地域の活動で協力したいことについては、「挨拶や声掛け」が最も高く、続いて「通学路での交通安全指導及び見守り活動」、「児童の「こども110番」、「かけこみ所」への協力」が多くなっており、家族や地域の人々との交流を通して、こどもの成長を見守る地域づくりが必要です。

- 「R5ニーズ調査」では、子育てに重要な支援・施策について、14.4%の人が「安全・安心な生活環境の整備」と回答しており、良質な住宅の確保や良好な生活環境の整備が必要です。

施策25 ワーク・ライフ・バランスの推進、家事・育児参画の推進 重要施策11

働き方への意識改革を図り、男女ともに柔軟に働ける環境を整備することで、こどもに向き合える時間が確保できるよう、市内企業に対しセミナーを開催するほか、様々な働き方を広く発信します。

また、中小企業労働相談員による労働条件等の訪問相談を実施し、国の補助金制度をはじめとした各種支援制度について情報提供を行います。

子育て家庭に対しては、男性の積極的な家事・育児参画を促す講座を開催します。

主な取組

女性活躍応援事業 働きやすい就労環境啓発事業
中小企業労働相談事業 働き方改革に向けた企業診断システムの活用
子育てパパカレッジ 病児保育事業（再掲） 確保計画
地域での子育てや孫育ての支援（出前講座）

▶▶▶ 成果指標

●職場環境改善に関するセミナー参加企業数

35社（令和6年度） ⇒ **延べ175社**（令和11年度）

施策26 地域の人材と連携した子育て支援機能の向上

地域全体でこどもの育ちを支えるため、公民館や図書館、地域子育て支援センター等で出前講座などを開催します。

また、通学路での交通安全指導や見守り活動といった学校と地域が関わる取組に対する支援や、主任児童委員に対する研修会等を通じて、地域におけるこどもの見守り体制を推進します。

主な取組

地域での子育てや孫育ての支援（出前講座）（再掲）

家庭・地域・学校協議会の活用 地域教育力活性化事業

主任児童委員研修事業 保健衛生推進員会連携事業

保育園・認定こども園地域活動事業 青少年健全育成団体への支援

公民館家庭教育事業

施策27 子育てにやさしい生活環境の整備

安心して子どもを連れて外出できるよう、交通安全施設の維持管理や、公園の遊具の維持管理及び整備等を進めます。また、自治会による防犯灯の設置を支援します。

子育て世帯が、安心・快適に暮らすことができるよう、住まいづくりの支援を行います。

主な取組

交通安全施設維持管理事業 市内公園設備管理事業

新 こどもの遊び場の充実（再掲）

防犯灯設置補助事業 ふくいの住まい支援事業

指標のまとめ

	施策	成果指標	方向性	計画初期値		計画目標値 R11
				年度	値	
1	母子の健康の確保と増進	乳幼児健診受診率 (3歳児健康診査)	↔	R5	96.5%	96.0%以上
2	乳幼児の健全育成	園はこどもたち一人ひとりを大切にし、温かく関わっていると思う保護者の割合	↗	R6	—	90%
3	こどもの生きる力を伸ばす 学校教育の充実	自分にはよいところがあると思う小学生の割合	↔	R6	85.6%	81.0%以上
4	こどもの居場所づくり	待機児童数(学童保育)	→	R6	0人	0人
5	結婚・妊娠・出産を希望する若者への支援	結婚意識が明確になり、さらに結婚への意欲が高まった割合	↔	R5	92.4%	90.0%以上
6	こどもの貧困対策の推進	経済的な理由で進学をあきらめるこどもの割合	↘	R6	4.8%	5.0%未満
7	児童虐待防止・社会的養護を必要とするこどもへの支援	児童虐待防止にかかる講座の参加者数	↗	R5	385人	490人
8	こどもの権利を保障するための体制整備	「福井市こども未来条例」を知っているこどもの割合	↗	R6	—	70%以上
9	子育てにかかる経済的負担の軽減	保育施設の利用料に関する満足度	↗	R5	74.9%	80.0%
10	支援が必要な人への情報発信や相談体制の強化	子育てに関する相談先がない人の割合	↘	R5	0.8%	1.0%未満
11	ワーク・ライフ・バランスの推進、家事・育児参画の推進	職場環境改善に関するセミナー参加企業数	↗	R5	35社	延べ175社

↗ 数値の上昇を目指すもの(計画初期値あり)

↗ 数値の上昇を目指すもの(計画初期値なし)

↔ 現在の数値の水準を維持しつつ、更なる数値の上昇を目指すもの

↘ 現在の数値の水準を維持しつつ、更なる数値の減少を目指すもの

→ 現在の数値の維持を図るもの

第2章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 「量の見込み」と「確保方策」

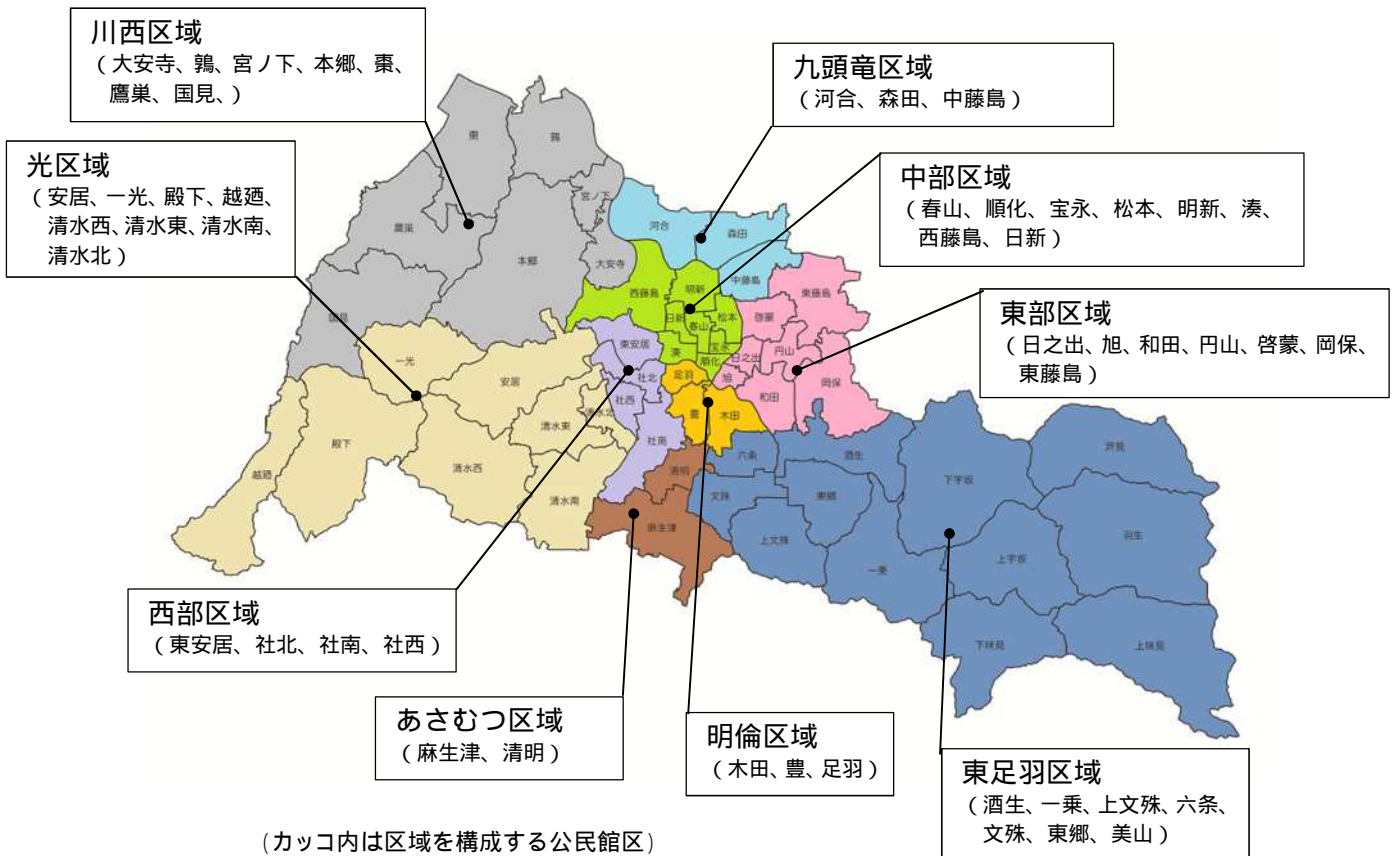
地域の実情に応じた適切な子育て支援を提供するため、計画期間において、区域を定めた上で、教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出し、見込みを踏まえた供給体制の「確保方策」を示します。

1 教育・保育提供区域の設定

本市では、地域の実情に応じた適切な子育て支援を提供するため、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案し、保護者やこどもが居宅から容易に移動できる範囲で、教育・保育提供区域（以下、区域）を設定します。

区域は、小学校区とほぼ一致する公民館区を最小単位に、施設の適正規模化を図りながら安定した教育・保育の提供を実施していくため、下図のとおり市内を9区域に設定します。ただし、広域的な利用が見込まれる事業については、市全域を1つの区域とします。教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定は次ページのとおりです。

なお、設定した区域は、こどもの居住区域外での事業の利用希望を妨げるものではありません。



【教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の区域設定】

教育・保育又は事業名		区域	区域設定の理由
教育・保育		9区域	地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、教育・保育施設の利用状況や整備状況等から判断して最も適切な区域であるため。
地域子ども・子育て支援事業	(1) 延長保育事業	9区域	在園児対象の事業であるため、教育・保育と同様の区域設定が適切であるため。
	(2) 放課後児童健全育成事業	小学校区	放課後の小学生対象の事業であり、日常的な広域利用は困難であるため。
	(3) 子育て短期支援事業	市全域	事業を実施する施設が限られており、区域を設定することで、事業を実施できない区域が生ずるため。
	(4) 地域子育て支援拠点事業	市全域	居住地区以外にも広域的な利用が見込まれるため。
	(5-1) 一時預かり事業 (幼稚園型)	9区域	在園児対象の事業であるため、教育・保育と同様の区域設定が適切であるため。
	(5-2) 一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	市全域	居住地区以外にも広域的な利用が見込まれるため。
	(6) 病児保育事業	市全域	事業を実施する施設が限られており、区域を設定することで、事業を実施できない区域が生ずるため。
	(7) 利用者支援事業	市全域	市窓口において、市全域を対象に実施するため。
	(8) 妊婦健康診査事業	市全域	妊婦が各自で医療機関を選択するため。
	(9) 乳児家庭全戸訪問事業	市全域	訪問事業であり、区域の設定を必要としないため。
	(10) 養育支援訪問事業	市全域	訪問事業であり、区域の設定を必要としないため。
	(11) 子育て世帯訪問支援事業	市全域	訪問事業であり、区域の設定を必要としないため。
	(12) 産後ケア事業	市全域	利用者が各自でサービスを選択するため。
	(13) 妊婦等包括相談支援事業	市全域	市全域を対象に実施するため、区域の設定を必要としないため。
(14) 乳児等通園支援事業	市全域	居住地区以外にも広域的な利用が見込まれるため。	

ファミリー・サポート・センター事業は、ニーズ調査の結果、利用希望が少なかったため実施していません。児童育成支援拠点事業、親子関係育成支援事業は、実施を検討中です。

【区域の状況】

ア 児童数の推移と将来推計

就学前児童（0歳～5歳）

福井市全域では、就学前児童数の減少が見込まれますが、九頭竜区域では、計画期間内において若干の増加が見込まれます。

（毎年4月時点）（単位：人）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R11/R6
1 九頭竜	1,986	2,002	1,987	2,003	1,981	1,966	2,001	2,016	2,009	2,002	101.8%
2 中部	2,703	2,641	2,535	2,470	2,335	2,237	2,163	2,115	2,065	2,025	90.5%
3 東部	2,345	2,267	2,193	2,119	2,006	1,926	1,848	1,807	1,768	1,729	89.8%
4 西部	1,929	1,854	1,790	1,711	1,661	1,611	1,585	1,541	1,485	1,455	90.3%
5 明倫	1,501	1,469	1,398	1,315	1,228	1,175	1,142	1,109	1,093	1,068	90.9%
6 あさむつ	715	677	641	607	570	555	536	531	512	499	89.9%
7 川西	291	278	273	241	232	240	228	214	210	215	89.6%
8 光	510	474	445	385	367	358	339	343	335	321	89.7%
9 東足羽	661	609	586	550	531	527	505	493	479	473	89.8%
全域	12,641	12,271	11,848	11,401	10,911	10,595	10,347	10,169	9,956	9,787	92.4%

R2～R6は住民基本台帳人口、R7～R11は住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法を用い独自集計したものです。

就学児童（6歳～11歳）

福井市全域で就学児童の減少が見込まれます。特に、川西区域と光区域の減少割合が大きくなっています。

（毎年5月時点）（単位：人）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R11/R6
1 九頭竜	1,949	1,966	2,012	1,984	1,973	1,956	1,909	1,906	1,878	1,917	97.2%
2 中部	2,786	2,727	2,652	2,585	2,567	2,555	2,499	2,412	2,367	2,228	86.8%
3 東部	2,449	2,395	2,359	2,329	2,217	2,185	2,162	2,116	2,030	1,972	88.9%
4 西部	1,927	1,918	1,859	1,887	1,856	1,850	1,798	1,760	1,728	1,671	90.0%
5 明倫	1,580	1,531	1,531	1,504	1,503	1,458	1,422	1,375	1,326	1,281	85.2%
6 あさむつ	868	834	806	785	745	716	694	659	626	599	80.4%
7 川西	475	443	411	369	339	299	282	277	262	243	71.7%
8 光	646	605	589	579	566	529	512	481	450	403	71.2%
9 東足羽	804	770	746	731	685	655	654	625	601	557	81.3%
全域	13,484	13,189	12,965	12,753	12,451	12,203	11,932	11,611	11,208	10,871	87.3%

R2～R6は市立小学校の在籍児童数、R7～R11は住民基本台帳人口を基に独自集計したものです。

イ 各区域の施設の設置数

(令和6年4月時点)(単位:か所)

区域	教育・保育施設						児 童 ク ラ ブ	シ ョ ー ト ス テ イ	地 域 子 育 て 支 援 セ ン タ ー	一 時 預 か り 施 設	病 児 保 育 施 設
	幼稚園		保育園		認定こども園						
	国公立	私立	公立	私立	公立	私立					
1 九頭竜	0	1	5	3	0	7	12	0	0	16	0
2 中部	1	1	6	0	0	19	15	0	2	30	2
3 東部	1	2	4	0	1	9	13	2	2	21	2
4 西部	0	0	1	0	0	9	11	0	1	10	0
5 明倫	1	0	1	1	0	8	9	0	3	11	0
6 あさむつ	0	0	1	0	1	5	4	0	0	7	0
7 川西	5	0	1	1	2	1	6	0	1	5	0
8 光	1	0	1	0	0	2	6	0	1	3	0
9 東足羽	4	0	0	0	4	2	8	0	1	6	0
計	13	4	20	5	8	62	84	2	11	109	4

分園及び休園中の園を含みます。

一時預かり施設については、幼稚園、保育園、認定こども園、乳児院、児童養護施設、すみずみ子育てサポート事業実施施設を含みます。

2

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

(1) 事業の内容

幼稚園、保育園、認定こども園において、教育・保育を提供します。

(2) 取組状況

(特定教育・保育施設：令和6年4月1日、確認を受けない幼稚園：令和6年5月1日現在)

(単位：人)

区域	入園者数					合計
	1号	2号	3号			
			1歳	2歳	0歳	
九頭竜	139	731	251	266	67	1,454
中部	364	1,056	274	343	61	2,098
東部	159	771	217	239	45	1,431
西部	111	696	185	236	49	1,277
明倫	103	539	141	163	28	974
あさむつ	56	361	104	117	11	649
川西	20	111	20	32	4	187
光	13	157	36	51	2	259
東足羽	17	235	59	66	11	388
計	982	4,657	1,287	1,513	278	8,717

1号の人数は、確認を受けない幼稚園児数を含みます。

【語句の説明】

量の見込み... R5ニーズ調査や近年の利用状況により算出された、想定される需要量

1号... 1号認定(満3歳以上で、教育を希望するこども(保育の必要性なし))

2号... 2号認定(満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育を希望するこども)

3号... 3号認定(満3歳未満で、保育に必要な事由に該当し、保育を希望するこども)

特定教育・保育施設... 教育・保育施設として市町村の確認を受けた幼稚園、保育園、認定こども園

(3) 計画期間内の量の見込み及び確保方策

<市全域>

(単位:人)

年度 認定区分	R 7年度						R 8年度								
	1号	2号		3号			1号	2号		3号					
		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳			
量の見込み	904	955	3569	1,335	1,504	570	875	925	3,461	1,363	1,431	559			
確保量	特定教育・保育施設	1,446	5,636			1,436	1,724	692	1,446	5,636			1,442	1,730	692
	確認を受けない幼稚園	140							140						
過不足(-)	682	1,112			101	220	122	711	1,250			79	299	133	

R 9年度						R 10年度						R 11年度							
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号				
	教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		
851	899	3,362	1,337	1,461	549	830	878	3,283	1,313	1,433	540	818	863	3,230	1,290	1,407	530		
1,426	5,666		1,449	1,740	695	1,426	5,618			1,442	1,729	691	1,426	5,618			1,442	1,729	691
140						140							140						
715	1,405		112	279	146	736	1,457			129	296	151	748	1,525			152	322	161

1号の人数は、確認を受けない幼稚園児数を含みます。

確保量は、休園中の園の定員を含みません。

【確保方策】

少子化や公立園の老朽化が進む中、安定した教育・保育の提供を実施していくため、私立園への定員移譲や、老朽化が進む公立園の建替えも含めた再配置を進めます。

ただし、周辺に私立園等の代替施設がない区域の公立園については、地域の保育ニーズに対応していくため、引き続き維持していきます。

<1 九頭竜区域>

(単位:人)

年度 認定区分	R 7年度						R 8年度								
	1号	2号		3号			1号	2号		3号					
		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳			
量の見込み	152	161	601	259	281	105	159	165	626	259	273	105			
確保量	特定教育・保育施設	210	957			248	293	109	210	957			248	293	109
過不足(-)	58	195			11	12	4	51	166			11	20	4	

R 9年度						R 10年度						R 11年度							
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号				
	教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		
161	169	633	258	272	106	161	166	626	258	273	106	157	164	619	258	273	107		
210	957		248	293	109	210	957			248	293	109	210	957			248	293	109
49	155		10	21	3	49	165			10	20	3	53	174			10	20	2

【確保方策】

1歳の不足数は、3号の定員枠の中で調整することにより確保可能です。必要に応じて、森田栄保育園での低年齢児の受入を行います。

< 2 中部区域 >

(単位:人)

年度 認定区分		R 7 年度						R 8 年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳
量の見込み		214	223	840	309	347	132	202	213	800	311	340	129
確保 量	特定教育・保育施設	449	1,286		326	398	149	449	1,286		332	404	149
	確認を受けない幼稚園	140						140					
過不足 (-)		375	223		17	51	17	387	273		21	64	20

R 9 年度						R 10 年度						R 11 年度					
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳
199	207	781	306	340	125	192	202	760	298	332	123	191	199	749	292	325	121
429	1,316		339	414	152	429	1,268		332	403	148	429	1,268		332	403	148
140						140						140					
370	328		33	74	27	377	306		34	71	25	378	320		40	78	27

【確保方策】

既に充足しています。なお、老朽化した松本保育園については、障がい児や医療的ケア児など特別な配慮が必要なこどもを受け入れるインクルーシブ保育を促進する施設として、建替えを行います。

< 3 東部区域 >

(単位:人)

年度 認定区分		R 7 年度						R 8 年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳
量の見込み		149	157	589	216	246	98	140	148	552	225	228	96
確保量	特定教育・保育施設	226	913		227	279	111	226	913		227	279	111
過不足 (-)		77	167		11	33	13	86	213		2	51	15

R 9 年度						R 10 年度						R 11 年度					
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳
134	141	529	220	238	94	132	138	519	215	235	92	129	136	509	210	228	89
226	913		227	279	111	226	913		227	279	111	226	913		227	279	111
92	243		7	41	17	94	256		12	44	19	97	268		17	51	22

【確保方策】

既に充足しています。

< 4 西部区域 >

(単位 : 人)

年度 認定区分		R 7 年度					R 8 年度						
		1 号	2 号		3 号			1 号	2 号		3 号		
			教育 希望	左記 以外	1 歳	2 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	1 歳	2 歳	0 歳
量の見込み		129	135	506	181	211	80	127	134	501	190	189	79
確保量	特定教育・保育施設	165	752		193	223	94	165	752		193	223	94
過不足 (-)		36	111		12	12	14	38	117		3	34	15

R 9 年度						R 1 0 年度					R 1 1 年度						
1 号	2 号		3 号			1 号	2 号		3 号			1 号	2 号		3 号		
	教育 希望	左記 以外	1 歳	2 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	1 歳	2 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	1 歳	2 歳	0 歳
121	126	471	186	202	76	113	121	448	183	197	76	111	118	439	179	192	75
165	752		193	223	94	165	752		193	223	94	165	752		193	223	94
44	155		7	21	18	52	183		10	26	18	54	195		14	31	19

【確保方策】

既に充足しています。

< 5 明倫区域 >

(単位 : 人)

年度 認定区分		R 7 年度					R 8 年度						
		1 号	2 号		3 号			1 号	2 号		3 号		
			教育 希望	左記 以外	1 歳	2 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	1 歳	2 歳	0 歳
量の見込み		93	98	368	145	156	62	90	95	354	146	150	60
確保量	特定教育・保育施設	176	600		156	187	77	176	600		156	187	77
過不足 (-)		83	134		11	31	15	86	151		10	37	17

R 9 年度						R 1 0 年度					R 1 1 年度						
1 号	2 号		3 号			1 号	2 号		3 号			1 号	2 号		3 号		
	教育 希望	左記 以外	1 歳	2 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	1 歳	2 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	1 歳	2 歳	0 歳
86	91	341	142	150	58	86	90	340	138	146	57	86	89	333	134	142	56
176	600		156	187	77	176	600		156	187	77	176	600		156	187	77
90	168		14	37	19	90	170		18	41	20	90	178		22	45	21

【確保方策】

既に充足しています。

< 6 あさむつ区域 >

(単位：人)

年度 認定区分		R 7 年度					R 8 年度						
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳
量の見込み		65	68	254	89	107	40	63	66	246	95	95	39
確保量	特定教育・保育施設	86	441		127	136	66	86	441		127	136	66
過不足数 (-)		21	119		38	29	26	23	129		32	41	27

R 9 年度						R 1 0 年度					R 1 1 年度						
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳
60	63	238	92	101	39	58	60	228	90	98	37	57	59	224	88	96	35
86	441		127	136	66	86	441		127	136	66	86	441		127	136	66
26	140		35	35	27	28	153		37	38	29	29	158		39	40	31

【確保方策】

既に充足しています。

< 7 川西区域 >

(単位：人)

年度 認定区分		R 7 年度					R 8 年度						
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳
量の見込み		24	26	92	30	28	12	21	23	81	30	34	11
確保量	特定教育・保育施設	35	163		32	49	21	35	163		32	49	21
過不足 (-)		11	45		2	21	9	14	59		2	15	10

R 9 年度						R 1 0 年度					R 1 1 年度						
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳
20	21	74	29	34	11	20	21	73	29	32	11	20	22	78	29	31	10
35	163		32	49	21	35	163		32	49	21	35	163		32	49	21
15	68		3	15	10	15	69		3	17	10	15	63		3	18	11

【確保方策】

既に充足しています。

< 8 光区域 >

(単位:人)

年度 認定区分		R 7年度					R 8年度						
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳
量の見込み		28	35	128	43	56	16	27	33	122	43	50	16
確保量	特定教育・保育施設	30	196		51	61	27	30	196		51	61	27
過不足 (-)		2	33		8	5	11	3	41		8	11	11

R 9年度						R 10年度					R 11年度						
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳
27	35	124	41	52	16	27	34	123	41	49	15	25	32	115	40	50	14
30	196		51	61	27	30	196		51	61	27	30	196		51	61	27
3	37		10	9	11	3	39		10	12	12	5	49		11	11	13

【確保方策】

既に充足しています。

< 9 東足羽地域 >

(単位:人)

年度 認定区分		R 7年度					R 8年度						
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳
量の見込み		50	52	191	63	72	25	46	48	179	64	72	24
確保量	特定教育・保育施設	69	328		76	98	38	69	328		76	98	38
過不足 (-)		19	85		13	26	13	23	101		12	26	14

R 9年度						R 10年度					R 11年度						
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳		教育 希望	左記 以外	1歳	2歳	0歳
43	46	171	63	72	24	41	46	166	61	71	23	42	44	164	60	70	23
69	328		76	98	38	69	328		76	98	38	69	328		76	98	38
26	111		13	26	14	28	116		15	27	15	27	120		16	28	15

【確保方策】

既に充足しています。

3

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

(1) 延長保育事業

ア 事業の内容

保育園、認定こども園等において、保育認定を受けた子どもを、通常の利用時間以外の時間において、保育します。

イ 取組状況

(令和5年度)

施設種類	実施園数	実利用人数
保育園	27 園	310 人
認定こども園	68 園	1,632 人
計	95 園	1,942 人

ウ 量の見込み及び確保方策

< 市全域 >

(単位：人)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	1,792	1,750	1,720	1,684	1,655
確保量	1,792	1,750	1,720	1,684	1,655
過不足(-)	0	0	0	0	0

【確保方策】

(各区域も同様) 在園児対象の事業であるため、保育の量の確保と合わせて実施します。

< 1 九頭竜区域 >

(単位：人)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	353	344	339	332	326
確保量	353	344	339	332	326
過不足(-)	0	0	0	0	0

< 2 中部区域 >

(単位：人)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	455	444	437	427	421
確保量	455	444	437	427	421
過不足(-)	0	0	0	0	0

< 3 東部区域 >

(単位：人)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	332	324	318	312	306
確保量	332	324	318	312	306
過不足(-)	0	0	0	0	0

< 4 西部区域 >

(単位：人)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	211	207	203	199	195
確保量	211	207	203	199	195
過不足 (-)	0	0	0	0	0

< 5 明倫区域 >

(単位：人)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	231	226	222	217	213
確保量	231	226	222	217	213
過不足 (-)	0	0	0	0	0

< 6 あさむつ区域 >

(単位：人)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	102	100	98	96	94
確保量	102	100	98	96	94
過不足 (-)	0	0	0	0	0

< 7 川西区域 >

(単位：人)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	9	9	9	9	9
確保量	9	9	9	9	9
過不足 (-)	0	0	0	0	0

< 8 光区域 >

(単位：人)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	43	42	41	40	40
確保量	43	42	41	40	40
過不足 (-)	0	0	0	0	0

< 9 東足羽区域 >

(単位：人)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	56	54	53	52	51
確保量	56	54	53	52	51
過不足 (-)	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業

ア 事業の内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全育成を図ります。

イ 取組状況

(令和6年4月現在)

施設種類	施設数	登録児童数	
		低学年(1~3年)	高学年(4~6年)
児童クラブ	84 か所	3,245 人	324 人

ウ 量の見込み及び確保量

<市全域>

(単位:人)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	3,488	3,418	3,271	3,209	3,155
1年生	1,234	1,179	1,119	1,136	1,101
2年生	1,128	1,143	1,074	1,033	1,047
3年生	802	783	791	754	723
4年生	228	225	201	205	203
5年生	68	64	65	58	61
6年生	28	24	21	23	20
確保量	3,806	3,806	3,836	3,836	3,836
過不足(-)	318	388	565	627	681

【確保方策】

1人当たりの面積基準を確保できる範囲で、弾力的に児童の受入れ調整を行います。利用ニーズを見極め、調整が困難と判断する場合は、児童クラブの増設等を検討します。

<小学校区>

(単位:人)

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
1 木田	量の見込み	225	222	219	206	190
	1 年生	89	79	79	71	65
	2 年生	73	84	75	74	66
	3 年生	54	50	57	51	51
	4 年生	9	9	8	10	8
	5 年生	0	0	0	0	0
	6 年生	0	0	0	0	0
	確保量	260	260	260	260	260
過不足 (-)	35	38	41	54	70	
2 豊	量の見込み	114	102	92	86	90
	1 年生	33	30	31	28	35
	2 年生	51	34	31	33	29
	3 年生	23	31	21	19	20
	4 年生	6	6	8	5	5
	5 年生	1	1	1	1	1
	6 年生	0	0	0	0	0
	確保量	130	130	130	130	130
過不足 (-)	16	28	38	44	40	
3 足羽	量の見込み	37	33	28	27	31
	1 年生	16	17	12	14	17
	2 年生	18	13	14	10	12
	3 年生	3	3	2	3	2
	4 年生	0	0	0	0	0
	5 年生	0	0	0	0	0
	6 年生	0	0	0	0	0
	確保量	40	40	40	40	40
過不足 (-)	3	7	12	13	9	

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	
4 社北	量の見込み	118	114	115	121	125	
		1 年生	42	38	47	45	48
		2 年生	40	42	37	47	44
		3 年生	24	19	19	17	22
		4 年生	12	15	12	12	11
		5 年生	0	0	0	0	0
		6 年生	0	0	0	0	0
	確保量	130	130	130	130	130	
過不足 (-)	12	16	15	9	5		
5 社南	量の見込み	244	226	211	212	214	
		1 年生	102	78	84	94	83
		2 年生	90	91	69	74	84
		3 年生	52	57	58	44	47
		4 年生	0	0	0	0	0
		5 年生	0	0	0	0	0
		6 年生	0	0	0	0	0
	確保量	256	256	256	256	256	
過不足 (-)	12	30	45	44	42		
6 麻生津	量の見込み	73	71	66	66	64	
		1 年生	33	27	27	28	25
		2 年生	30	32	26	27	28
		3 年生	10	12	13	11	11
		4 年生	0	0	0	0	0
		5 年生	0	0	0	0	0
		6 年生	0	0	0	0	0
	確保量	75	75	75	75	75	
過不足 (-)	2	4	9	9	11		
7 清明	量の見込み	103	105	95	92	94	
		1 年生	46	53	40	45	46
		2 年生	35	31	36	28	31
		3 年生	13	12	11	12	9
		4 年生	9	9	8	7	8
		5 年生	0	0	0	0	0
		6 年生	0	0	0	0	0
	確保量	120	120	120	120	120	
過不足 (-)	17	15	25	28	26		
8 社西	量の見込み	81	82	80	78	71	
		1 年生	21	28	23	20	18
		2 年生	18	17	22	18	16
		3 年生	22	18	17	22	18
		4 年生	10	12	10	10	13
		5 年生	8	5	7	6	5
		6 年生	2	2	1	2	1
	確保量	90	90	90	90	90	
過不足 (-)	9	8	10	12	19		

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	
9 東安居	量の見込み	71	71	72	73	72	
		1 年生	23	26	24	25	24
		2 年生	22	21	24	22	24
		3 年生	19	18	17	20	18
		4 年生	4	4	4	4	4
		5 年生	2	1	2	1	1
		6 年生	1	1	1	1	1
	確保量	90	90	90	90	90	
過不足 (-)	19	19	18	17	18		
10 湊	量の見込み	75	76	73	71	70	
		1 年生	26	22	23	19	25
		2 年生	28	35	30	32	26
		3 年生	10	8	10	9	9
		4 年生	8	8	7	9	7
		5 年生	3	3	3	2	3
		6 年生	0	0	0	0	0
	確保量	100	100	100	100	100	
過不足 (-)	25	24	27	29	30		
11 春山	量の見込み	47	41	38	37	36	
		1 年生	14	11	14	12	10
		2 年生	20	15	13	16	14
		3 年生	13	15	11	9	12
		4 年生	0	0	0	0	0
		5 年生	0	0	0	0	0
		6 年生	0	0	0	0	0
	確保量	50	50	50	50	50	
過不足 (-)	3	9	12	13	14		
12 順化	量の見込み	31	37	35	35	35	
		1 年生	12	18	16	13	15
		2 年生	7	5	7	7	5
		3 年生	8	11	8	12	11
		4 年生	4	3	4	3	4
		5 年生	0	0	0	0	0
		6 年生	0	0	0	0	0
	確保量	45	45	45	45	45	
過不足 (-)	14	8	10	10	10		
13 宝永	量の見込み	43	46	42	40	33	
		1 年生	14	21	14	13	12
		2 年生	16	11	18	11	11
		3 年生	13	14	10	16	10
		4 年生	0	0	0	0	0
		5 年生	0	0	0	0	0
		6 年生	0	0	0	0	0
	確保量	40	40	40	40	40	
過不足 (-)	3	6	2	0	7		

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	
14 松本	量の見込み	107	108	107	109	106	
		1 年生	34	36	36	37	32
		2 年生	41	36	37	38	39
		3 年生	22	27	24	25	25
		4 年生	6	5	6	5	6
		5 年生	4	4	4	4	4
		6 年生	0	0	0	0	0
	確保量	126	126	126	126	126	
	過不足 (-)	19	18	19	17	20	
15 日之出	量の見込み	96	97	94	92	87	
		1 年生	31	26	22	26	22
		2 年生	27	33	28	24	28
		3 年生	23	22	28	23	20
		4 年生	10	12	12	15	12
		5 年生	3	3	3	3	4
		6 年生	2	1	1	1	1
	確保量	91	91	91	91	91	
	過不足 (-)	5	6	3	1	4	
16 旭	量の見込み	52	45	44	41	42	
		1 年生	21	16	19	16	18
		2 年生	19	20	16	18	16
		3 年生	12	9	9	7	8
		4 年生	0	0	0	0	0
		5 年生	0	0	0	0	0
		6 年生	0	0	0	0	0
	確保量	50	50	50	50	50	
	過不足 (-)	2	5	6	9	8	
17 和田	量の見込み	156	164	167	158	146	
		1 年生	64	73	67	59	56
		2 年生	49	51	58	53	46
		3 年生	35	33	35	39	36
		4 年生	8	7	7	7	8
		5 年生	0	0	0	0	0
		6 年生	0	0	0	0	0
	確保量	159	159	159	159	159	
	過不足 (-)	3	5	8	1	13	
18 円山	量の見込み	139	145	144	147	150	
		1 年生	39	50	44	47	49
		2 年生	48	40	51	44	48
		3 年生	38	42	35	44	39
		4 年生	12	11	12	10	12
		5 年生	2	2	2	2	2
		6 年生	0	0	0	0	0
	確保量	148	148	148	148	148	
	過不足 (-)	9	3	4	1	2	

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	
19 啓蒙	量の見込み	124	120	109	109	113	
		1 年生	52	40	34	42	44
		2 年生	30	45	34	29	36
		3 年生	27	17	26	20	17
		4 年生	9	11	7	11	9
		5 年生	4	5	6	4	5
		6 年生	2	2	2	3	2
	確保量	120	120	120	120	120	
過不足 (-)	4	0	11	11	7		
20 西藤島	量の見込み	52	62	47	48	38	
		1 年生	23	35	18	23	17
		2 年生	18	13	19	10	13
		3 年生	11	14	10	15	8
		4 年生	0	0	0	0	0
		5 年生	0	0	0	0	0
		6 年生	0	0	0	0	0
	確保量	60	60	60	60	60	
過不足 (-)	8	2	13	12	22		
21 中藤	量の見込み	180	178	158	157	154	
		1 年生	67	65	53	66	58
		2 年生	72	63	60	49	61
		3 年生	37	47	41	39	32
		4 年生	4	3	4	3	3
		5 年生	0	0	0	0	0
		6 年生	0	0	0	0	0
	確保量	190	190	190	190	190	
過不足 (-)	10	12	32	33	36		
22 河合	量の見込み	31	28	29	28	35	
		1 年生	18	9	13	14	17
		2 年生	7	11	5	8	9
		3 年生	5	7	11	5	8
		4 年生	0	0	0	0	0
		5 年生	1	1	0	1	1
		6 年生	0	0	0	0	0
	確保量	30	30	30	30	30	
過不足 (-)	1	2	1	2	5		
23 岡保	量の見込み	34	28	25	23	20	
		1 年生	15	12	11	9	8
		2 年生	5	8	7	6	5
		3 年生	7	3	5	4	4
		4 年生	7	5	2	4	3
		5 年生	0	0	0	0	0
		6 年生	0	0	0	0	0
	確保量	30	30	30	30	30	
過不足 (-)	4	2	5	7	10		

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	
24 東藤島	量の見込み	32	32	32	29	27	
	1 年生	4	4	3	3	3	
		2 年生	10	14	13	9	9
		3 年生	9	8	11	10	8
		4 年生	9	6	5	7	7
		5 年生	0	0	0	0	0
		6 年生	0	0	0	0	0
	確保量	40	40	40	40	40	
	過不足 (-)	8	8	8	11	13	
25 森田	量の見込み	328	321	337	344	369	
	1 年生	126	109	130	131	141	
		2 年生	97	110	95	113	114
		3 年生	89	87	98	84	100
		4 年生	16	15	14	16	14
		5 年生	0	0	0	0	0
		6 年生	0	0	0	0	0
	確保量	320	320	350	350	350	
	過不足 (-)	8	1	13	6	19	
26 明新	量の見込み	297	274	248	233	225	
	1 年生	116	79	80	87	77	
		2 年生	96	103	70	71	77
		3 年生	64	72	77	52	53
		4 年生	15	14	15	17	11
		5 年生	6	6	6	6	7
		6 年生	0	0	0	0	0
	確保量	286	286	286	286	286	
	過不足 (-)	11	12	38	53	61	
27 日新	量の見込み	83	89	85	84	85	
	1 年生	28	27	22	25	24	
		2 年生	23	34	32	27	31
		3 年生	19	14	20	19	16
		4 年生	10	11	8	11	11
		5 年生	3	3	3	2	3
		6 年生	0	0	0	0	0
	確保量	90	90	90	90	90	
	過不足 (-)	7	1	5	6	5	
28 安居	量の見込み	32	29	23	20	19	
	1 年生	8	9	4	6	8	
		2 年生	13	8	10	4	6
		3 年生	8	10	6	8	3
		4 年生	3	2	3	2	2
		5 年生	0	0	0	0	0
		6 年生	0	0	0	0	0
	確保量	40	40	40	40	40	
	過不足 (-)	8	11	17	20	21	

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	
29 殿下	量の見込み	0	0	0	0	0	
	1年生 2年生 3年生 4年生 5年生 6年生	1年生	0	0	0	0	0
		2年生	0	0	0	0	0
		3年生	0	0	0	0	0
		4年生	0	0	0	0	0
		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量	0	0	0	0	0	
過不足(-)	0	0	0	0	0		
30 越廼	量の見込み	16	7	15	5	5	
	1年生 2年生 3年生 4年生 5年生 6年生	1年生	1	0	1	2	0
		2年生	0	0	0	0	0
		3年生	1	4	1	0	1
		4年生	10	2	8	2	0
		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	4	1	5	1	4
	確保量	20	20	20	20	20	
過不足(-)	4	13	5	15	15		
31 清水西	量の見込み	59	54	49	44	40	
	1年生 2年生 3年生 4年生 5年生 6年生	1年生	21	17	14	14	13
		2年生	19	20	17	14	14
		3年生	14	12	13	11	8
		4年生	2	2	2	2	2
		5年生	3	3	3	3	3
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量	70	70	70	70	70	
過不足(-)	11	16	21	26	30		
32 清水東	量の見込み	0	0	0	0	0	
	1年生 2年生 3年生 4年生 5年生 6年生	1年生	0	0	0	0	0
		2年生	0	0	0	0	0
		3年生	0	0	0	0	0
		4年生	0	0	0	0	0
		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量	0	0	0	0	0	
過不足(-)	0	0	0	0	0		
33 清水南	量の見込み	40	34	31	32	38	
	1年生 2年生 3年生 4年生 5年生 6年生	1年生	7	8	12	8	14
		2年生	8	7	8	12	8
		3年生	20	8	7	8	12
		4年生	5	11	4	4	4
		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量	40	40	40	40	40	
過不足(-)	0	6	9	8	2		

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	
34 清水北	量の見込み	31	33	31	29	24	
	1年生	6	9	6	7	4	
		2年生	10	11	12	8	10
		3年生	11	7	8	10	6
		4年生	1	2	1	1	1
		5年生	3	3	3	2	2
		6年生	0	1	1	1	1
	確保量	40	40	40	40	40	
	過不足 (-)	9	7	9	11	16	
35 大安寺	量の見込み	8	8	6	7	7	
	1年生	2	2	2	3	1	
		2年生	1	2	2	2	3
		3年生	2	1	1	1	1
		4年生	3	3	1	1	2
		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量	15	15	15	15	15	
	過不足 (-)	7	7	9	8	8	
36 国見	量の見込み	8	11	10	10	11	
	1年生	2	3	1	2	1	
		2年生	1	3	3	1	3
		3年生	2	1	3	3	1
		4年生	3	3	2	4	5
		5年生	0	1	1	0	1
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量	10	10	10	10	10	
	過不足 (-)	2	1	0	0	1	
37 鶉	量の見込み	28	29	28	28	28	
	1年生	6	11	10	8	8	
		2年生	10	6	10	9	8
		3年生	9	10	6	10	9
		4年生	3	2	2	1	3
		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量	40	40	40	40	40	
	過不足 (-)	12	11	12	12	12	
38 本郷	量の見込み	14	21	20	18	16	
	1年生	4	11	6	3	3	
		2年生	3	3	8	5	2
		3年生	3	3	3	7	4
		4年生	3	2	2	2	6
		5年生	1	2	1	1	1
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量	20	20	20	20	20	
	過不足 (-)	6	1	0	2	4	

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
39 棗	量の見込み	25	26	24	24	24
	1 年生 2 年生 3 年生 4 年生 5 年生 6 年生	3	3	5	2	3
		8	7	6	10	5
		7	7	6	5	9
		3	5	5	4	4
		2	1	1	1	1
		2	3	1	2	2
	確保量	29	29	29	29	29
過不足 (-)	4	3	5	5	5	
40 鷹巣	量の見込み	28	24	21	24	19
	1 年生 2 年生 3 年生 4 年生 5 年生 6 年生	7	3	6	4	1
		5	8	4	9	6
		3	3	3	2	3
		4	2	2	2	1
		3	5	3	5	5
		6	3	3	2	3
	確保量	35	35	35	35	35
過不足 (-)	7	11	14	11	16	
41 長橋	量の見込み	0	0	0	0	0
	1 年生 2 年生 3 年生 4 年生 5 年生 6 年生	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
	確保量	0	0	0	0	0
過不足 (-)	0	0	0	0	0	
42 酒生	量の見込み	46	54	51	50	40
	1 年生 2 年生 3 年生 4 年生 5 年生 6 年生	17	23	18	17	11
		15	13	17	13	13
		14	18	16	20	16
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
	確保量	44	44	44	44	44
過不足 (-)	2	10	7	6	4	
43 一乗	量の見込み	11	10	7	9	7
	1 年生 2 年生 3 年生 4 年生 5 年生 6 年生	0	0	0	0	0
		0	2	2	2	2
		4	0	2	2	2
		1	4	0	2	2
		3	1	2	0	1
		3	3	1	3	0
	確保量	20	20	20	20	20
過不足 (-)	9	10	13	11	13	

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	
44 上文殊	量の見込み	28	26	28	30	29	
	1年生	4	5	7	5	5	
		2年生	9	6	8	11	8
		3年生	5	6	4	6	8
		4年生	4	4	5	3	4
		5年生	4	2	2	3	2
		6年生	2	3	2	2	2
	確保量	30	30	30	30	30	
過不足(-)	2	4	2	0	1		
45 文殊	量の見込み	39	37	34	32	29	
	1年生	9	6	8	7	6	
		2年生	10	9	6	8	6
		3年生	7	10	8	5	7
		4年生	5	4	5	4	3
		5年生	7	7	6	7	6
		6年生	1	1	1	1	1
	確保量	40	40	40	40	40	
過不足(-)	1	3	6	8	11		
46 六条	量の見込み	14	13	11	15	15	
	1年生	4	6	3	9	6	
		2年生	5	4	6	3	8
		3年生	5	3	2	3	1
		4年生	0	0	0	0	0
		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量	20	20	20	20	20	
過不足(-)	6	7	9	5	5		
47 東郷	量の見込み	42	44	47	44	46	
	1年生	21	25	24	21	25	
		2年生	13	14	17	16	15
		3年生	8	5	6	7	6
		4年生	0	0	0	0	0
		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量	47	47	47	47	47	
過不足(-)	5	3	0	3	1		
48 美山啓明	量の見込み	37	38	33	29	25	
	1年生	3	9	6	6	3	
		2年生	8	7	9	7	7
		3年生	11	5	4	5	4
		4年生	10	10	6	4	6
		5年生	4	5	6	4	3
		6年生	1	2	2	3	2
	確保量	40	40	40	40	40	
過不足(-)	3	2	7	11	15		

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	
49 下 宇 坂	量の見込み	9	3	10	13	11	
	1 年生	0	0	0	0	0	
		2 年生	0	1	2	1	1
		3 年生	6	0	8	10	8
		4 年生	0	1	0	1	2
		5 年生	1	0	0	0	0
		6 年生	2	1	0	1	0
	確保量	40	40	40	40	40	
過不足 (-)	31	37	30	27	29		
50 羽 生	量の見込み	0	0	0	0	0	
	1 年生	0	0	0	0	0	
		2 年生	0	0	0	0	0
		3 年生	0	0	0	0	0
		4 年生	0	0	0	0	0
		5 年生	0	0	0	0	0
		6 年生	0	0	0	0	0
	確保量	0	0	0	0	0	
過不足 (-)	0	0	0	0	0		

清水東は清水北、長橋は鷹巣、羽生は美山啓明でそれぞれ合同で実施しているため、量の見込みと確保量はそれぞれの合計で算出しています。

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

ア 事業の内容

保護者の病気や出産、家族の看護等でこどもの世話ができない、また、冠婚葬祭や学校などの行事でこどもを連れて行けない等の理由により、一時的に家庭で養育できないときにこどもを預かります。

イ 取組状況

(令和5年度)

施設数	最大利用可能人数	利用実績
2か所	1,278人日/年	617人日/年

最大利用可能人数、利用実績には、市外施設1か所を含みます。

ウ 量の見込み及び確保方策

<市全域>

(単位:人日/年)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	673	657	647	632	622
確保量	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278
過不足(-)	605	621	631	646	656

【確保方策】

既存施設で対応が可能です。

(4) 地域子育て支援拠点事業

ア 事業の内容

地域子育て支援センターにおいて、乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育て相談や講習会等を通して、子育て家庭の支援を行います。

イ 取組状況

(令和5年度)

施設数	最大利用可能人数	利用実績
11 か所	10,680 人日 / 月	3,756 人日 / 月

ウ 量の見込み及び確保方策

<市全域>

(単位:人日 / 月)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	4,225	4,126	4,055	3,871	3,805
確保量	10,680	10,680	10,680	10,680	10,680
過不足(-)	6,455	6,554	6,625	6,809	6,875

【確保方策】

既存施設で対応可能です。

(5 - 1) 一時預かり事業 (幼稚園型)

ア 事業の内容

幼稚園又は認定こども園に在籍する 1 号認定のこどもに対して、教育時間を超えて保育を行います。

イ 取組状況

(平成 5 年度)

施設種類	施設数	利用実績
幼稚園・認定こども園	71 か所	113,781 人日 / 年

ウ 量の見込み及び確保方策

< 市全域 >

(単位 : 人日 / 年)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	96,307	93,218	90,660	88,422	87,146
確保量	96,307	93,218	90,660	88,422	87,146
過不足 (-)	0	0	0	0	0

【確保方策】

(各区域も同様) 在園児対象の事業であるため、確保が可能です。

< 1 九頭竜区域 >

(単位 : 人日 / 年)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	16,276	15,754	15,322	14,943	14,728
確保量	16,276	15,754	15,322	14,943	14,728
過不足 (-)	0	0	0	0	0

< 2 中部区域 >

(単位 : 人日 / 年)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	28,988	28,058	27,289	26,615	26,231
確保量	28,988	28,058	27,289	26,615	26,231
過不足 (-)	0	0	0	0	0

< 3 東部区域 >

(単位 : 人日 / 年)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	18,009	17,432	16,953	16,535	16,296
確保量	18,009	17,432	16,953	16,535	16,296
過不足 (-)	0	0	0	0	0

< 4 西部区域 >

(単位：人日/年)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	12,520	12,118	11,786	11,495	11,329
確保量	12,520	12,118	11,786	11,495	11,329
過不足 (-)	0	0	0	0	0

< 5 明倫区域 >

(単位：人日/年)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	9,631	9,322	9,066	8,842	8,715
確保量	9,631	9,322	9,066	8,842	8,715
過不足 (-)	0	0	0	0	0

< 6 あさむつ区域 >

(単位：人日/年)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	6,741	6,525	6,346	6,190	6,100
確保量	6,741	6,525	6,346	6,190	6,100
過不足 (-)	0	0	0	0	0

< 7 川西区域 >

(単位：人日/年)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	1,156	1,119	1,088	1,061	1,046
確保量	1,156	1,119	1,088	1,061	1,046
過不足 (-)	0	0	0	0	0

< 8 光区域 >

(単位：人日/年)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	289	280	272	265	261
確保量	289	280	272	265	261
過不足 (-)	0	0	0	0	0

< 9 東足羽区域 >

(単位：人日/年)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	2,697	2,610	2,538	2,476	2,440
確保量	2,697	2,610	2,538	2,476	2,440
過不足 (-)	0	0	0	0	0

(5 - 2) 一時預かり事業 (幼稚園型を除く)

ア 事業の内容

保育園、認定こども園、その他の場所で、家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児について、主として昼間に、必要な保育を行います。

イ 取組状況

(令和 5 年度)

施設種類	施設数	最大利用可能人数	利用実績
保育所等	91 か所	-	10,756 人日/年
トワイライトステイ	2 か所	1,278 人日/年	2 人日/年
すみずみ子育てサポート事業	11 か所	52,834 人日/年	19,212 人日/年
計	104 か所	54,112 人日/年	29,970 人日/年

トワイライトステイの最大利用可能人数、利用実績には、市外施設 1 か所を含みます。

ウ 量の見込み及び確保方策

< 市全域 >

(単位: 人日 / 年)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	29,816	29,193	28,810	28,234	27,746
確保量	64,868	64,868	64,868	64,868	64,868
過不足 (-)	35,052	35,675	36,058	36,634	37,122

【確保方策】

既存の施設・事業によって対応が可能です。

(6) 病児保育事業

ア 事業の内容

病児・病後児を、医療機関等に付設された専用スペースで保育士及び看護師等が一時的に保育します。

イ 取組状況

(令和5年度)

保育の種類	施設数	最大利用可能人数	利用実績
病児	2 箇所	5,353 人日 / 年	3,475 人日 / 年
病後児	4 箇所	5,710 人日 / 年	404 人日 / 年
計	6 箇所	11,063 人日 / 年	3,879 人日 / 年

利用実績には広域利用(市外児)が含まれます。

ウ 量の見込み及び確保方策

<市全域>

(単位:人日/年)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	5,045	4,922	4,804	4,660	4,533
確保量	11,960	11,960	11,960	11,960	11,960
過不足(-)	6,915	7,038	7,156	7,300	7,427

【確保方策】

既存施設で対応可能です。

(7) 利用者支援事業

ア 事業の内容

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行います。

イ 取組状況(令和5年度)

相談受付件数
6,189 件

ウ 量の見込み及び確保方策

<市全域>

(単位:か所)

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	基本型・特定型	1	1	1	1	1
確保量	基本型・特定型	1	1	1	1	1

【確保方策】

福井市子ども保育課窓口専任の職員を配置します。

<市全域>

(単位:か所)

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	子ども家庭センター型	2	2	2	2	2
確保量	子ども家庭センター型	2	2	2	2	2

【確保方策】

福井市子ども家庭センター及び分室専任の職員を配置します。

(8) 妊婦健康診査事業

ア 事業の内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

イ 取組状況 (令和5年度)

利用人数	利用回数
1,723 人	20,508 回

ウ 量の見込み及び確保方策

<市全域>

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	人数	1,700 人	1,660 人	1,630 人	1,600 人	1,570 人
	健診回数	20,400 回	19,920 回	19,560 回	19,200 回	18,840 回
確保方策		実施場所：県内医療機関、助産所				

健診回数 = 各年度の量の見込み人数 × 12 回 (1 人当たりの平均受診回数)

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

ア 事業の内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、面接により子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。面接できなかった乳児については、乳児健診や予防接種、医療機関への受診履歴等により全員の実情を把握します。

イ 取組状況 (令和5年度)

利用人数	面接率
1,681 人	100%

ウ 量の見込み及び確保方策

<市全域>

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	1,700 人	1,668 人	1,638 人	1,609 人	1,580 人
確保方策	実施体制：保健師、助産師、看護師等による訪問 実施機関：福井市こども家庭センター 委託団体：福井県助産師会福井市地区助産師会				

量の見込み = 0 歳人口推計

(10) 養育支援訪問事業

ア 事業の内容

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅に訪問し、養育に関する助言・指導等を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。

イ 取組状況 (令和5年度)

利用実績
13人

ウ 量の見込み及び確保方策

<市全域>

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	40人	40人	40人	40人	40人
確保方策	実施体制：保健師等（専門的相談支援） 実施機関：福井市こども家庭センター				

(11) 子育て世帯訪問支援事業

ア 事業の内容

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、家庭や養育環境を整えるため、訪問支援者が訪問し、育児・家事援助等を行います。

イ 取組状況 (令和5年度)

利用実績
11人

ウ 量の見込み及び確保方策

<市全域>

(単位：人日/年)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	161	172	181	192	199
確保量	161	172	181	192	199

(12) 産後ケア事業

ア 事業の内容

母体管理や生活面の指導、母乳相談、母乳管理、乳児の健康管理及び乳児のお世話、沐浴、授乳等の育児指導または育児相談、その他母子の健康保持のための必要な保健指導を宿泊型、通所型、訪問型で行います。

イ 取組状況 (令和5年度)

利用実績
39人

ウ 量の見込み及び確保方策

<市全域>

(単位：人日/年)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	186	183	180	176	173
確保量	186	183	180	176	173

(13) 妊婦等包括相談支援事業

ア 事業の内容

母子健康手帳交付時の面談、妊娠8か月支援の電話および希望者への面談、乳児家庭全戸訪問等を行います。

イ 取組状況 (令和5年度)

利用実績
4,901回

ウ 量の見込み及び確保方策

<市全域>

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	妊娠届出数	1,700	1,660	1,630	1,600	1,570
	1組当たりの面談日数	3回	3回	3回	3回	3回
	面談実施合計回数	5,100回	4,980回	4,890回	4,800回	4,710回
確保量		5,100回	4,980回	4,890回	4,800回	4,710回

(14) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

ア 事業の内容

保育所・幼稚園・認定こども園等に通園していない0歳6か月～2歳児(満3歳児未満)を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園支援事業を行います。

イ 取組状況(令和6年度9月末)

利用実績
3人

ウ 量の見込み及び確保方策

<市全域>

(単位:人日/年)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳児	量の見込み	77	76	75	73	72
	確保量	89	89	89	89	89
1歳児	量の見込み	20	20	20	20	19
	確保量	66	66	66	66	66
2歳児	量の見込み	14	14	14	14	13
	確保量	66	66	66	66	66

放課後児童対策推進に関する事項（旧：新・福井市放課後子ども総合プラン事業計画）

本市では、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、次のとおり放課後児童対策を推進します。

放課後児童クラブの年度ごとの見込み及び目標整備量

放課後児童クラブ施設の老朽化対策を考慮した整備の検討を進め、学童保育環境の確保を行う。目標整備量（確保量）：p〇参照

放課後子ども教室の令和11年度までの実施計画

公民館ブロックごとに1か所設置

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を連携型¹又は校内交流型²による実施に関する目標事業量及び推進に関する方策

連携型：15か所（令和6年度） 20か所（令和11年度）
校内交流型：1か所（令和6年度） 2か所（令和11年度）
放課後児童クラブの放課後児童支援員と、放課後子ども教室の地域コーディネーターに対し、共通の場で研修を行い、情報共有を図る。
校内交流型の実施にあたっては、活動プログラムの企画段階から連携して実施できるように、両事業の関係者の協議の場を設定。

- 1 連携型：放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携し、放課後子ども教室が実施するプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できる形態のもの
- 2 校内交流型：連携型のうち、同一の小中学校内等で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施しているもの

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の学校施設活用に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を新たに開設する場合、小学校の余裕教室や公民館等を活用しながら進める。

放課後児童対策に関する他部局との連携方策

こども未来部所管課を中心に、福祉健康部及び福井市教育委員会など関係部局との連携を密に行い、総合的に放課後児童対策を推進する。

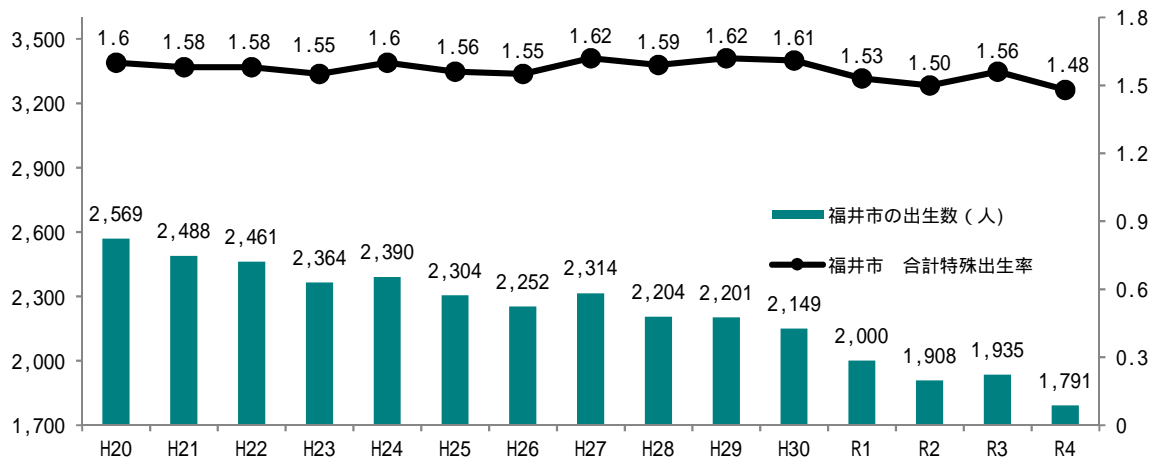
特別な配慮を必要とする子どもへの対応

放課後児童クラブに専門知識を持つアドバイザーを派遣し、特別な配慮を必要とする子どもが安心して過ごせる環境整備を進める。

第 3 部

資 料

出生数及び合計特殊出生率の推移



福井市の出生数 : 福井県衛生統計年報人口動態統計

福井市の合計特殊出生率 : 福井県衛生統計年報人口動態統計及び福井市調べ

人口推移

各年10月1日基準日

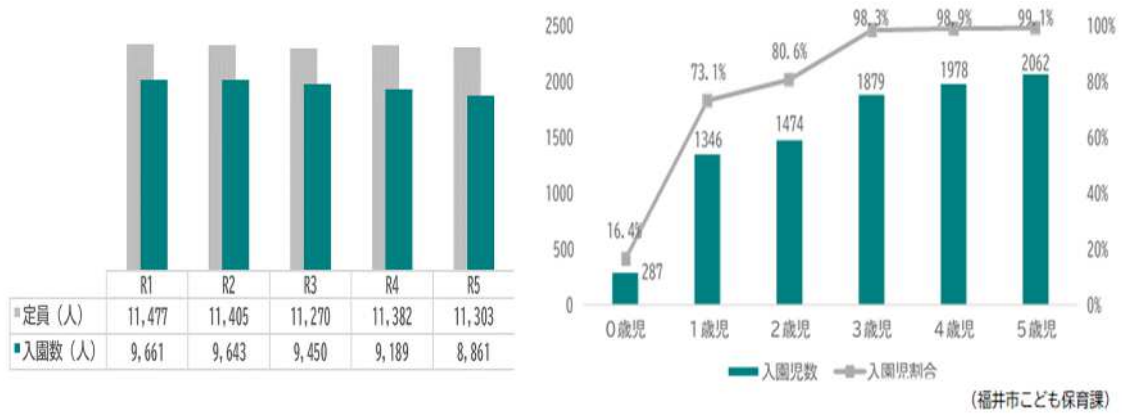
調査年	総数	男		女		女100人につき男	増加数	増加率 (%)
		実数	指数	実数	指数			
大正 9年	56,639	27,601	21.59	29,038	21.60	95.05	-	-
14年	59,943	29,002	22.68	30,941	23.01	93.73	3,304	5.83
昭和 5年	64,199	31,825	24.89	32,374	24.08	98.30	4,256	7.10
10年	75,273	37,444	29.28	37,829	28.13	98.98	11,074	17.25
15年	94,595	44,907	35.12	49,688	36.95	90.38	19,322	25.67
22年	77,320	37,236	29.12	40,084	29.81	92.89	17,275	18.26
25年	100,691	48,735	38.11	51,956	38.64	93.80	23,371	30.23
30年	125,304	60,069	46.98	65,235	48.52	92.08	24,613	24.44
35年	149,823	71,739	56.10	78,084	58.07	91.87	24,519	19.57
40年	169,636	81,546	63.77	88,090	65.51	92.57	19,813	13.22
45年	200,509	96,368	75.37	104,141	77.45	92.54	30,873	18.20
50年	231,364	111,612	87.29	119,752	89.06	93.20	30,855	15.39
55年	240,962	116,562	91.16	124,400	92.52	93.70	9,598	4.15
60年	250,261	121,516	95.03	128,745	95.75	94.39	9,299	3.86
平成 2年	252,743	122,777	96.02	129,966	96.66	94.47	2,482	0.99
7年	255,604	125,015	97.77	130,589	97.12	95.73	2,861	1.13
12年	252,274	122,987	96.18	129,287	96.15	95.13	3,330	1.30
17年	252,220	122,750	96.00	129,470	96.29	94.81	54	0.02
22年	266,796	128,692	100.65	138,104	102.71	93.18	14,576	5.78
27年	265,904	128,892	100.80	137,012	101.90	94.07	892	0.33
令和 2年	262,328	127,867	100.00	134,461	100.00	95.10	3,576	1.34

注) 指数 = 令和2年の福井市の数値を100とした延率。

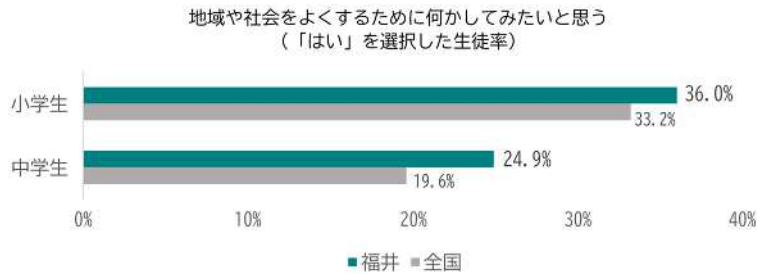
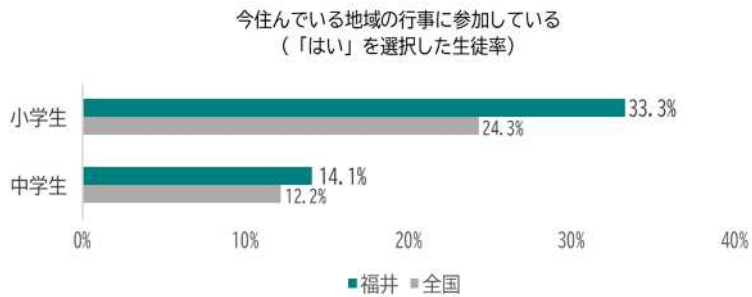
(国勢調査)

注) 平成2年の市域は、一部境界未定のため、総務省統計局において推定。

公私立園の入園児童数の推移（施策4）

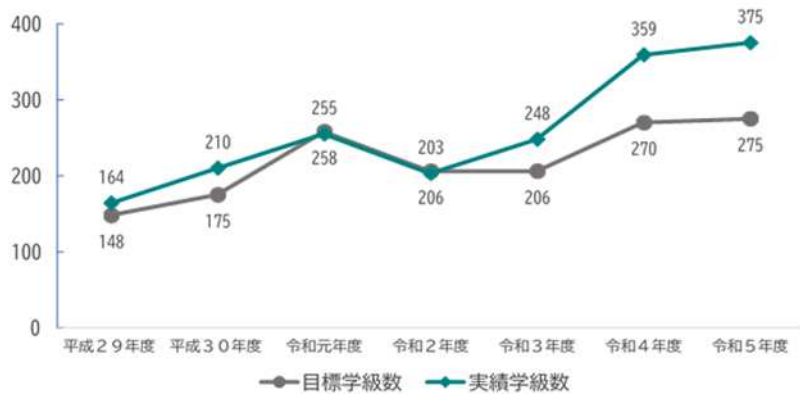


こどもの地域活動参加（施策7）



(R5 全国学力・学習状況調査 生徒・児童質問 (国立教育政策研究所))

キャリア教育プログラムの実施学級数の推移（施策8）



(福井市学校教育課)

障がい児等や医療的ケア児の入園状況（施策15）

障がい児等の保育園・認定こども園への入園状況（保育を必要とする児童）（毎年度3月末時点）

	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
障がい児保育対象児童 ¹	51人	50人	46人	41人	37人
ふれあい保育対象児童 ²	156人	190人	261人	238人	259人
気になる子 ³	1,121人	1,130人	1,140人	1,029人	1,116人
合計	1,328人	1,370人	1,447人	1,308人	1,412人
全入園児	8,705人	8,709人	8,629人	8,505人	8,284人
障がい児等の割合（ / ）	15.3%	15.7%	16.8%	15.4%	17.0%

（福井市こども保育課）

医療的ケア児⁴の保育園・認定こども園への入園状況（保育を必要とする児童）（毎年度3月末時点）

	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
医療的ケア児	3人	2人	2人	2人	3人

（福井市こども保育課）

障がい児等の放課後児童クラブへの登録状況

（毎年4月1日時点）

	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年
障がい児登録児童 ⁵	82人	97人	105人	143人	148人
全登録児童	3,340人	3,390人	3,365人	3,546人	3,538人
障がい児等の割合（ / ）	2.5%	2.9%	3.1%	4.0%	4.2%

（福井市こども育成課）

障がい児通所支援⁶支給決定状況

（毎年度3月末時点）

	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援 ⁷	151人	167人	182人	173人	205人
放課後等デイサービス ⁸	570人	658人	731人	786人	861人

（福井市障がい福祉課）

1 障がい児保育対象児童：特別児童扶養手当支給対象児童

2 ふれあい保育対象児童：障がい児保育の対象とはならないが、中程度の障がい有する児童で、福井県子ども療育センター等の専門機関が認めた児童。又は、療育手帳A1～B1身体障害者手帳1～4級の交付を受けている児童。又は、福井市特定教育・保育施設発達相談会で該当すると判定を受けた児童。

3 気になる子：発達障害や知的障害などの疑いまたは環境や育て方に問題があると思われる児童で、特別な配慮が必要であると保育士等が判断する児童

4 医療的ケア児：人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために、医療を要する状態にある障がい児

5 障がい児登録児童数：放課後児童クラブの入会時に、医療機関等からの診断書等の書類を提出している児童

6 障がい児通所支援：障害のある児童に対し、通所により日常生活における支援や療育を行う障がい福祉サービス

7 児童発達支援：未就学児の障がい児に対し、必要な療育支援を行う障がい福祉サービス

8 放課後等デイサービス：幼稚園および大学を除く学校に就学している障がい児に対し、放課後や学校の休業日に支援を行う障がい福祉サービス

外国につながるこどもの入園状況（施策16）

外国籍のこどもの保育園・認定こども園への入園状況

	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
外国籍児童	-人	56人	50人	46人	37人
全入園児童	9,451人	9,275人	9,033人	8,743人	8,433人
外国籍児童の割合（ / ）	-%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%

（福井市こども保育課）

外国籍のこどもの小学校への就学状況

	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
外国籍児童	71人	79人	71人	64人	62人
全就学児童	13,777人	13,484人	13,189人	12,965人	12,753人
外国籍児童の割合（ / ）	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%

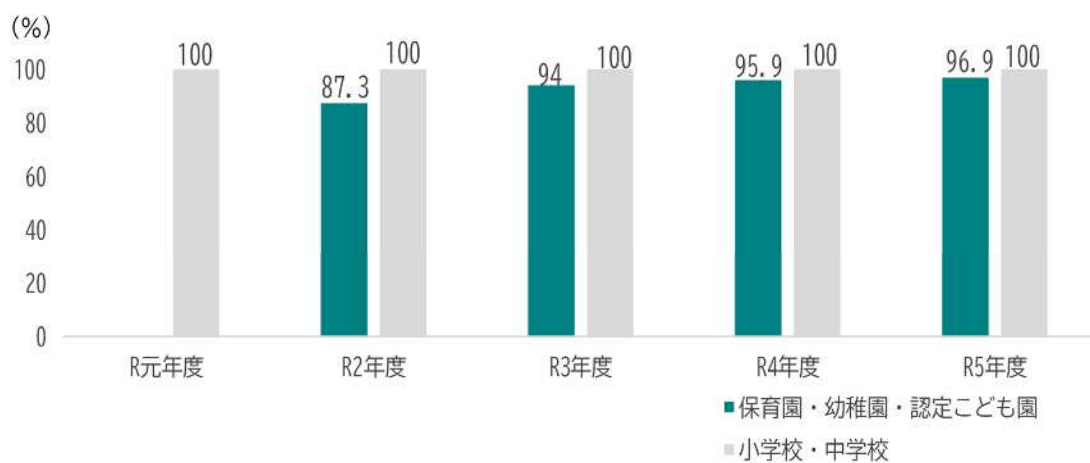
（福井市学校教育課）

外国籍のこどもの中学校への就学状況

	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
外国籍生徒	46人	45人	53人	44人	48人
全就学生徒	6,565人	6,587人	6,660人	6,637人	6,490人
外国籍生徒の割合（ / ）	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	0.7%

（福井市学校教育課）

安全マップの作成・見直しを行った割合（施策20）



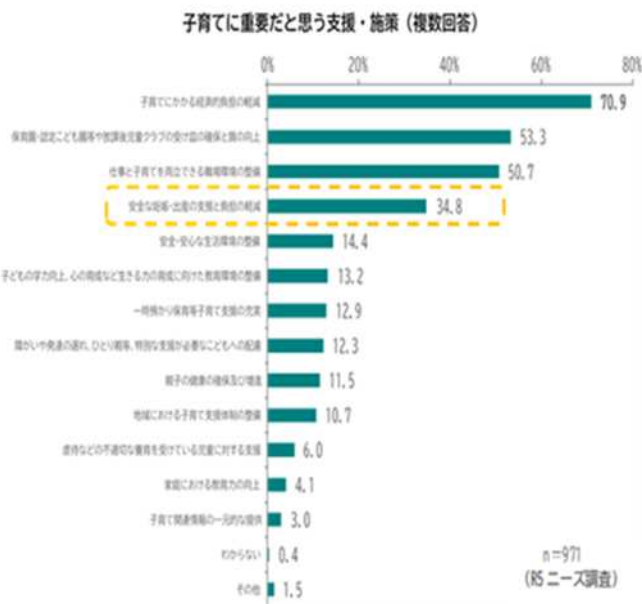
（福井市こども保育課・保健給食課）

(1) 調査の概要

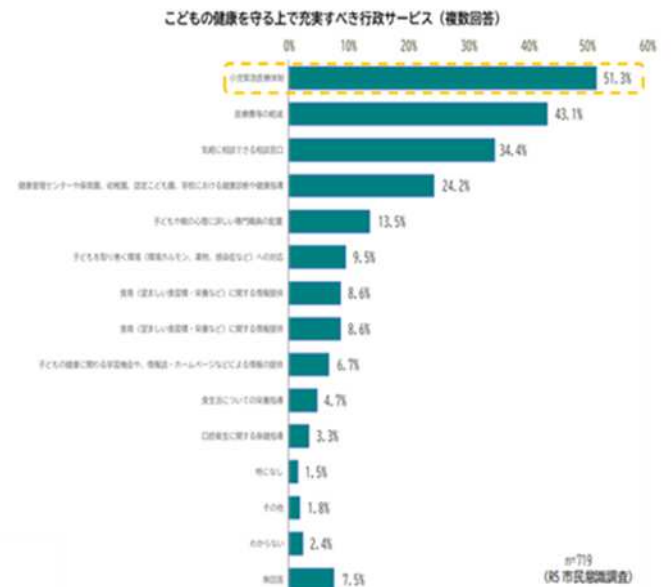
調査名	A 子ども・子育て支援に関するニーズ調査	B 少子化・子育てに関する福井市民意識調査	C こども・若者等に関する実態調査
調査の目的	「福井市こども未来計画」策定のための基礎資料とするため、福井市における子育て支援施設の利用状況や今後の利用希望、子育てに関する意識などを把握する。	「福井市こども未来計画」策定のための基礎資料とするため、結婚、仕事と子育ての両立、子育て支援、少子化、虐待等に関する市民の意識などを把握する。	「福井市こども未来計画」の策定にあたり、福井市におけるこども・若者の生活実態や子育て世帯の子育てに関する意識などを把握する。
実施期間	令和6年1月10日～ 1月30日	令和6年1月10日～ 1月30日	令和6年8月21日～ 9月13日
対象者	令和5年12月1日現在、福井市に住民登録のある就学前児童の保護者	令和5年12月1日現在で福井市に住民登録があり、令和5年4月1日現在で18歳以上74歳以下の男女	令和6年7月22日現在で福井市に住民登録があり、以下の条件に該当する男女 小学5・6年生、中学生 高校生（相当年齢） 若者（19歳～39歳） 保護者（小学生～高校生の親）
調査方法	郵送配布、郵送回収	郵送配布、郵送回収、インターネット回答	郵送配付、郵送回収、インターネット回答
回収結果	配布数 2,000通 回収数 980通 回収率 49.0%	配布数 2,000通 回収数 719通 回収率 36.0%	配布数 1,250通 回収数 388通 回収率 31.0% 配布数 750通 回収数 192通 回収率 25.6% 配布数 2,000通 回収数 377通 回収率 18.9% 配布数 3,000通 回収数 1,058通 回収率 35.3%

(2) 集計結果

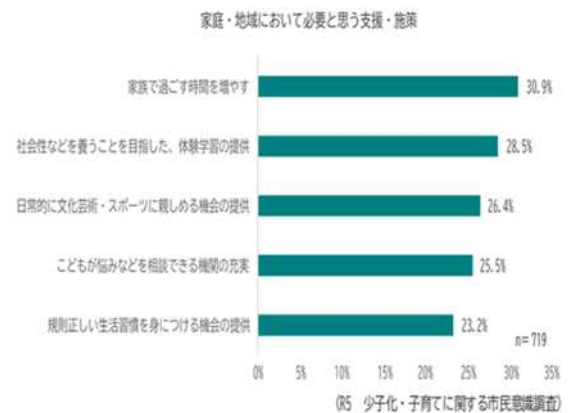
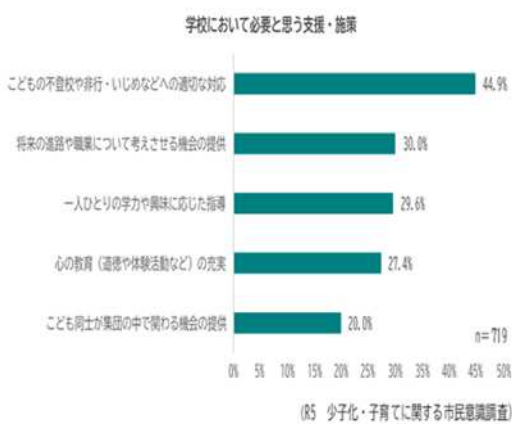
不妊・不育への支援（施策2）



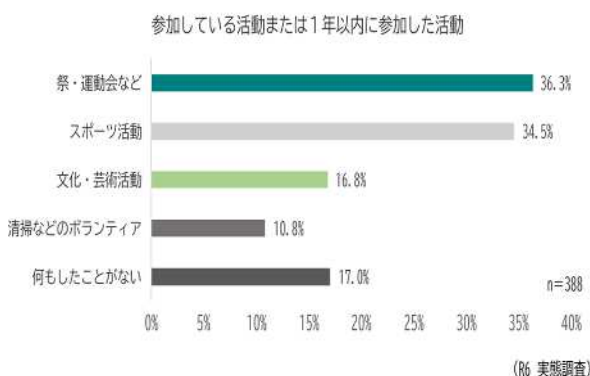
小児救急医療の提供（施策3）



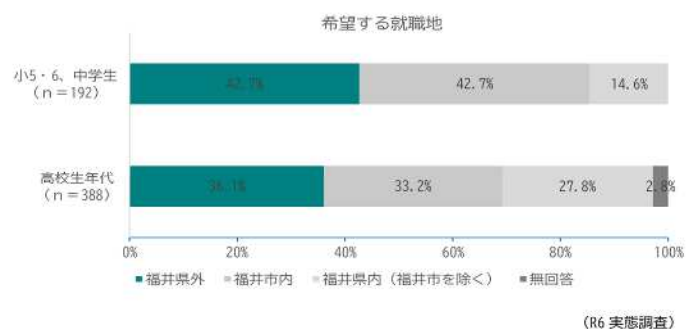
子どもにとって必要だと思う支援・施策（施策6・7）



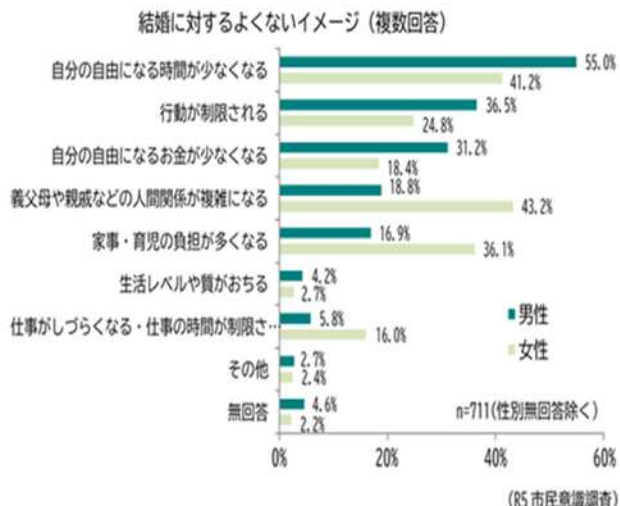
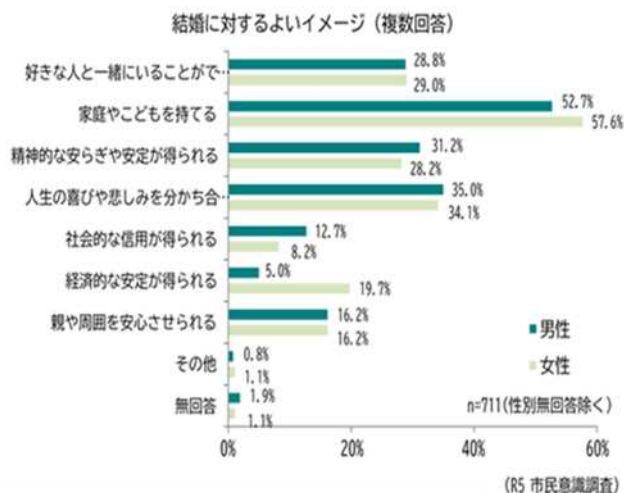
こどもの地域活動参加（施策7）



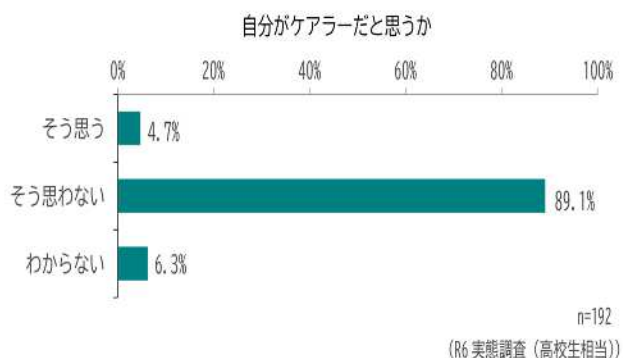
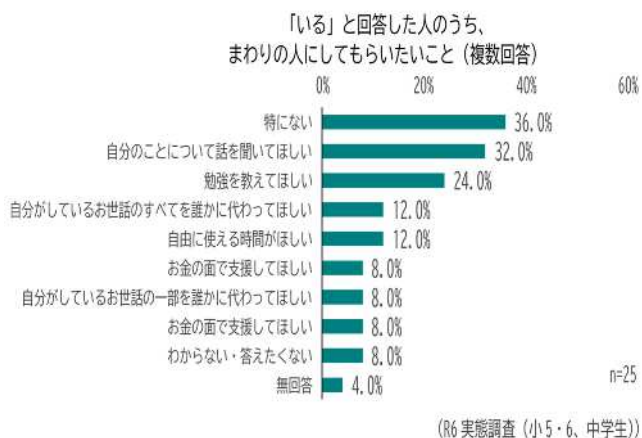
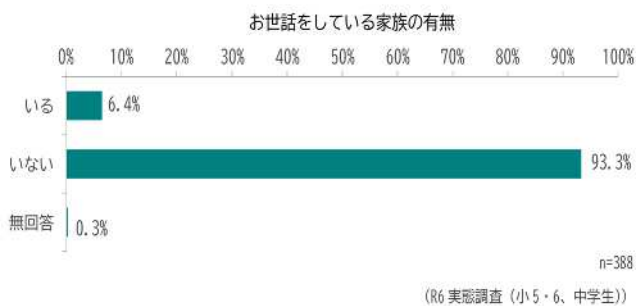
希望する就職地（施策11）



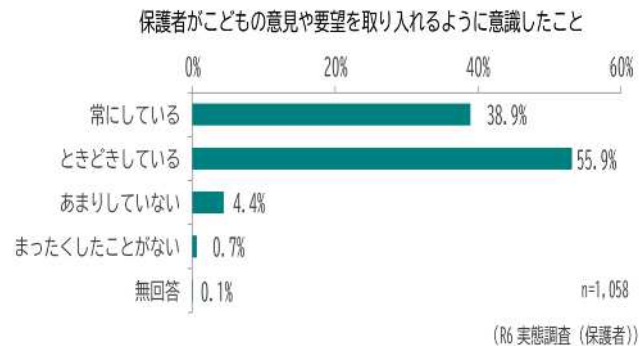
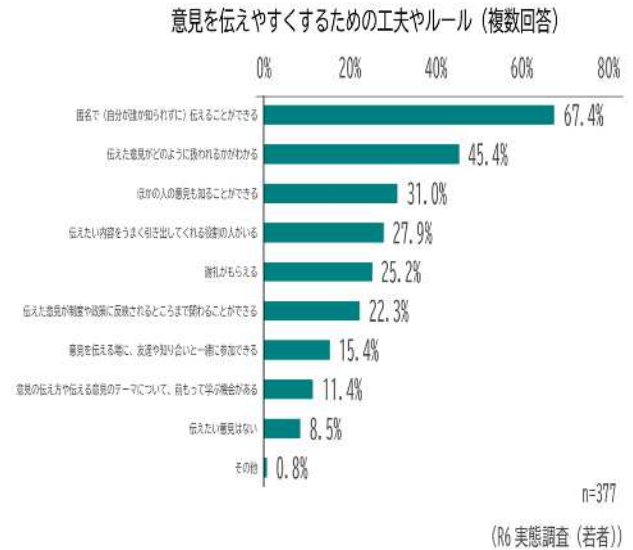
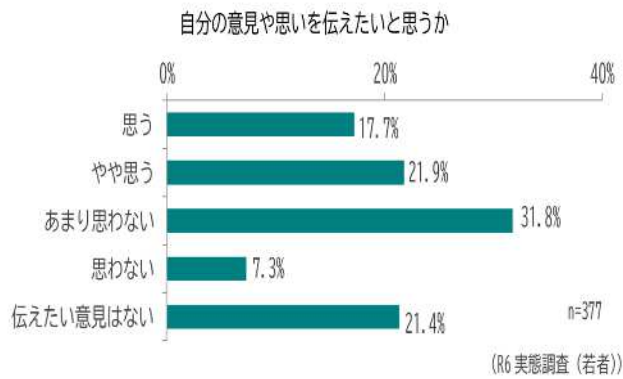
結婚に対するイメージ（施策12）



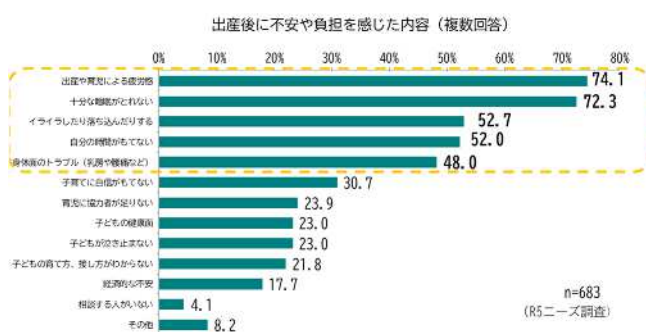
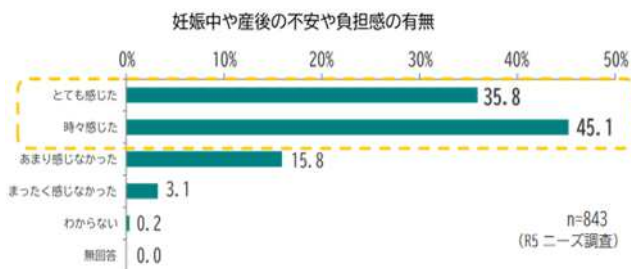
ヤングケアラー（施策17）



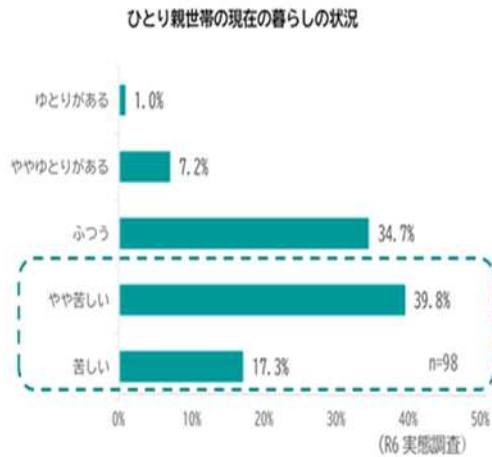
こどもの権利を保障するための体制整備（施策19）



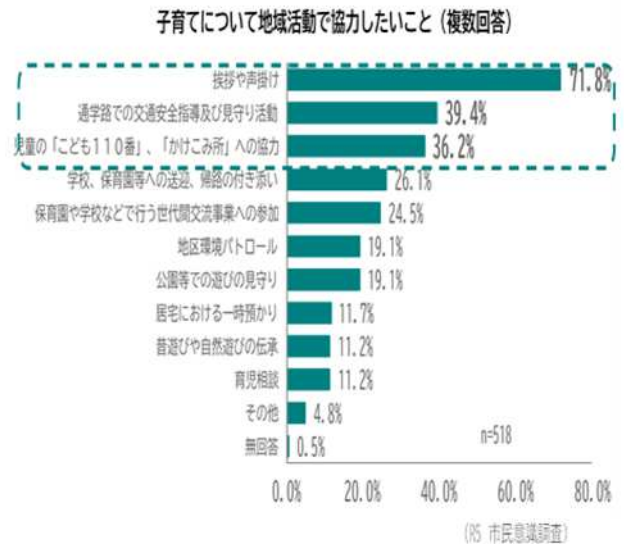
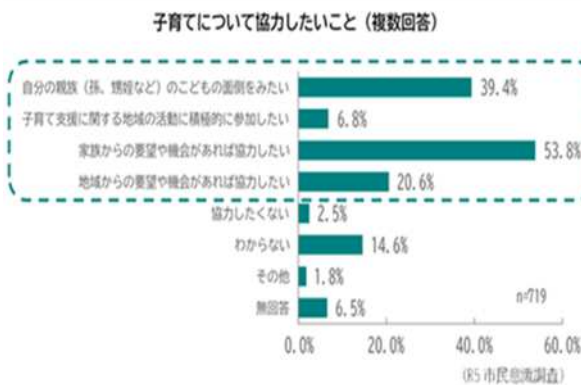
子育て支援事業の充実（施策21）



ひとり親家庭への支援（施策23）



地域の人材を活用した子育て支援機能の向上（施策26）



子育てにやさしい生活環境の整備（施策27）



○自由回答例

凡例	小学5・6年生、中学生 高校生（相当年齢） 若者（19歳から39歳）
----	--

【C こども・若者等に関する実態調査】

分野	意見の例	対象者
遊び場・居場所	遊び場を増やしてほしい！	
	もう少しみんなで遊べる所を作ってほしい。若い人が楽しめる場所がほしい。CDレコードがある所がほしい。福井に無いナショナルチェーンを作ってほしい。	
	前の公園にゆう具を作って	
	駅前で遊べるところをもっと増やしてほしい	
	若者が遊べる施設を増やしてほしい	
	福井県内に子供が遊べる場所を沢山つくって欲しいです。遊ぶ場所がなくて困ってます。	
	子供のしやすいところを作ってほしい	
	誰もが自分のありのままにいられる環境があるとよりよい地域になるのでは	
	もっと学生が遊べる場所(休日や放課後など)を多く作ってほしい。	
	福井がもっと遊べる場所勉強できる場所にしてほしい	
	高校生の遊べる場所が欲しいです	
	勉強スペースもっと欲しいです	
	今まで以上に駅が賑やかになってきているという印象です。より多くの若者が遊ぶことができる駅前にしたいです。	
	もっと分かりやすく、行きやすい場だとありがたいと思います。	
学校以外の居場所（公共の）があることをもっと伝えてほしい。		
進学・就職	もっとお金に困っている家庭の子供でも進学しやすいようにしてほしい。	
	福井県に戻ってきて就職する大学生に対する支援を充実させてほしいです。	
	お金の心配なく進学できるようにしてほしい。	
	どのような職種・会社があるか、また、それぞれの会社の詳しい情報を知る機会がたくさんあるといいと思います。	
学び	教師に勉強だけでなく人として大切なことなど勉強以外も教えてほしい	

貧困	僕はひとり親なので、お金がなくてきついです。	
支援	障がい者に対する支援を充実して欲しい。	
ヤングケアラー	お世話の基準が分かりません。相談といってもそんな時間ないし、何を言えば良いのか分からない。やるべき事はちゃんとやっているし、手伝いも言われたらやっている。言われなくても気遣ってやったりしているのだからこれ以上のことは求めないで。自分のやっている家事とか仕事は当たり前ではないって言うのに、私のやっている手伝いは生活の一部だと言わないで。	
意見	子供も含め皆の意見を聞いてほしい。	
子育て	子育て支援をもっと充実させてほしいです。	
	子どもたちへの政策の充実を求めたいです。	
	子供が産まれてからの支援	
その他	自分や若者の夢、持っている才能を発揮、認めて、無いとしても見つけてほしい。	

(3) 福井市子ども未来条例制定に向けた子ども・若者の意見聴取

令和6年度上半期において、「福井市子ども未来計画」に定める施策等を実施することにより具体化を目指す「福井市子ども未来条例」の制定に向け、子ども・若者等の意見聴取の取組を実施しました。小中学校、高校、大学、特別支援学校、児童養護施設、子ども食堂、障がい福祉サービス提供事業所などにご協力いただき、ワークショップとアンケートにより、3,234件の意見をいただきました。

アンケートチラシ



○ワークショップの様子



仁愛女子短期大学



啓蒙小学校



足羽高等学校

○意見の例

分野	意見の例
子どもの権利等	「子どもの意見を大切に!!」、「友達と比べないでほしい」、「個性を認める」、「暴力的にしかない」、「愛情もって!褒めるときも、怒るときも」
日常生活等	「街灯少なくて夜怖い」、「でかいイオンほしい」、「雨でも遊べる公園がほしい」、「宿題のせいで友達と遊べない」
家庭生活等	「きょうだい全員の扱いを平等にしてほしい」、「ほめてほしい!」、「子供が言ったことをひていしないでほしい」、「『勉強!勉強!』って言わないでネ」
学校生活等	「がっこうをたのしくしよう」、「学校のじゅぎょうがおもしろくなるといい」、「私服登校 ok にしてほしい」、「コスメ、ネイル OK(先生もやっているから)」

3

計画策定の経過

(1) 計画策定の経過

年度・月	社会福祉審議会 こども専門分科会	こども未来 推進本部	調査・策定等
R 5	12月	12/4 第2回 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」及び「少子化・子育てに関する市民意識調査」の実施	
	1月		1/10～1/30 子ども・子育て支援に関するニーズ調査 少子化・子育てに関する市民意識調査
R 6	6月	6/27 第1回 「(仮称)こども計画」策定に向けた説明 こども・若者等への実態調査の実施	
	7月	7/11 第1回 「(仮称)こども計画」策定に向けた説明 こども・若者等への実態調査の実施	
	8月	8/22 第2回 「(仮称)こども計画」の策定に向けた説明 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」	8/21～9/13 こども・若者等に関する実態調査
	9月		
	10月	10/29 第3回 「福井市こども未来計画」(案)の説明	
	11月	11/8 第3回 「福井市こども未来計画」(案)の説明	
	12月		12/2～12/27 パブリック・コメント
	1月		
	2月		
	3月		

令和6年6月までの分科会名は「児童福祉専門分科会」

(2) 福井市こども未来条例

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)

第 2 章 基本理念 (第 3 条・第 4 条)

第 3 章 こどもの権利等 (第 5 条)

第 4 章 それぞれの役割 (第 6 条 第 1 0 条)

第 5 章 基本となる施策 (第 1 1 条 第 1 6 条)

第 6 章 雑則 (第 1 7 条)

附則

こどもは、未来をつくる大切な存在であり、希望です。

かけがえの無い個性を持ち、未来への無限の可能性を秘めた、こどもたちの一人ひとりが、愛情や思いやり、人と人との触れ合いや支え合いの中で、個性豊かにのびのびと育まれることができる社会は、全ての市民の理想とするところです。

私たちは、こどもを権利の主体として尊重し、さらに、こどもが自らの可能性を広げられるよう社会全体でこどもの成長を応援することにより、こどもの未来が輝くまちの実現を目指すため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、こどもを育む上での基本理念を定め、市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者の果たすべき役割を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めることにより、社会全体でこどもの成長を応援し、こどもの未来が輝くまちを実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 心身の発達の過程にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他こどもを現に監護する者をいう。
- (3) 地域住民等 こどもが生活する地域の住民及び団体をいう。

- (4) 学校等 学校その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設等をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

第2章 基本理念

第3条 子どもが輝くまちを実現するための基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもが未来への希望を持ち健やかに成長できるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備すること。
- (2) 子どもが自らの思いや意見を自由に表明することや、権利の主体であることを尊重すること。
- (3) こどもの最善の利益を実現するため、子どもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することができるよう必要な支援を行うこと。
- (4) こどもの主体的に生きる力を育み、未来を築いていくために必要な社会性や自立心、たくましさや優しさを養うこと。
- (5) 市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者は、それぞれの責務及び役割を果たし、かつ、相互に連携協力すること。

第4条 全ての子どもは、前条に定める基本理念の下に生まれ、障がいの有無や、国籍の違い等にかかわらず、個人の属性や置かれた状況に応じて必要な支援を受けることができる。

第3章 こどもの権利等

(こどもの権利及び他者の権利の尊重)

第5条 子どもには、安心して自分らしく生きるために次に掲げる権利が保障され、また、何人も、その権利を侵害してはならない。

- (1) 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- (2) 自分の意思や考えを自由に表現し、自分に関することを主体的に決めること。
- (3) 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- (4) 性別、年齢、障がいの有無、国籍や宗教など、いかなる理由を元とした差別も受けないこと。

- (5) いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力や不適切な環境から守られ、プライバシー及び名誉が守られた、安全で安心な環境で生活すること。
- (6) 悩みや困りごとを相談し、支援を受けることができ、一人ひとりが大切にされ、健やかに育つための環境を求めること。
- 2 こどもは、自分の権利が保障されるのと同様に、他者の権利を尊重しなければならない。

第4章 それぞれの役割

(市の役割)

第6条 市は、この条例の基本理念にのっとり、こどもの意見を踏まえながら、こどもを社会全体で育むための施策を策定し、総合的、計画的に推進するとともに、関係機関がそれぞれの役割を果たせるよう支援し、相互に連携及び協力するものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、家庭がこどもの心身の成長及び人格の形成にとって大きな役割を担っていることを認識するとともに、こどもの個性と人格を尊重し、こどもが社会の中で生きていく力を育むことができるよう支え、また、こどもと向き合い、こどもが家庭において心身ともに安らかに過ごすことができるよう努めるものとする。

(地域住民等の役割)

第8条 地域住民等は、こどもが安心して遊び、学ぶことができるよう、その地域においてこどもを見守るとともに、地域がこどもの豊かな人間性及び社会性を育む場であることを認識し、地域で行われる行事等において、多様な世代やこども同士の交流及び様々な体験の機会を積極的にこどもに提供するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第9条 学校等は、こどもの興味や関心を引き出すことにより、こどもが心身ともに健やかに成長し、主体的に生きる力を身に付けることや、その能力を高めること、可能性を最大限に広げることができるよう取り組むとともに、こどもが安全かつ安心に育ち、学ぶことのできる場となるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、子どもを育てる家庭と事業者とのかかわりや、子どもの育成についての社会的な影響力及び責任を認識して、雇用する従業員が子育てと仕事の両立をできるよう必要な職場環境の整備及び従業員への周知を行うとともに、子どもが社会の仕組み及び職業に対する興味を持ち、理解を深めることができる機会の提供に努めるものとする。

第5章 基本となる施策

(こどもの育ちの支援)

第11条 市は、子どもが健やかに成長することができるよう、安全で安心できる環境を整備するとともに、こどもの成長段階に応じた支援を切れ目なく行うものとする。

(遊びや多様な経験、学び等の機会の提供)

第12条 市は、子どもが豊かな自己を育み、可能性を広げることができるよう、遊びや多様な経験、学び等の機会や場所の提供を図るとともに、参加できる環境を整えるものとする。

(こどもの状況に応じた適切な支援等)

第13条 市は、次に掲げる状況にある子どもが、この条例の基本理念に基づき育まれるよう特に配慮することとし、第11条に定める支援や、前条に定める遊びや多様な経験、学び等の機会の提供について適切に行うものとする。

- (1) 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい等の障がいのある子どもや、医療的ケアが必要な子ども
- (2) 国外から帰国した子どもや外国籍の子ども、両親とも又はそのいずれか一方が外国人である子ども
- (3) 虐待を受けている又はそのおそれがある子ども
- (4) いじめを受けている子ども
- (5) 不登校の子ども
- (6) 家事や家族の世話、介護等を行うなどの過度な負担を抱えている子ども
- (7) 家庭、学校又は地域で孤立しているなど居場所の支援が必要な子ども
- (8) 前各号に定めるほか、特に支援が必要な子ども

(子育て家庭等への支援)

第14条 市は、市民が安心して子どもを出産し、育てることができるよう、妊産婦、保護者等に対してそれぞれの段階における必要な支援を行うものとする。

2 前項に定める施策については、経済的に困難な家庭やひとり親家庭など、様々な状況にある家庭に対し、その状況に応じた適切な支援や、子どもを育てやすい環境の整備に努めるものとする。

(支援情報の提供及び相談体制の充実)

第15条 市は、子ども及び保護者が必要な支援を受けられるように適切な情報提供を行うほか、安心して悩みを相談できるよう、国、県、学校等、事業者その他の関係機関と連携し、その体制の充実を図るものとする。

(周知)

第16条 市は、この条例の趣旨について、子どもを含めた全ての市民の関心を高め、理解を深めるため、必要な周知を行うものとする。

第6章 雑則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年〇月〇日から施行する。

(3) 福井市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関に関し、法及び社会福祉法施行令（昭和 3 3 年政令第 1 8 5 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条の審議会その他の合議制の機関の名称は、福井市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(調査審議事項)

第 3 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 法第 1 2 条第 1 項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (3) 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 7 2 条第 1 項各号に掲げる事項
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 1 7 条第 3 項、第 2 1 条第 2 項及び第 2 2 条第 2 項に関する事項
- (5) こども基本法（令和 4 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 項に規定するこども施策の推進並びに同法第 1 0 条第 2 項に規定する市町村こども計画の策定及び変更に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

(委員の任期)

第 4 条 審議会の委員の任期は、3 年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 審議会に、法第 9 条第 1 項の特別の事項（以下「特別の事項」という。）を調査審議するため、臨時委員を置く。

(委員長の職務代理者)

第 6 条 審議会の委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会は、必要に応じ委員長が招集する。ただし、委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、審議会の議長となり、会務を総理する。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 特別の事項について会議を開き、議事を決する場合における第 2 項及び前項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会の組織等)

第 8 条 審議会に、社会福祉における専門的な事項を調査審議するため、次に掲げる専門分科会を置く。

名称	担当事務
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関すること。
障がい者福祉専門分科会	法第 11 条第 1 項の規定により身体障害者福祉専門部会が調査審議することとされている身体障がい者の福祉に関すること及び障がい者の福祉に関すること。
高齢者福祉専門分科会	高齢者の福祉に関すること。
こども専門分科会	法第 12 条第 1 項において読み替えて適用する法第 11 条第 1 項の規定により児童福祉専門分科会が調査審議することとされている児童福祉に関すること及びこどもに関する施策、計画等に関すること。
地域福祉専門分科会	地域福祉の推進に関すること。

- 2 審議会の専門分科会 (民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。) に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委

員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

- 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
- 5 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。
- 6 各専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。

(民生委員審査専門分科会への準用)

第 9 条 前条第 3 項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

- 2 前項において準用する前条第 3 項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(審査部会)

第 10 条 社会福祉法施行令第 3 条第 1 項の審査部会においては、身体障害者の障害程度の審査に関する事項のほか、別に定める事項を調査審議することができるものとする。この場合において、審議会は、当該事項に関して諮問を受けたときは、当該審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(意見の聴取等)

第 11 条 審議会は、調査審議のために必要があると認めるときは、他の専門機関に意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第 12 条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第 13 条 審議会の庶務は、福祉健康部において処理する。

(その他)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、

委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において、次項による改正前の福井市附属機関設置条例第 2 条に規定する福井市障害者施策推進協議会の委員である者は、この条例の施行の日に法第 8 条の規定により任命された委員とみなす。この場合において、当該委員は、第 8 条第 1 項の障がい者福祉専門分科会に属するものとする。

(福井市附属機関設置条例の一部改正)

- 3 福井市附属機関設置条例 (平成 10 年福井市条例第 18 号) の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (令和 4 年 3 月 23 日条例第 4 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 22 日条例第 20 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 19 日条例第 26 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 6 月 20 日条例第 37 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 福井市社会福祉審議会こども専門分科会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市社会福祉審議会条例(平成30年福井市条例第44号)及び福井市社会福祉審議会運営規程に定めるもののほか、福井市社会福祉審議会こども専門分科会(以下「専門分科会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 専門分科会は、次に掲げる者のうちから20名以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 児童福祉に関係する事業に従事する者
- (5) 学校教育に従事する者
- (6) 母子・父子・寡婦の福祉に関係する事業に従事する者
- (7) 地域において子育て支援に従事する者
- (8) 男女共同参画に関係する事業に従事する者
- (9) 子どもの保護者
- (10) 就労支援事業者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(調査審議事項)

第3条 専門分科会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 社会福祉法(平成26年法律第45号)第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項第1号に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定及び第2号に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (3) こども基本法第10条に規定する市町村こども計画の策定又は変更に関する事項
- (4) こども基本法第11条に規定するこども施策の策定、実施及び評価に関する事項

- (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第9項に規定する芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対する必要な勧告に関する事項
 - (6) 児童福祉法第34条の15第4項に規定する家庭的保育事業等の認可に関する事項
 - (7) 児童福祉法第35条第6項に規定する保育所の設置認可に関する事項
 - (8) 児童福祉法第46条第4項に規定する児童福祉施設の事業の停止命令に関する事項
 - (9) 児童福祉法第59条第5項に規定する無届又は無認可の児童福祉施設の事業停止又は施設の閉鎖命令に関する事項
 - (10) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項に規定する幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等、第21条第2項に規定する幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖命令及び第22条第2項に規定する幼保連携型認定こども園の認可の取消しに関する事項
 - (11) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第13条に規定する母子福祉資金貸付金の貸付けの停止に関する事項
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項第2号の利用定員の設定、同項第7号の家庭的保育事業等の認可、同項第8号の保育所の設置認可及び同条第11号の幼保連携型認定こども園の設置認可に際し、本市の施設整備に関する補助金の交付を必要とする場合は、当該補助金に係る予算の編成時まで、設置の必要性について調査審議を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年6月21日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年6月20日から施行する。

(5) 福井市社会福祉審議会 こども専門分科会委員 (令和 6 年度)

	区分	氏名	団体名	役職等
1	学識経験者	会長 西村 重稀	仁愛大学	名誉教授
2	学識経験者	副会長 青井 夕貴	仁愛大学人間生活学部 子ども教育学科	准教授
3	事業主代表	藤川 博史	福井商工会議所	理事・事務局長
4	労働者代表	堀川 昌市	連合福井 福井地域協議会	事務局長
5	児童福祉関係 事業従事者	澤田 夏彦	公益社団法人 福井市民間幼児教育連盟	会長
6	児童福祉関係 事業従事者	杉山 聡理	福井市私立幼稚園・ 認定こども園協会	副会長
7	児童福祉関係 事業従事者	南 恵美子	福井市児童クラブ連絡協議会	顧問
8	児童福祉関係 事業従事者	鰐淵 弥生	社会福祉法人 福井市社会福祉協議会	総務企画課 課長
9	児童福祉関係 事業従事者	木村 美由紀	福井県民生活協同組合	福祉事業部 子育て支援課長
10	学校教育従事者	西行 智美	福井市小学校長会	春山小学校 校長
11	母子・父子・寡婦の 福祉関係事業従事者	後藤 優子	福井市母子寡婦福祉連合会	副会長
12	地域における 子育て支援従事者	松田 久美子	福井市民生児童委員協議会 連合会	主任児童委員部会 会長
13	地域における 子育て支援従事者	瀬戸 百合子	福井市保健衛生推進員会	会長
14	地域における 子育て支援従事者	川端 起代美	一般社団法人 福井県助産師会	会長
15	男女共同参画関係事 業従事者	奥村 祥子	福井男女共同参画 ネットワーク	顧問
16	就労支援事業者	山内 伸二	福井公共職業安定所	所長
17	児童福祉関係 事業従事者	天方 あすか	福井県子どもNPOセンター	事務局長

(6) 福井市こども未来推進本部設置規程

(設置)

第 1 条 本市におけるこどもの成長を応援し、こどもの未来が輝くまちを実現するための施策を全庁的な体制の下で総合的に推進するため、福井市こども未来推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部は、前条の目的を達成するために、次の事項を審議し、及び推進する。

- (1) こども計画の策定及び推進に関すること。
- (2) こども施策の推進に係る基本事項及び重要事項の決定並びに関係部局間の連絡調整に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、副市長をもって充てる。

3 副本部長は、こども未来部長をもって充てる。

4 本部員は、福井市政策調整会議及び連絡調整会議に関する訓令（平成 19 年福井市訓令甲第 8 号）第 13 条第 1 項各号に掲げる者及び同条第 2 項に規定する者をもって充てる。

(職務)

第 4 条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、本部長の指定するところによりその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

2 本部長は、第 1 条の目的を達成するため、必要と認めるときは、推進本部の会議に関係者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(幹事会)

第 6 条 推進本部に、こども計画の進捗管理について審議及び調整をさせるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、こども未来部長をもって充てる。

4 副幹事長は、こども未来部次長をもって充てる。

5 幹事は、別表に掲げる者をもって充てる。

6 第4条第1項及び前条第2項の規定は幹事長について、第4条第2項の規定は副幹事長について、前条第1項の規定は幹事会について、それぞれ準用する。

(部会)

第7条 幹事会は、個別的事項の調査及び検討を行わせるため、必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会は、幹事会が指名した部会長及び部会員で構成する。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年6月13日から施行する。

別表(第6条関係)

総務部次長	総務部市長公室長	財政部次長	市民生活部次長	福祉健康部次長
福祉事務所長	商工労働部次長	農林水産部次長	都市政策部次長	建設部次長
危機管理副監	消防局次長	教育次長		